

第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（9 月 2 日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 5 号 令和 6 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 6 号 公益社団法人日置市農業公社令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画の 報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
日程第 7 報告第 7 号 令和 6 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 0
日程第 8 報告第 8 号 令和 6 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 1
日程第 9 報告第 9 号 令和 6 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 1 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 1 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 1 2 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 3 承認第 5 号 専決処分（令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号））につき承 認を求めることについて	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
日程第 1 4 議案第 4 6 号 日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の 締結について	1 4
永山市長提案理由説明	1 4
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 4

日程第 15	議案第 47 号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	15
日程第 16	議案第 48 号	日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	15
	永山市長提案理由説明		15
	瀬戸口総務企画部長兼総務課長		15
日程第 17	議案第 49 号	日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	17
	永山市長提案理由説明		17
	馬場口市民福祉部長兼こども未来課長		18
日程第 18	議案第 50 号	日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について	18
	永山市長提案理由説明		18
	内山東市来支所長		18
日程第 19	議案第 51 号	日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正について	19
	永山市長提案理由説明		19
	田口産業建設部長兼建設課長		19
日程第 20	議案第 52 号	日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	20
	永山市長提案理由説明		20
	福田消防本部消防長		20
	黒田澄子さん		21
	藏菌消防本部総務課長		21
	黒田澄子さん		22
	藏菌消防本部総務課長		22
	黒田澄子さん		22
	藏菌消防本部総務課長		23
休 憩			23
日程第 21	議案第 53 号	日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	23
	永山市長提案理由説明		23
	東総括監兼選挙管理委員会事務局長		24
日程第 22	議案第 54 号	令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）	24

日程第 2 3	議案第 5 5 号	令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 4
日程第 2 4	議案第 5 6 号	令和 7 年度日置市温泉急騰事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 4
日程第 2 5	議案第 5 7 号	令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 4
日程第 2 6	議案第 5 8 号	令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	2 4
日程第 2 7	議案第 5 9 号	令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 5
日程第 2 8	議案第 6 0 号	令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	2 5
	永山市長提案理由説明		2 5
日程第 2 9	認定第 1 号	令和 6 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 0	認定第 2 号	令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 1	認定第 3 号	令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 2	認定第 4 号	令和 6 年度日置市健康交流館特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 3	認定第 5 号	令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 4	認定第 6 号	令和 6 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 5	認定第 7 号	令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 7
日程第 3 6	認定第 8 号	令和 6 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 7
日程第 3 7	認定第 9 号	令和 6 年度日置市下水道事業会計決算認定について	2 7
	永山市長提案理由説明		2 7
休 憩			3 1
日程第 3 8	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		3 1
散 会			3 2

第 2 号（9 月 9 日）（火曜日）

開 議	3 6
日程第 1 一般質問	3 6
黒田澄子さん	3 6
永山市長	3 7
奥教育長	4 0
黒田澄子さん	4 0

宇都健康保険課長	4 0
黒田澄子さん	4 0
宇都健康保険課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
段原学校教育課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
段原学校教育課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
段原学校教育課長	4 1
黒田澄子さん	4 2
段原学校教育課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
宇都健康保険課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
宇都健康保険課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
宇都健康保険課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
永山市長	4 2
奥教育長	4 3
黒田澄子さん	4 3
神之門地域づくり課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
神之門地域づくり課長	4 3
黒田澄子さん	4 3
神之門地域づくり課長	4 4
黒田澄子さん	4 4
上村商工観光課長	4 4
黒田澄子さん	4 4
神之門地域づくり課長	4 4
黒田澄子さん	4 5
永山市長	4 5

黒田澄子さん	4 5
上農地整備課長	4 5
黒田澄子さん	4 6
上農地整備課長	4 6
黒田澄子さん	4 6
神余上下水道課長	4 6
黒田澄子さん	4 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 7
黒田澄子さん	4 7
永山市長	4 7
黒田澄子さん	4 7
宇都健康保険課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
段原学校教育課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
宇都健康保険課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
宇都健康保険課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
宇都健康保険課長	4 8
休 憩	4 9
黒田澄子さん	4 9
宇都健康保険課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
段原学校教育課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
小園財政管財課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
小園財政管財課長	5 0
黒田澄子さん	5 0
小園財政管財課長	5 0
黒田澄子さん	5 0

小園財政管財課長	5 0
黒田澄子さん	5 0
小園財政管財課長	5 0
黒田澄子さん	5 0
小園財政管財課長	5 0
黒田澄子さん	5 1
瀬戸口市民生活課長	5 1
黒田澄子さん	5 1
瀬戸口市民生活課長	5 1
黒田澄子さん	5 1
瀬戸口市民生活課長	5 2
黒田澄子さん	5 2
瀬戸口市民生活課長	5 2
黒田澄子さん	5 2
永山市長	5 2
下園和己君	5 2
永山市長	5 3
奥教育長	5 4
下園和己君	5 4
園田企画課長	5 4
下園和己君	5 4
園田企画課長	5 5
下園和己君	5 5
園田企画課長	5 5
下園和己君	5 5
入佐社会教育課長	5 5
下園和己君	5 5
入佐社会教育課長	5 5
下園和己君	5 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 5
下園和己君	5 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 5

下園和己君	5 6
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 6
下園和己君	5 6
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 6
下園和己君	5 6
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 6
下園和己君	5 6
入佐社会教育課長	5 6
下園和己君	5 6
入佐社会教育課長	5 7
下園和己君	5 7
阿多聖弥君	5 7
永山市長	5 8
奥教育長	5 9
休 憩	5 9
阿多聖弥君	5 9
成田農林水産課長	5 9
阿多聖弥君	5 9
成田農林水産課長	5 9
阿多聖弥君	6 0
成田農林水産課長	6 0
阿多聖弥君	6 0
成田農林水産課長	6 0
阿多聖弥君	6 0
成田農林水産課長	6 0
阿多聖弥君	6 0
成田農林水産課長	6 0
阿多聖弥君	6 1
成田農林水産課長	6 1
阿多聖弥君	6 1
成田農林水産課長	6 1
阿多聖弥君	6 1

成田農林水産課長	6 1
阿多聖弥君	6 1
成田農林水産課長	6 1
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 2
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 2
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 2
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 2
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 2
阿多聖弥君	6 2
成田農林水産課長	6 3
阿多聖弥君	6 3
成田農林水産課長	6 3
阿多聖弥君	6 3
成田農林水産課長	6 3
阿多聖弥君	6 3
成田農林水産課長	6 3
阿多聖弥君	6 3
成田農林水産課長	6 3
阿多聖弥君	6 3
成田農林水産課長	6 4
阿多聖弥君	6 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 4
阿多聖弥君	6 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 4
阿多聖弥君	6 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 4
阿多聖弥君	6 4

東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 4
阿多聖弥君	6 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 5
阿多聖弥君	6 5
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 5
阿多聖弥君	6 5
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 5
阿多聖弥君	6 5
永山市長	6 6
阿多聖弥君	6 6
上村商工観光課長	6 6
阿多聖弥君	6 6
上村商工観光課長	6 6
阿多聖弥君	6 6
上村商工観光課長	6 6
阿多聖弥君	6 6
上村商工観光課長	6 6
阿多聖弥君	6 6
上村商工観光課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
上村商工観光課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
上村商工観光課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
上村商工観光課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
上村商工観光課長	6 7
阿多聖弥君	6 7
上村商工観光課長	6 8
阿多聖弥君	6 8

上村商工観光課長	6 8
阿多聖弥君	6 8
上村商工観光課長	6 8
阿多聖弥君	6 8
上村商工観光課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
上村商工観光課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
上村商工観光課長	6 9
阿多聖弥君	6 9
永山市長	6 9
佐多申至君	7 0
永山市長	7 1
休 憩	7 2
佐多申至君	7 2
成田農林水産課長	7 2
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 3
佐多申至君	7 3
成田農林水産課長	7 4
佐多申至君	7 4
成田農林水産課長	7 4
佐多申至君	7 4
成田農林水産課長	7 4

佐多申至君	7 4
成田農林水産課長	7 4
佐多申至君	7 4
永山市長	7 5
佐多申至君	7 5
成田農林水産課長	7 5
佐多申至君	7 5
成田農林水産課長	7 5
佐多申至君	7 5
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 6
佐多申至君	7 6
成田農林水産課長	7 7
佐多申至君	7 7
成田農林水産課長	7 7
佐多申至君	7 7
神之門地域づくり課長	7 7
佐多申至君	7 7
神之門地域づくり課長	7 7
佐多申至君	7 7
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	7 8
佐多申至君	7 8
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	7 8
佐多申至君	7 9
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	7 9

佐多申至君	7 9
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	7 9
佐多申至君	7 9
永山市長	7 9
散 会	8 0

第3号（9月10日）（水曜日）

開 議	8 4
成田農林水産課長	8 4
日程第1 一般質問	8 4
池満 渉君	8 4
奥教育長	8 4
池満 渉君	8 6
段原学校教育課長	8 6
池満 渉君	8 6
段原学校教育課長	8 6
奥教育長	8 6
池満 渉君	8 7
段原学校教育課長	8 7
池満 渉君	8 7
段原学校教育課長	8 7
池満 渉君	8 7
段原学校教育課長	8 8
池満 渉君	8 8
段原学校教育課長	8 9
池満 渉君	8 9
段原学校教育課長	9 0
池満 渉君	9 0
奥教育長	9 1
池満 渉君	9 1
段原学校教育課長	9 1
池満 渉君	9 1

段原学校教育課長	9 2
池満 渉君	9 2
奥教育長	9 2
重留健朗君	9 3
永山市長	9 3
有島農業委員会事務局長	9 5
休 憩	9 5
重留健朗君	9 5
成田農林水産課長	9 5
重留健朗君	9 5
成田農林水産課長	9 5
重留健朗君	9 5
成田農林水産課長	9 6
重留健朗君	9 6
有島農業委員会事務局長	9 6
重留健朗君	9 6
上農地整備課長	9 6
重留健朗君	9 6
成田農林水産課長	9 6
重留健朗君	9 6
上農地整備課長	9 7
重留健朗君	9 7
成田農林水産課長	9 7
重留健朗君	9 7
成田農林水産課長	9 7
重留健朗君	9 7
成田農林水産課長	9 7
重留健朗君	9 7
成田農林水産課長	9 8
重留健朗君	9 8
永山市長	9 8
重留健朗君	9 8

宇都健康保険課長	9 8
重留健朗君	9 8
宇都健康保険課長	9 8
重留健朗君	9 9
宇都健康保険課長	9 9
重留健朗君	9 9
宇都健康保険課長	9 9
重留健朗君	9 9
宇都健康保険課長	9 9
重留健朗君	9 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 9
重留健朗君	1 0 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
重留健朗君	1 0 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
重留健朗君	1 0 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 0
重留健朗君	1 0 0
上農地整備課長	1 0 1
重留健朗君	1 0 1
上農地整備課長	1 0 1
重留健朗君	1 0 1
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 1
重留健朗君	1 0 1
田口産業建設部長兼建設課長	1 0 1
重留健朗君	1 0 2
田口産業建設部長兼建設課長	1 0 2
重留健朗君	1 0 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
重留健朗君	1 0 2
神余上下水道課長	1 0 2
重留健朗君	1 0 2

	東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
	重留健朗君	1 0 3
	永山市長	1 0 3
	重留健朗君	1 0 3
	上村商工観光課長	1 0 3
	重留健朗君	1 0 4
	上村商工観光課長	1 0 4
	重留健朗君	1 0 4
	永山市長	1 0 4
	坂口洋之君	1 0 4
	永山市長	1 0 5
休	憩	1 0 7
	坂口洋之君	1 0 7
	永山市長	1 0 7
	坂口洋之君	1 0 8
	奥田介護保険課長	1 0 8
	坂口洋之君	1 0 8
	宮前福祉課長	1 0 8
	坂口洋之君	1 0 8
	宮前福祉課長	1 0 8
	坂口洋之君	1 0 9
	宮前福祉課長	1 0 9
	坂口洋之君	1 0 9
	宮前福祉課長	1 0 9
	坂口洋之君	1 0 9
	宮前福祉課長	1 0 9
	坂口洋之君	1 0 9
	宇都健康保険課長	1 0 9
	坂口洋之君	1 0 9
	宮前福祉課長	1 1 0
	坂口洋之君	1 1 0
	宮前福祉課長	1 1 0

坂口洋之君	1 1 0
奥田介護保険課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
宮前福祉課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
宮前福祉課長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
永山市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
永山市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
神之門地域づくり課長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
神之門地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
神之門地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
神之門地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4
神之門地域づくり課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 5
神之門地域づくり課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
神之門地域づくり課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
神之門地域づくり課長	1 1 6

	坂口洋之君	1 1 6
	神之門地域づくり課長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	神之門地域づくり課長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	神之門地域づくり課長	1 1 6
	坂口洋之君	1 1 6
	神之門地域づくり課長	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	神之門地域づくり課長	1 1 7
	坂口洋之君	1 1 7
	永山市長	1 1 7
	下御領昭博君	1 1 8
	永山市長	1 1 9
休	憩	1 2 0
	下御領昭博君	1 2 0
	永山市長	1 2 1
	下御領昭博君	1 2 1
	有島税務課長	1 2 1
	下御領昭博君	1 2 1
	有島税務課長	1 2 1
	下御領昭博君	1 2 1
	有島税務課長	1 2 1
	下御領昭博君	1 2 1
	小園財政管財課長	1 2 2
	下御領昭博君	1 2 2
	小園財政管財課長	1 2 2
	下御領昭博君	1 2 2
	永山市長	1 2 2
	下御領昭博君	1 2 2
	永山市長	1 2 3
	下御領昭博君	1 2 3

成田農林水産課長	1 2 3
下御領昭博君	1 2 3
成田農林水産課長	1 2 3
下御領昭博君	1 2 3
成田農林水産課長	1 2 3
下御領昭博君	1 2 3
成田農林水産課長	1 2 3
下御領昭博君	1 2 4
成田農林水産課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 4
成田農林水産課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 4
成田農林水産課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 4
成田農林水産課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 4
成田農林水産課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 5
成田農林水産課長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 5
上農地整備課長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 5
成田農林水産課長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 6
成田農林水産課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
成田農林水産課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
成田農林水産課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
成田農林水産課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
成田農林水産課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 7

永山市長	1 2 7
成田農林水産課長	1 2 7
日程第2 議案第61号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について	1 2 7
永山市長提案理由説明	1 2 7
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	1 2 8
散 会	1 2 8

第4号（10月8日）（水曜日）

開 議	1 3 2
日程第1 議案第50号 日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について	1 3 2
坂口文教厚生常任委員長報告	1 3 2
日程第2 議案第54号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）	1 3 3
日程第3 議案第55号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	1 3 3
日程第4 議案第56号 令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）	1 3 3
日程第5 議案第57号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）	1 3 3
日程第6 議案第58号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	1 3 3
日程第7 議案第59号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）	1 3 3
日程第8 議案第60号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）	1 3 3
下園予算審査特別委員長報告	1 3 3
日程第9 認定第1号 令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第10 認定第2号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第11 認定第3号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第12 認定第4号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第13 認定第5号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第14 認定第6号 令和6年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第15 認定第7号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 8
日程第16 認定第8号 令和6年度日置市水道事業会計決算認定について	1 3 8

日程第 17 認定第 9 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計決算認定について	138
黒田決算審査特別委員長報告	138
休 憩	146
日程第 18 議案第 62 号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて	146
永山市長提案理由説明	146
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	147
日程第 19 議案第 63 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）	147
日程第 20 議案第 64 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	147
永山市長提案理由説明	148
佐多申至君	148
小園財政管財課長	149
日程第 21 閉会中の継続調査の申し出について	149
日程第 22 所管事務調査結果報告について	150
日程第 23 議員派遣の件について	150
閉 会	150
永山市長	150

令和7年第5回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 2日	火	本 会 議	予算・決算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 3日	水	休 会	
9月 4日	木	休 会	
9月 5日	金	休 会	
9月 6日	土	休 会	
9月 7日	日	休 会	
9月 8日	月	休 会	
9月 9日	火	本 会 議	一般質問
9月10日	水	本 会 議	一般質問
9月11日	木	休 会	
9月12日	金	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	敬老の日
9月16日	火	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月17日	水	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月18日	木	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月19日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	委 員 会	定例全員協議会、予算・決算特別委員会分科会予備日
9月23日	火	休 会	秋分の日
9月24日	水	休 会	
9月25日	木	休 会	
9月26日	金	休 会	
9月27日	土	休 会	
9月28日	日	休 会	

9月29日	月	休	会		
9月30日	火	委	員	会	予算・決算審査特別委員会（全体会）
10月 1日	水	委	員	会	議会運営委員会、議運結果報告等データ配信
10月 2日	木	休	会		
10月 3日	金	休	会		
10月 4日	土	休	会		
10月 5日	日	休	会		
10月 6日	月	休	会		
10月 7日	火	休	会		
10月 8日	水	本	会	議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 5 号	令和6年度日置市土地開発公社決算の報告について		
報告第 6 号	公益社団法人日置市農業公社令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告について		
報告第 7 号	令和6年度日置市継続費精算報告書の報告について		
報告第 8 号	令和6年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について		
報告第 9 号	令和6年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について		
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
承認第 5 号	専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて		
議案第46号	日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結について		
議案第47号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
議案第48号	日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について		
議案第49号	日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について		
議案第50号	日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について		
議案第51号	日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正について		
議案第52号	日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について		

- 議案第 5 3 号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用
ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 4 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 5 5 号 令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 6 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 7 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 8 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 9 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 0 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 2 号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて
- 議案第 6 3 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 6 4 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 認定第 1 号 令和 6 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 6 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計決算認定について

第 1 号 (9 月 2 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 令和6年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 令和6年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 令和6年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 令和6年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第13	承認第 5号 専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
日程第14	議案第46号 日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結について
日程第15	議案第47号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第16	議案第48号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第49号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
日程第18	議案第50号 日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について
日程第19	議案第51号 日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正について
日程第20	議案第52号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第53号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第54号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第23	議案第55号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 令和 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 令和 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 認定第 1 号 令和 6 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 2 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 3 号 令和 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 4 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 5 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 6 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 7 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 8 号 令和 6 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 9 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 8 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（９月２日）（火曜）

出席議員 ２０名

１番 阿多聖弥君
３番 山口秀人君
５番 福田晋拓君
７番 下園和己君
９番 是枝みゆきさん
１１番 福元悟君
１３番 中村尉司君
１５番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 大川畑宏一君
４番 中村清栄君
６番 長倉浩二君
８番 佐多申至君
１０番 重留健朗君
１２番 山口政夫君
１４番 留盛浩一郎君
１６番 下御領昭博君
１８番 並松安文君
２０番 富迫克彦君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼こども未来課長 馬場口美宗香さん
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総務監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有馬純一君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
健康保険課長 宇都敏君
農林水産課長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 入佐好彦君

副市長 上秀人君
総務企画部長兼総務課長 瀬戸口亮君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 田代誠治君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 神之門英樹君
商工観光課長 上村裕文君
福祉課長 宮前美紀さん
介護保険課長 奥田美穂さん
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 段原修司君
監査委員事務局長 濱崎慎一郎君

農業委員会事務局長

有 島 春 己 君

会計管理者兼会計課長

今 村 幸 代さん

消防本部次長兼警防課長

久保園 幸 一 君

消防本部総務課長

藏 蘭 健一郎 君

代表監査委員

櫻 井 健 一 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（富迫克彦君）

ただいまから令和7年第5回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（富迫克彦君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富迫克彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、福田晋拓議員、長倉浩二議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（富迫克彦君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月8日までの37日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月8日までの37日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。6月1日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

6月1日にお田植まつり「せっぺとべ」が行われましたので、出席しました。また、せっぺとべに併せて、姉妹都市の南大隅町の町長をはじめとする訪問団の方がお見えになりましたので、交流を深めました。

次に、6月15日に福岡市で脱炭素フォーラムin福岡が開催され、脱炭素先行地域に選定された自治体として、パネルリストとして出席しました。「地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化」をテーマに様々な意見交換を行いました。

次に、7月13日にコトブキサッカーフィールド吹上で、令和7年鹿児島県女性消防操法大会が開催されましたので、出席しました。県内各支部の代表6チームが出場する中、日置市消防団総務部が優勝し、10月に横浜市で開催される全国大会に出場します。

次に、7月29日に南九州西回り自動車道建設促進に係る中央要望活動を行いました。

次に、8月8日に第5回日置市子ども議会が開催され、子ども議員8人から、多様な観点から質問や提言をいただきました。

次に、8月9日に戦後80年日置市平和事業として、平和講話と朗読会を開催しました。戦後80年を迎えた今年は、知覧特攻平和会館の川床剛特別講師を迎え、特攻隊員の残した手紙の紹介や関係者の思いを話され、戦争の悲惨さを改めて考える講話となりました。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願い

いたします。

○議長（富迫克彦君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号令和6年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号公益社団法人日置市農業公社令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第5、報告第5号令和6年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第6号公益社団法人日置市農業公社令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第5号は、令和6年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る6月18日に理事会が開催され、令和6年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和6年度の事業報告の概況としましては、6地区で昨年度に引き続き土地造成事業に取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸4区画となっております。

徳重工業団地に関しましては、2区画を事業用地として賃貸し、そのほかの区画は全て売却が完了しました。

住宅団地に関しましては、市広報紙や住宅情報紙への掲載、地元不動産業者や金融機関への協力依頼など、販売促進や保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収入総額6,109万2,117円、支出総額2,974万4,571円となり、差引き3,134万7,546円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、公益社団法人日置市農業公社令和6年度決算及び令和7年度事業計画の報告についてであります。

去る6月2日に決算総会が開催され、日置市農業公社から令和6年度決算報告書及び令和7年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和6年度の実績につきましては、研修等事業、農作業受委託事業、農地貸借あっせん等事業を柱に計画的に事業を推進しました。

令和6年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で6,670万7,667円、全体支出合計額が6,711万7,539円で、次期繰越収支差額はマイナス40万9,872円となり、この差額については特定費用準備資金から補填しました。

また、令和7年度事業計画につきましては、これまでと同様に、研修等事業、農作業受委託事業、農地貸借あっせん等事業を3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き就労準備支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件、報告いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第7号令和6年度日置

市継続費精算報告書の報告
について

△日程第 8 報告第 8 号令和 6 年度決算
に基づく日置市の健全化判
断比率の報告について

△日程第 9 報告第 9 号令和 6 年度決算
に基づく日置市の資金不足
比率の報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第 7、報告第 7 号令和 6 年度日置市継
続費精算報告書の報告についてから日程第 9、
報告第 9 号令和 6 年度決算に基づく日置市の
資金不足比率の報告についての 3 件を一括議
題とします。

3 件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第 7 号は、令和 6 年度日置市継続費精
算報告書の報告についてであります。

令和 6 年度日置市継続費精算報告書の伊集
院小学校校舎増築事業が終了したので、地方
自治法第 145 条第 2 項の規定により報告す
るものであります。

次に、報告第 8 号は、令和 6 年度決算に基
づく日置市の健全化判断比率の報告について
であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律
第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算
に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤
字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を
監査委員の意見をつけて報告するものであり
ます。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率
について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については早期健全化基準
が 25.0%に対して 8.5%、将来負担比率
については早期健全化基準が 350.0%に
対して 0.2%と、基準値を大きく下回って
いる状況であります。

次に、報告第 9 号は、令和 6 年度決算に基
づく日置市の資金不足比率の報告についてで
あります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律
第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決
算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員
の意見をつけて報告するものであります。

日置市の国民宿舎事業特別会計、健康交流
館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、水
道事業会計及び下水道事業会計について資金
不足はなく、経営の健全性は保たれていると
ころであります。

以上、3 件報告いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、3 件について一括して質疑を行
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第 7 号から報告第 9 号の 3 件
についての報告を終わります。

△日程第 10 諮問第 1 号人権擁護委員
の候補者の推薦につき議
会の意見を求めることに
ついて

△日程第 11 諮問第 2 号人権擁護委員
の候補者の推薦につき議
会の意見を求めることに
ついて

△日程第 12 諮問第 3 号人権擁護委員
の候補者の推薦につき議
会の意見を求めることに
ついて

○議長（富迫克彦君）

日程第 10、諮問第 1 号人権擁護委員の候
補者の推薦につき議会の意見を求めることに
ついてから日程第 12、諮問第 3 号人権擁護
委員の候補者の推薦につき議会の意見を求め

ることについてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和7年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。御領原和門氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。江田光和氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が令和7年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。山崎瑞代氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号の3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件について、御領原和門氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、御領原和門氏を適任者として認めることに決定しました。

これから、諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、江田光和氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、江田光和氏

を適任者として認めることに決定しました。

これから、諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、山崎瑞代氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、山崎瑞代氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第13 承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第13、承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第5号は、専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

専決処分の理由につきましては、令和7年8月の大雨による災害復旧費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,865万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を316億270万9,000円とするものであります。

まず、歳入では、県支出金につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額により、50万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額により、1,815万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、災害復旧費につきまして、農林水産施設災害復旧費で農道、水路、ため池の施設維持修繕料等の増額、公共土木施設災害復旧費で道路、河川の施設維持修繕料の増額により、1,865万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（令和7年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第14 議案第46号日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結について

○議長（富迫克彦君）

日程第14、議案第46号日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第46号は、日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結についてであります。

日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

議案第46号日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

当該施設の閉鎖に伴う解体撤去工事となります。

それでは、議案書により説明させていただきます。

1、目的は日置市クリーン・リサイクルセ

ンター施設解体撤去工事。2、方法は条件付一般競争入札。3、金額は11億8,133万1,888円で、4、相手方は熊本市南区野田三丁目13番1号、前田・寿特定建設工事共同企業体、代表取締役前田一美です。

次のページは入札結果となります。

今回の入札は特定建設工事共同企業体による共同施工方式を採用し、廃棄物処理施設の解体工事の実績のある事業者を選定する条件付一般競争入札により実施しました。

令和7年6月2日に公告を行い、3企業体から参加申込みがあり、8月7日、電子入札により前田・寿特定建設工事共同企業体が落札しました。

令和7年8月13日に仮契約を締結し、工期は令和9年9月30日までとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第47号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△日程第16 議案第48号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第15、議案第47号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第16、議案第48号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第47号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理を図りたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定

により提案するものであります。

次に、議案第48号は、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第47号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の新たな取得パターンを設けることや、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意思確認等を行うことを任命権者に義務づけるものでございます。

それでは、2ページの別紙をご覧ください。

第1条は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第16条から19条までの改正は条文整理を行うとともに、19条から22条について1条ずつ繰下げを行うものでございます。

次に、新たに加える第19条につきましては、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき及び子が3歳に達する前の2回、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び意向確認を行うとともに、当該職員の意向への配慮を行うことを任命権者に義務づけることを規定するものでございます。

具体的な内容としましては、仕事と育児と

の両立支援制度等に関する情報の提供、仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認、子の心身の状況または家庭の状況に起因し、子の出生日以後に発生する仕事と育児との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認と確認した事項への配慮を定めるものであります。

次に、3 ページ中段の第2条は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第1条の改正は、法改正により生じた条文整理でございます。

次に、第18条の改正は、部分休業を請求することができる非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間に係る要件を削除するものでございます。

次に、第19条の改正は、取得時間帯を勤務時間の初めまたは終わりに限り、30分単位で2時間を超えない範囲内において取得することができる部分休業について取得時間帯の制限を廃止するとともに、当該部分休業を第1号部分休業と再定義するものでございます。

次に、3 ページ下段から4 ページにかけて新たに追加する第19条の2から第19条の4までの規定は、1時間単位で年10日を超えない範囲内において取得することができる第2号部分休業の導入に当たり、必要な事項を定めるものでございます。

次に、新たに追加する第19条の5の規定は、第1号部分休業または第2号部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情について定めるものでございます。

次に、4 ページ下段の第20条及び第21条の改正は、所要の条文整理を行うものでございます。

次に、5 ページ上段の第3条は、日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

この改正は、この条例の適用を受ける職員について、先ほど第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例の適用を受ける職員と同等の措置を講じるための所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、附則第1項はこの条例の施行期日を令和7年10月1日とすること、附則第2項及び不足第3項はこの条例の施行に当たり必要な経過措置を規定するものであります。

次に、議案第48号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳など既存の基幹システムについて、国が示す標準化基準に適合した標準システムへの移行を進める上で住登外者宛名番号管理機能によりマイナンバーを管理することが必須とされており、当該機能を用いて行う事務については条例で定める必要があると国から通知により示されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2 ページの別紙をご覧ください。

改正の主なものをご説明申し上げます。

まず、題名及び第1条の改正は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を市長と教育委員会それぞれの機関で行うことに伴い、市長と教育委員会の各機関の間でマイナンバーをその内容に含む特定個人情報の提供を行うために改正するものでございます。

次に、2 ページ中段の第4条の改正は、マイナンバー法に規定する法定事務及び準法定事務において、特定個人情報である住登外者の管理に関する情報を利用できるようにするものでございます。

次に、２ページ下段から３ページ上段にかけて新設する第５条は、市長と教育委員会の各機関の間において特定個人情報の提供を行うことができる旨を規定するものでございます。

次に、３ページ中段の別表第１の改正は、市長及び教育委員会における独自利用事務として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

次に、３ページ中段から４ページ中段にかけての別表第２の改正は、現行の独自利用事務である５つの事務において、住登外者の管理に関する情報を庁内連携により利用できるように改正するものでございます。

次に、４ページの下段、別表第３を加える改正は、市長及び教育委員会の各機関の間において住登外者の管理に関する情報の提供ができるよう改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、２件の補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、２件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第４７号及び議案第４８号の２件は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４７号及び議案第４８号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第４７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４７号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから、議案第４８号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４８号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第１７ 議案第４９号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第１７、議案第４９号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第４９号は、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

それでは、議案第４９号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

改正理由としましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、障害者総合支援法の第５条第１３項に新たに就労選択支援が追加されたことにより、この条文を引用している重度心身障害者医療費助成条例第２条第２項中の条項の項ずれに伴う改正となります。

附則としまして、就労選択支援事業が令和７年１０月から開始されることから、本条例改正の施行日を令和７年１０月１日としています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第４９号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第４９号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第４９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４９号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第１８ 議案第５０号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について

○議長（富迫克彦君）

日程第１８、議案第５０号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第５０号は、日置市東市来総合福祉センター条例の廃止についてであります。

日置市東市来総合福祉センターを廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、東市来支所長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○東市来支所長（内山良弘君）

それでは、議案第50号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について補足説明を申し上げます。

初めに、東市来総合福祉センターは、平成4年旧東市来町におきまして、当時の社会情勢などを踏まえ、東市来町内にデイサービス事業を行う事業者がなかったことなどから、町において施設を設置し、平成17年度合併により日置市へ引き継がれたものでございます。

また、本施設におけるデイサービス事業の運営につきましては、設置当初から旧東市来町社会福祉協議会へ委託し、その後、日置市社会福祉協議会へと引き継がれました。

さらに、平成19年度から日置市の指定管理者制度導入に伴い、日置市社会福祉協議会が指定管理者として引き続き事業運営を行っております。

この東市来総合福祉センターは、設置から34年間、高齢者などの心身機能の維持向上を図るとともに、地域の福祉向上に努めてまいりました。

現在の状況といたしましては、東市来総合福祉センターにおけるデイサービス事業は、利用者の減少などにより今年の12月をもって事業の終了予定であること、デイサービス事業におきましては、東市来地域内をはじめ市内全域におきましてサービス対応が可能であることなどを踏まえ、今回、条例を廃止するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市東市来総合福祉センター条例を廃止する条例。

日置市東市来総合福祉センター条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第50号は、文教厚生常任委員会へ付託します。

△日程第19 議案第51号日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第19、議案第51号日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第51号は、日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正についてであります。

災害その他非常の場合において、ほかの市町村長が指定したもの等に排水設備及び給水装置に関する工事を行わせることができるようにするため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

それでは、議案第51号日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、標準下水道条例の一部改正及び、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工についての国土交通省国土保全局水道事業課長通知に伴い、関係条例の整理を図るため、条例制定するものであります。

それでは別紙をご覧ください。

初めに、日置市下水道条例の一部を次のように改正いたします。

（排水設備工の工事の実施）として第6条の文末にただし書きとして、ただし、災害その他非常の場合において、管理者がほかの市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む）が指定した者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。という文を付け加えてあります。

次に、日置市給水条例の一部を次のように改正いたします。

（給水装置工事の施工）として、第6条の文末にただし書きとして、ただし、災害その他非常の場合において、管理者がほかの市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）または、ほかの市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。という文を付け加えてあります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号日置市下水道条例及び日置市給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第52号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第20、議案第52号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第52号は、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して支給する特殊勤務手当として、緊急消防援助隊出動手当を設けるため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

それでは、議案第52号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、緊急消防援助隊の出動に係る手当について、国家公務員や警察職員との待遇の均衡を図るように、令和6年8月1日に消防庁通知が発出され、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して支給する特殊勤務手当として、緊急消防援助隊出動手当を設けるための改正を行うものです。

それでは、別紙をご覧ください。

日置市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条の特殊勤務手当の種類に、緊急消防援助隊出動手当を加え、第6条第1項に出動手当の支給の要件としまして、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事したときに支給することとしています。

第2項に、出動手当の額について定めており、人事院規則の災害応急作業等手当に基づいた額としているところでございます。

第3項に、出動手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しないとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、黒田澄子議員の発言を許可します。

○15番（黒田澄子さん）

今、特殊勤務手当に関する条例の一部改正が計上されていますので、2点にわたってお尋ねをいたします。

まず1点目は、他市町村の条例改正などのデータを私たちは全協でいただいております。その中で本市は令和7年、今年度に行うことを今回は計上されています

けれども、早いところでは薩摩川内市さんのほうが平成23年にこの条例改正を既に行っております。

日置市は、そこから14年も遅れて今回計上になったその経緯というか、なぜこんなに早くできているところ、また、今年度慌ただしく条例改正を行っているだろうと想定されるところが出ていて、その中に本市も入っている、その経緯をお尋ねをいたします。

2点目が、出水市・薩摩川内市・姶良市・さつま町・指宿南九州市の合同のところ、それと、阿久根地区、それから、沖永良部、与論地区は、この日置市では2,160円という勤務手当が計上されていますけど、これらは3,000円として条例改正をされた経緯を前回のデータで見させていただいています。

実際、この金額の違いはどこにあるのか。また、これは、それぞれの市町村が検討して上げていくものなのか、その点について2点お尋ねをいたします。

○消防本部総務課長（藏菌健一郎君）

それでは、2点ご質問がありましたので、まず1点目からお答えいたします。

消防本部としましては、緊急消防援助隊の出動に対しまして、当然の任務であり、そこに新たに特殊勤務手当を支給するという認識はありませんでした。しかし、今回、総務省消防庁からの通知が発出され、特殊勤務手当の支給の根拠が示されたことから条例改正になったものです。

2点目をお答えいたします。

特殊勤務手当の額は、各市町村の条例で定められており、2,160円につきましては人事院規則に基づいたものになります。

薩摩川内市が、平成23年に改正し3,000円としておりますが、3,000円の根拠としましては、緊急消防援助隊活動時に手当支給を行っている消防本部に聞き取りを行い、金額を決めたと聞いております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

おおよそ分かったんですけれども、まず既に平成23年にこういう条例改正を行っているところ、29年また令和3年とかやっていたらしゃるんですけれども、そういう情報というのは、まず本市の消防のほうには情報が入っていなかったのか。

それと、この通知は、初めてこの消防庁から各市町村に通知のタイトルを見ますと県のほうから下ろしてくださいというふうになっている。こういったものが、例えば今回が初めてであればなかったけれども、先進的にやってこられたところは、自分たちで独自でやっぱりそういう国に基づいた緊急援助隊みたいなものをちゃんとやらないといけないよねということが、多分大きな災害が薩摩川内市なんかは大雨洪水の決壊をするような大変な災害があって消防も大変な思いをされているので、そういうこともあったのかなとは思いますが、初めて今回この通知が来たのでしょうか。まず1点ですね。

それと、今回、本市の新たな特殊勤務手当は、この要旨を見ますと、管区以外の内外に問わず消防活動を対象とした手当が既に出ているところは、また、それを見直さないかという文言が消防庁から出ています。

ということを考えると、日置市以外のところの支援に行くということが今回趣旨でございまして、自分の町の災害に対しても非常に大変な災害の場合には、これが援助手当として出されている町があるんだと推察するところですよ。

本市では、自分の町以外のところでないと、これは適用絶対されないものなののでしょうか。

なぜかといえば、先日、大阪市で大阪の消防が出動された中で2名の死亡事故が起きているんですね。あれは、特殊勤務ではなかったかもしれないけれども、消防の現場の方々

は、非常に命と向き合う、自分の命も危ない状況の中で動かれるケースもゼロではないということ考えたときに、本市でそういうことがあっても、この手当等は支払われないというのはどうなのかなという気持ちもしたもので、よそに行くときだけなのかというのをもう一度お尋ねをします。

それと、この2,160円と3,000円、それぞれを見合わせてされた。国もそもそも出しているものを緊急手当になると2倍出しますというふうに書いて、それが基準となつて2,160円と明記をされています。これは、国家公務員さんの場合と書いてございます。3,000円と出しているところは3,000円が上限みたいな、そういった規定等はあるものなののでしょうか。

この3点についてお尋ねをします。

○消防本部総務課長（藏菌健一郎君）

まず1点目、お答えいたします。

国からの発出文書は、今回昨年の8月1日に文書を初めて受け取っております。

すみません。ちょっと控えるのがあれでした、3点目のほう最初に質問させていただきます。

特殊勤務手当につきましては、これは緊急援助隊の要請があったときのみの出動の特殊勤務手当になりますので、普通の災害に関しては別の案件になります。

すみません。あと3,000円の金額については、聞き取り調査を行ったところでは、県内では3,000円が上限で、全国ではかなり幅があると聞いております。

以上で説明を終わります。

○15番（黒田澄子さん）

すみません。言葉尻を取って申し訳ないんですけど、今3,000円が県内は上限と言われたんですけど、3,000円とされているところが一番高いところということでしょうか。

全国では様々違うということで、私は別にこれに反対とかしているわけではなく、もっと出していいんじゃないかという気持ちがあったので、ちょっと2,160円で低いかなという気持ちもあったのでお尋ねをしたところなんですけど、これ3,000円が上限ではなくて、一番高いところが3,000円ということで受け止めてよろしいか、もう1回お尋ねをいたします。

○消防本部総務課長（藏菌健一郎君）

お答えいたします。

県内の消防本部の金額については3,000円と。私どもが調査したところでは、全て3,000円というところになっております。

先ほど質問がありました、これは市外のみ適用かという質問がございました。これにつきましては、緊急援助隊の出動要請、いわゆる鹿児島県知事からの要請があったときに適用される場所ですので、私どもが逆に受援側となった場合については、いろいろな措置が他の消防本部に、この手当が国もしくは給付金という形で支払われるということになっております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定

することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時19分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第21 議案第53号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第21、議案第53号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第53号は日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案

するものであります。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、議案第53号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費にかかります1枚当たりの限度額が改正されたため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第9条及び第10条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公営にかかる限度額7円73銭を8円38銭に改めまして、第13条につきましては選挙運動用ポスターの作成の公営にかかる限度額541円31銭を586円88銭に改めるものとなります。

附則の第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものとしまして、第2項経過措置として条例の施行日の以後その期日を公示され、または告示される選挙について適用し、この条例の施行日の前日までにその期日を公示され、または告示された選挙についてはなお従前の例によることを規定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第54号令和7年度
日置市一般会計補正予算
(第6号)

△日程第23 議案第55号令和7年度
日置市国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)

△日程第24 議案第56号令和7年度
日置市温泉急騰事業特別
会計補正予算(第2号)

△日程第25 議案第57号令和7年度
日置市介護保険特別会計
補正予算(第2号)

△日程第26 議案第58号令和7年度
日置市後期高齢者医療特

別会計補正予算（第
2号）

△日程第27 議案第59号令和7年度
日置市水道事業会計補正
予算（第1号）

△日程第28 議案第60号令和7年度
日置市下水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（富迫克彦君）

日程第22、議案第54号令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）から日程第28、議案第60号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第54号は令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を318億5,460万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、介護施設の整備等に係る経費、狭あい道路等の社会基盤整備、災害復旧費等の予算措置のほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定等など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方特例交付金につきまして、住宅借入金等特別税額控助減収補填特例交付金などの決定により、4,134万5,000円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして。普通交付税の決定により5億950万円を増額計上いたしました。分担金及び負担金につきまして、農地災害復旧費分担金の増額により、75万円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして。保育所運営費国庫負担金過年度分や社会資本整備総合交付金の増額などにより、1億412万6,000円を増額計上いたしました。県支出金につきまして、地域介護基盤整備事業費県補助金や現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより1億7,071万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、指定寄附金733万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、財政調整基金繰入金の減額やまちづくり応援基金繰入金及び介護保険特別会計繰入金の増額により8億4,980万2,000円を減額計上いたしました。

繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により2億4,541万4,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、用排水施設整備及び住環境整備に伴う公共事業等債や現年補助農地農業用施設災害復旧事業債などの増額により2,240万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして一般職共済組合負担金の随時改定に伴う人件費の増額により11万円を増額計上いたしました。

総務費につきまして、財産一般管理費や地域共創推進事業費の増額などにより1,805万7,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、地域介護基盤整備事業費や子ども・子育て支援事業費の増額などにより1億5,712万5,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、感染症予防接種事務費の増額やクリーン・リサイクルセンター総務管理費の減額などにより332万1,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、環境保全型農業直接支払交付金事業費や住環境整備事業費の増額などにより1,925万6,000円を

増額計上いたしました。

商工費につきまして、ふるさと納税推進事業費や観光施設管理費の増額により483万9,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、公園管理費や一般住宅管理費の増額などにより167万9,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費や非常備消防総務管理費の増額などにより558万5,000円を増額計上いたしました。

教育費につきまして、事務局総務管理費や保健体育総務管理費の増額により152万2,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年単独農地農業用施設災害復旧費の増額により4,704万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第55号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ434万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億4,289万7,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、基金積立金の減額や県支出金清算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第56号は令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を497万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では光熱水費や施設維持修繕料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第57号は令和7年度日置市介

護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,900万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億200万6,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う介護給付費繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、前年度清算に伴う基金積立金や国県支出金清算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第58号は令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億6,867万円とするものであります。

歳入では、滞納繰越額の確定に伴う後期高齢者医療保険料の減額や前年度保険料収納額の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしました。

次に、議案第59号は令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出については、収入は総額に60万2,000円を追加し、総額を10億1,201万円と、支出は総額から907万9,000円を減額し、総額を9億8,459万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算の通りとし、総額を1億4,820万円、支出は総額に1,092万7,000円を追加し、総額を7億1,011万円とするもので、人事異動等による人件費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第60号は令和7年度日置市下

水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算の通りとし、総額を８億３,１２５万１,０００円、支出は総額に１,１７２万１,０００円を追加し、総額を６億７,７５６万１,０００円とするもので、人事異動等による人件費や施設維持修繕料の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算の通りとし、総額を２億２,６５０万円、支出は総額に１８万円を追加し、総額を４億４,６８９万５,０００円とするもので、備品購入費の増額を計上いたしました。

以上７件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、議案第５４号から議案第６０号までの７件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第５４号から議案第６５号までの７件については全議員２０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、２０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

△日程第２９ 認定第１号令和６年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第３０ 認定第２号令和６年度日置市国民健康保険特別会

計歳入歳出決算認定について

△日程第３１ 認定第３号令和６年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第３２ 認定第４号令和６年度日置市健康交流館特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第３３ 認定第５号令和６年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第３４ 認定第６号令和６年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第３５ 認定第７号令和６年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第３６ 認定第８号令和６年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第３７ 認定第９号令和６年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（富迫克彦君）

日程第２９、認定第１号令和６年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第３７、認定第９号令和６年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの９件を一括議題とします。

９件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

認定第１号から認定第７号までは、令和６年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。地方自治法第２３３条第２項

に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

認定第1号は令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計の決算規模は令和5年度決算と比較して、歳入が2.1%の減、歳出が2.2%の減となりました。歳入では地方税や寄附金、地方債などの減、歳出では補助費等や積立金などが減となったことによるものです。一般会計の決算収支は歳入総額320億1,746万3,000円、歳出総額307億8,633万円で、実質収支は9億9,141万4,000円の黒字となりました。実質単年度収支につきまして、衛生処理組合負担金の減少などにより単年度収支額が増加したことや財政調整基金取崩額が減少したことなどから、1億7,616万2,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税につきまして、金融業、廃電板電力装置製造業、発電業、紙製品製造業、土木コンクリート業、土木工事業における売上げ増に伴う法人住民税の増や新車登録台数増に伴う軽自動車税の増の一方で、定額減税に伴う個人住民税の減や土地家屋の評価替えに伴う固定資産税の減などにより1億8,280万1,000円の減となりました。

地方譲与税につきまして、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税の増により1,439万9,000円の増となりました。

地方交付税につきまして、普通交付税及び特別交付税の増により5億6,952万5,000円の増となりました。

国庫支出金につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や地域脱炭素移

行・再エネ推進交付金、児童手当国庫負担金などの増により3億7,413万7,000円の増となりました。

県支出金につきまして、産地パワーアップ事業費県補助金や畜産クラスター事業費県補助金、燃ゆる感動かごしま国体運営費県補助金などの減により6,676万1,000円の減となりました。

寄附金につきまして、ふるさと納税全体の市場が日用品に転換し、本市の主力である肉、焼酎などが減少したことなどにより3億291万4,000円の減となりました。

繰入金につきまして、財政調整基金繰入金や地域づくり推進基金繰入金などの減により1億1,831万5,000円の減となりました。

地方債につきまして、なんさつECOの杜建設に伴うごみ処理施設整備事業債や市道整備事業債などの減により13億4,670万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の33.8%を占める民生費が103億9,915万3,000円。次に、15.3%を占める衛生費が47億302万5,000円、11.1%を占める公債費が34億2,253万9,000円などとなりました。

普通会計の性質別では、前年度に対しまして義務的経費が8億1,660万2,000円の増、投資的経費が6億347万3,000円の増、その他の経費が21億2,659万2,000円の減となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費につきまして人事院勧告に伴う基本給や時間外勤務手当などの増などにより1億8,207万円の増となりました。

扶助費につきまして、調整給付事業費や保育所運営費などの増により6億252万9,000円の増となりました。

公債費につきまして、合併特例事業債や過

疎対策事業債などの元利償還金の増により、
3,200万3,000円の増となりました。

投資的経費の内訳としまして、普通建設事業費については4億315万1,000円の増、災害復旧事業費につきまして2億32万2,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、通学路交通安全事業費や産地パワーアップ事業費などの減により7,180万6,000円の減となりました。

単独事業では、小学校建設事業費や体育施設管理運営費などの増により4億7,495万7,000円の増となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費につきまして情報管理費や感染症予防接種事務費などの増により1億2,727万7,000円の増となりました。

補助費等につきまして、衛生処理組合負担金や鹿児島国体準備運営事業などの減により17億1,404万3,000円の減となりました。

積立金につきまして、減債基金や施設整備基金への積立金の減などにより6億4,957万8,000円の減となりました。

繰出金につきまして、後期高齢者医療費や健康交流館事業費の増などにより8,897万9,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は前年度より0.4ポイント減少し6.4%となりました。経常収支比率につきましては、前年度より0.4ポイント増加し92.4%となりました。

令和6年度末の市債残高につきまして、前年度末と比較して8億620万3,000円減少し、305億1,164万8,000円となりました。

実質交際費比率につきましては、3か年平均で算出される公債費負担を示す指標ですが、前年度と比べ0.4ポイント増加し8.5%と

なりました。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は令和6年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。決算額は歳入総額58億6,723万3,000円、歳出総額58億6,288万6,000円で、歳入歳出差し引き額は434万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税7億7,165万3,000円、県支出金45億4,864万6,000円、繰入金4億2,868万4,000円などとなりました。

歳出の主なものでは保険給付費43億9,636万5,000円、国民健康保険事業費納付金13億3,784万円などとなりました。

次に、認定第3号は令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和6年度の利用状況は宿泊人員5,947人、休憩人員4,637人の合計1万584人で、前年度と比べて宿泊人員が4,334人減、休憩人員が1万1,915人減の合計1万6,249人の減となりました。

決算額は歳入歳出総額1億3,649万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入6,228万円、繰入金7,421万7,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億3,649万7,000円となりました。

次に、認定第4号は令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度の利用状況は、宿泊人員195人、入浴人員2万3,469人、プール及び温泉共通人員1万1,853人、飲食利用その他の人員2,754人の合計3万8,271人で、前年度と比べて宿泊人員が300人減、入浴人員が222人減、プール

及び温泉共通利用人員が１７４人増、飲食利用その他の人員が２６４人増の合計８４人の減となりました。

決算額は歳入総額９，８９５万８，０００円、歳出総額９，８９５万７，０００円で、歳入歳出差し引き額は１，０００円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入３，６１４万１，０００円、繰入金６，２８１万６，０００円などとなりました。

歳出では、経営費９，８９５万７，０００円となりました。

次に、認定第５号は令和６年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算額は歳入総額５９９万７，０００円、歳出総額４９６万６，０００円で、歳入歳出差し引き額は１０３万１，０００円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料２４４万３，０００円、繰入金２０１万３，０００円、前年度繰越金１４７万６，０００円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で４９６万６，０００円となりました。

次に、認定第６号は令和６年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算額は歳入総額５８億３，０００円、歳出総額５５億２，７６１万円で、歳入歳出差し引き額は２億７，２３９万３，０００円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料１１億２，１１６万６，０００円、国庫支出金１３億４，７８７万４，０００円、支払基金交付金１４億７６８万５，０００円、県支出金７億８，０２７万８，０００円、繰入金８億５，２２３万３，０００円、繰越金２億８，６６６万５，０００円などとなりました。

歳出では、総務費６，８２０万５，０００円、

保険給付費５０億２，５９８万３，０００円、基金積立金１億３，１２２万４，０００円、地域支援事業費１億４，４０８万３，０００円、諸支出金１億５，８１１万５，０００円となりました。

次に、認定第７号は令和６年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算額は、歳入総額９億３，０８９万２，０００円、歳出総額９億２，７３２万９，０００円で、歳入歳出差引額は３５６万３，０００円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料６億４，１１２万２，０００円、一般会計繰入金２億７，６２６万７，０００円、諸収入１，１０５万７，０００円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金８億９，８７９万２，０００円、保険事業費２，０４９万３，０００円などとなりました。

次に、認定第８号から認定第９号までは公営企業会計の決算認定であります。地方公営企業法第３０条第２項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第４項及び第６項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第２３条に規定する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

認定第８号は令和６年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、給水人口等の減少等はありませんでしたが、料金改定により水道料金は７７６万２，０００円の増となりました。総額では水道事業収益９億８，３７７万４，０００円、水道事業費用８億８，３３４万７，０００円で、１億４２万７，０００円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については収入額１億５，９２０万円、支出額８億４，５３０万

3,000円で、差引不足額6億8,610万3,000円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から6,263万2,000円、繰越工事資金から8,247万1,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億6,100万円、建設改良積立金から1億8,000万円、減債積立金から1億円を補填しました。

次に、認定第9号は令和6年度日置市下水道事業会計決算認定についてであります。

下水道事業会計は公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、収益的収支については総額で下水道事業収益8億445万5,000円、下水道事業費用5億5,729万7,000円で、2億4,715万8,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、総額で下水道事業資本的収入2億2,842万1,000円、下水道事業資本的支出4億4,358万7,000円で、差引不足額2億1,516万6,000円は消費税及び地方消費税、資本的収支調整額から942万3,000円、過年度分損益勘定留保資金から1,000円、当年度分損益勘定留保資金から1億292万9,000円、建設改良積立金から8,814万8,000円、引継金から1,466万5,000円を補填しました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件については、議会選出の監査委員を除く19人の委員で構成する決算審査特別

委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この決算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせいたします。委員長に黒田澄子議員、副委員長に長倉浩二議員、同じく坂口洋之議員、同じく福元悟議員。

以上であります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時とします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第38 鹿児島県後期高齢者医療
広域連合議会議員の選挙

○議長（富迫克彦君）

日程第38、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の立候補がありました。

たので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（富迫克彦君）

ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（富迫克彦君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（富迫克彦君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長の点呼に応じて、順次記載台で投

票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（富迫克彦君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下園和己議員、佐多申至議員を指名します。お二人開票立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（富迫克彦君）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは、先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票数19票、無効投票数1票です。有効投票のうち山田義盛議員17票、井上勝博議員2票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時13分散会

第 2 号 (9 月 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（15番、7番、1番、8番）
-------	--------------------

本会議（９月９日）（火曜）

出席議員 １９名

１番 阿多聖弥君
４番 中村清栄君
６番 長倉浩二君
８番 佐多申至君
１０番 重留健朗君
１２番 山口政夫君
１４番 留盛浩一郎君
１６番 下御領昭博君
１８番 並松安文君
２０番 富迫克彦君

３番 山口秀人君
５番 福田晋拓君
７番 下園和己君
９番 是枝みゆきさん
１１番 福元悟君
１３番 中村尉司君
１５番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

欠席議員 １名

２番 大川畑宏一君

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼こども未来課長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 田代誠治君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 神之門英樹君
商工観光課長 上村裕文君
福祉課長 宮前美紀さん
介護保険課長 奥田美穂さん
農地整備課長 上勇人君

副市長 上秀人君
総務企画部長兼総務課長 瀬戸口亮君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有馬純一君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
健康保険課長 宇都敏君
農林水産課長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君

学校教育課長	段原修司君
監査委員事務局長	濱崎慎一郎君
会計管理者兼会計課長	今村幸代さん
消防本部総務課長	藏 菌 健一郎 君

社会教育課長	入 佐 好 彦 君
農業委員会事務局長	有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長	久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。大川畑宏一議員から体調不良により遅れて出席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、15番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔15番黒田澄子さん登壇〕

○15番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。さきの霧島市、始良市を中心に8月の豪雨・台風により犠牲になられた方に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

さて、今日9月9日は、五節句の一つの重陽の節句で、古代中国から伝わった風習に由来します。奇数の中で最も大きな9が重なる9月9日に、菊の花を用いて邪気を払い、無病息災や長寿を願う日であり、母にはいい日に生んでいただいたことに感謝したいと思います。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

1点目、就学前までの切れ目のない健康診査体制を構築し、支援のための5歳児健診に取り組まないかの（1）就学時健診と5歳児健診の違いについてお尋ねします。（2）県内の実施自治体とその実施年度について。

（3）国は、こどもまんなか実行計画2024において、5歳児健診の全国展開を目指すがありますが、その詳細は。（4）就学前に療育を受ける効果、また5歳児健診の

必要性を市はどう考えていますか。（5）本市も5歳児健診に取り組みませんか。

2点目、乗合送迎サービスひお吉号のサービス向上を目指すべきではの（1）ひお吉号に変更されてからの利用人数の増減は。

（2）ひお吉号の実証スタート後、市民からの苦情や相談はどのようなものですか。

（3）観光客の利用はありますか。（4）伊集院地域では予約に1か月以上かかったり、行きは予約できても帰りの便がないと聞きます。この状況の改善をどう考えますか。

（5）以前の乗合タクシーよりもサービスが低下していますが、どう補完していく考えなのか、お尋ねします。（6）今後、将来を見据えてタクシー運転手確保に向けて補助金制度などを考えないか、お尋ねをします。

3点目に、台風12号災害及び近年の豪雨災害で見た課題と対策についての（1）農地崩落・山林・市道・河川・橋梁等の防災が可能と考えられた災害はどのようなものでしょう。（2）断水の原因と対策はどのようなものですか。断水時に断水していない地域等の屋外水道のある公共施設での水道の開放はできないでしょうか。（4）市民所有の井戸を災害井戸としてお願いできないものでしょうか。

4点目、プレコンセプションケアの一環で若い女性の健康障害、痩せ過ぎへの対策をの（1）4月に新たな疾患として日本肥満学会が女性の低体重・低栄養症候群、FUSを提唱しました。この疾患の詳細をお尋ねします。

（2）児童生徒や若い女性の低体重・低栄養への保健指導の現状をお尋ねします。（3）16歳前後を対象にFUS、骨密度測定健診の導入を提案する専門家もいますが、本市はこれをどう考えますか。

5点目、公共施設避難所への授乳室及び搾乳室の設置をの（1）公共施設への授乳室、搾乳室設置数は。（2）災害時の避難所への

授乳室、搾乳室設置数は。（３）授乳室及び搾乳室設置についての本市の考えをお尋ねします。

６点目、ヤンバルトサカヤスデ対策についての（１）ヤンバルトサカヤスデ大量発生はの現状をお尋ねします。薬剤配布はどのような手順で行っていますか。鹿児島市では、自治会が一斉に薬剤散布を決定すると、市が薬剤を詰めた散布機器を無料提供しています。また、発生予想の地区を市内６０と定めて、市道等ののり面や市内での大量発生に行政で委託を行っていますが、本市も同様の対策を考えないのかお尋ねをして、１回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えをしてみたいです。

質問事項の１つ目、５歳児健診についてのその（１）就学時健診と５歳児健診の違いについてお答えをいたします。

就学時の健康診断は、学校保健安全法に定められており、就学予定者に対して健康診断を行っています。検査項目の主なものは、栄養状態や視力及び聴力、眼科検診、自鼻咽喉疾患や皮膚疾患の有無、歯科検診などを行っています。

５歳児健診は、母子保健法では任意の健康診査となっています。母子保健医療対策総合支援事業の実施要綱に定められており、個人の成長や発達を診察するだけでなく、集団における立ち振る舞いを評価する健診となっています。

就学時前健診が小学校入学に向けての身体的なスクリーニングに重点を置いているのに対し、５歳児健診は発達上の特性を早期に把握し適切な支援につなげることに重点を置いている点が最も大きな違いです。

続いて、その（２）県内の実施自治体と実

施年度について回答します。

県内の１９市のうち、令和７年度までに９市実施しています。

その（３）国の全国展開を目指すとの詳細について回答します。

こどもまんなか実行計画２０２４において、ライフステージ別の重要事項、乳幼児健診の推進の項目に、５歳時の健康診査について記載されています。５歳は、社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期である等を踏まえ、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から、１か月児及び５歳児の健康診査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指すとしています。

その（４）効果と必要性について回答します。

就学前に療育を受ける効果として、小集団の中で子どもの特性に応じた適切な支援を受けることで、子どもの発達を促すことが期待されます。５歳児健診は、幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見などの効果があると考えますが、関係機関との連携、医師を含む実施体制の確保など実施に当たっての課題もあります。

その（５）本市も取り組まないかとのご質問につき回答します。

５歳児健診の実施については、国のこどもまんなか実行計画２０２４を踏まえ、医師や関係機関、関係各課を含めた検討をしてみたいです。

質問事項の２つ目、乗合送迎サービスひお吉号についてのその（１）ひお吉号に変更されてからの利用人数の増減について回答します。

令和５年度の乗合タクシー及びコミュニティバスの合計１月当たりの利用者数は

2,202人です。ひお吉号がスタートした令和6年12月以降の1月当たりの平均利用者数は1,118人となっています。

その(2)苦情や相談について回答します。

市民からは、予約が取りづらいことや停留場を近くに設置できないかなどの苦情や相談が寄せられています。

その(3)観光客の利用について回答します。

市民利用か観光客利用かの区別はできませんが、観光スポットとして分類している停留所の今年5月から7月の利用実績で多い停留所は、嘉之助蒸留所67件、江口蓬莱館42件、沈壽官窯23件となっています。

その(4)予約に関する状況の改善について回答します。

予約に1か月以上かかったという事例は把握しておりませんが、制度上、インターネットであれば1か月前、電話であれば2週間前から予約できるので、電話で2週間先の予約をしようとしたとき既に予約で埋まっていたとの話はお聞きをしています。また、帰りの便については、特に通院などの場合、帰りの時間が予測できないことから当日予約を入れる場合が多く、予約を取りづらい状況にあり、通常のタクシーを利用される方が多くなっていると考えられます。

この状態を改善するため、今年の12月から運行曜日と運行時間の見直しを予定しており、さらに来年度は運行方法の見直しも予定しています。

その(5)今後の補完について回答します。

予約が取りづらい、停留所の設置場所が遠いなどの苦情をお受けしています。今年度は、2つの改善を行う予定です。

まず、予約が取りづらい点につきましては、午前中の運行時間を2時間から3時間に増やす見直し案を9月末の日置市地域公共交通会議に提案し、サービスの向上に努めてまいります。

ます。

また、停留所の設置場所の見直しにつきましては、年に2回、4月と10月に自治会長を通じた要望調査を基に対応してまいります。

その(6)タクシー運転手確保に向けて補助金制度を考えないかのご質問につき回答します。

運転士不足については、国内でも大きな問題となっています。本市として、これまでも市公共交通会議のテーマとして取り上げており、運転士確保に関する周知活動をイベントやSNSを活用し実施しています。

財政的な支援策につきましても、市公共交通会議において、他市の取組も研究し検討してまいります。

質問事項の3番目、台風12号災害及び近年の豪雨災害で見えた課題と対策についてのその(1)防災が可能と考えられた災害はとのご質問につき回答します。

農地・農業用施設、公共土木施設は、日常点検に加え、梅雨時期を前に点検を実施するとともに、施設の予防的保全対策として、井堰や橋梁、市道等の修繕によりリスク軽減に努めています。

近年は、線状降水帯等の発生により短時間での降雨量が増加しており、また今年の8月は平年の倍以上の雨が降り、予期せぬ災害が発生しています。

災害の規模や発生場所などを事前に把握することは不可能なため、危険箇所の把握、日頃の適正な管理など、地域の皆様のご協力をいただきながら防災力の向上に努めることが大切と考えています。

その(2)断水の原因と対策について回答します。

台風12号による断水の原因は、市道の路肩崩壊による導水管と配水管の破損です。

対策としては、管の更新の際に耐震性の高い管を使用するのに加え、日常点検では路肩

等の点検を行っています。

その（３）断水時に公共施設での水道の開放はできないかのご質問につき回答します。

８月８日の大雨で被災した霧島市、始良市では、断水の際に民間施設や公共施設、学校施設等を開放し、臨時給水箇所として給水できるような措置を行っていました。本市でも、有事の際は、関係機関や施設管理者と協議して、臨時給水箇所を指定できるように検討してまいります。

その（４）市民所有の井戸を災害井戸としてお願いはできないかのご質問につき回答します。

災害時においては、長期的な断水が発生した場合、災害後の避難生活において必要不可欠なトイレなどの生活用水の確保が困難となることが想定されます。

井戸水については、直ちに飲用水として活用できなくとも生活用水として有効であると考えます。

他自治体においては、災害時に個人所有の井戸を無償で使えるように災害時協力井戸の登録制度もありますので、今後、登録要件など調査研究してまいりたいと考えます。

質問事項の４つ目、プレコンセプションケアの一環で若い女性の健康障害、痩せ過ぎへの対策をについてのその（１）低体重・低栄養症候群、F U Sの詳細について回答します。

日本肥満学会によると、F U Sの定義は、低体重または低栄養の状態を背景として、それを原因とした疾患、症状、兆候を合併している状態です。低栄養や低体重は、骨量の低下や月経周期異常をはじめとする女性の健康に関わる様々な障害と関連しています。

その（２）児童生徒や若い女性の低体重・低栄養への保健指導の現状について回答します。

児童生徒の健診は学校健診で、就業している方は企業健診で健康管理をされています。

その（３）１６歳前後を対象のF U S健診の導入を提案する専門家もいるが、本市はどう考えるかと、ご質問につき回答します。

現在、１６歳前後を対象とした骨粗鬆症検診の導入は考えておりませんが、出前講座等で低体重・低栄養が骨量低下のリスクを高めることについて伝え、若い世代が骨量測定のできる機会を検討したいと思います。

質問事項の５つ目、公共施設、避難所への授乳室及び搾乳室の設置をについてのその（１）公共施設への授乳室・搾乳室設置数について回答します。

公共施設の授乳室・搾乳室設置数は、令和７年９月時点で３施設５か所あります。

その（２）災害時の避難所への授乳室・搾乳室設置数を回答します。

開設優先度３の指定避難所２６か所のうち、授乳室が設置してあるのは日吉中央公民館の１か所です。その他の避難所については、テント型のプライベートルームなどでの対応になります。

その（３）授乳室及び搾乳室設置についての市の考えについて回答します。

授乳室及び搾乳室の設置は、乳児を育てるご家庭にとって、外出時の不安を軽減し、社会参加を後押しする上で必要な施設であると考えています。

また、子育て世帯が地域社会から孤立することなく、安心して暮らせるまちづくりを目指すことは、こどもまんなか宣言が掲げる理念でもあることから、特に子育て世代の利用の多い施設を中心に授乳室及び搾乳室の設置を検討してまいります。

今年度は、本庁舎１階の空きスペースの調整を行い、授乳室及び搾乳室の設置を進めてまいります。

質問事項の６つ目、ヤンバルトサカヤスデ対策についてのその（１）大量発生の現状について回答します。

日置市におけるヤンバルトサカヤスデの発生に伴う市民からの相談については、令和５年度から増え始め、今年８月末現在、東市来地域で１か所、伊集院地域で５か所、日吉地域で２か所、吹上地域で４か所、計１２か所から相談を受けています。

その（２）薬剤配布手順について回答します。

薬剤を希望される方に対しては、窓口での申請をお願いし、申請書により発生地域が確認できた場合は、１世帯につき１月に１袋の薬剤を無償で配布しています。

また、本市で把握していない新たな発生地域の方からご相談があった場合は、担当職員が現地を確認し、ヤンバルトサカヤスデであると確認できた場合には、同様に薬剤を配布しています。

その（３）鹿児島市における散布機器の無償提供及び業者委託等についての日置市としての考えを回答いたします。

日置市での発生の現状について、発生地域における各世帯や事業所等での状況を把握しておりますが、現在において、自治会単位での駆除等の相談はありません。

薬剤という性質上、その他の動植物に影響を及ぼす可能性があるため、その使用に対しては注意が必要であり、そのような相談があった場合は、周辺の状況など現場を確認の上、対処の方法を検討してまいります。

なお、日置市の市有地等については、管理担当部署の職員等が薬剤散布の方法により対応している状況です。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項４のその（２）児童生徒の低体重・低栄養への保健指導の現状をお答えをいたします。

学校における児童生徒の栄養面の指導・相

談は、担任が養護教諭、栄養教諭と連携をして個別に取り組んでいます。

また、養護教諭を中心に、健康診断の結果等を踏まえて、児童生徒及び保護者に対し個別に保健指導を行っています。

以上でございます。

○１５番（黒田澄子さん）

６項目にわたって答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、５歳児健診について、１９市のうち９市が実施していると言われました。９の自治体はどこになりますか、お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

９市につきましては、指宿、西之表、垂水、南さつま、南九州、鹿屋、枕崎、出水、曾於が実施しているところになります。

以上です。

○１５番（黒田澄子さん）

ほぼ半分ぐらいの自治体が既にやっているということが確認ができました。

これまで、公明党は就学前の早い段階から、発達障害を早期に発見し早期支援につなぐための５歳児健診の必要性を訴えてまいりました。私も、以前の議会でこのことを訴えております。

こども家庭庁が５歳児健診の全国展開を本格的に推進することが決定して、２０２８年度までに全国のどこでも健診が受けられる体制を目指すことになりました。

５歳児健診の目的は先ほど述べられましたけれども、そこまで国も本当に切羽詰まって、しっかりとここをやっていないといけないという表れだと思っています。

私は、過去にここに当たって市独自の療育センターの設置も提案しました。伊佐市がつくっておられましたので、調査にも行きました。

しかし、市は、幼稚園や保育園の現場に子

どもたちがいますので、そこを専門職が巡回するやり方で、日置市にもやっておられる民間もございましたので、一生懸命、これをスタートしながら熱心にこれまで療育に取り組んでこられたことは評価しているところです。

そして、そこで3歳児健診の後の支援が必要と見受けられた子どもは何人ほどいるものか、またそこから療育支援とつながるケースはどのくらいか、お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

令和5年度の3歳児健診で情緒・行動上で課題があり要観察・要支援となった子は、345人中136人で39.4%となっています。

3歳児健診後の追跡結果で療育施設へ通園している子どもは、49人で全体の14.2%となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

3歳児健診でそういう支援が必要だと言われても、まだ子どもが、意外とうちの子はゆっくりなのよとか、言葉も上の子もゆっくりでしたとか、そういう経験があられると即療育につながっていないということはもう理解できるところです。

その後の6歳になったときの就学児健診で新たに支援が必要と見受けられる子どもの数と療育支援につながるケースはどのくらいなのか、お尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

3歳児健診や毎年教育専門委員等が行う園等の訪問で、支援が必要と見受けられる子どもについては療育支援につながっており、就学児健診で新たに特別な支援が必要と見受けられることはほとんどないと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

6歳、もうそろそろ始まるわけです。6か月ぐらいしかない中で発見されても、なかなか就学前の療育という形にはなり得ないのかなというのも思っているところです。

就学児健診で就学相談を求める保護者は、どのような手続を行い、提出書類が必要になるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

児童が通っている園や療育施設等の関係者と保護者が相談の上、就学前の9月に開催しております就学相談会につなげています。

就学時健診で相談を希望する保護者については、その場で相談を受けるなど適宜対応しております。

○15番（黒田澄子さん）

これを聞きましたのは、療育の場所や保育園からのいろいろな情報が入り、それプラス、医師の発達検査などが必要だというふうを受け止めていらっしゃる保護者が結構いらっしゃるって、特性によって初めて行く場所が苦手な子どもの場合、初めて行く病院で受診することを何度挑戦しても拒まれてしまって、結局、療育施設からの情報は提供されても、検査の結果の書類は出すことができなかった。それで就学相談を諦めたという方もいらっしゃいます。

この就学相談が、書類ができなくて今はその日でもできると言われましたが、それならばそのことは就学時相談を受けられる皆様、ご存じなのか、もう一度お尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

まず、就学相談を受けるに当たりましては、発達検査などの結果は、子どもの実態把握をする上で客観的な資料となるので、提出をしていただくことが望ましいのですが、検査結果がなければ就学相談を受けられないということはありません。就学相談の案内等にもそういったことを記載して配布をしているところになります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市民が間違っただとは私は思いたくないのですが、書いてあるといえは書いてあるのでしょう。しかし、分かるように、やはりきちんと書いて、大きく目立つように書いていただければと思ったりもするところです。

今年度、就学相談を受けて、特別支援学校、特別支援学級へと進学した子どもの数は幾らでしょうか。

○学校教育課長（段原修司君）

令和6年度の就学相談会に参加した未就学児の数は、64名です。うち、教育支援委員会での審議を経て教育委員会が就学先を決定した数は、特別支援学校に進学した児童が7人、特別支援学級に入級した児童が24人となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

令和6年3月29日の国から出された5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について、1、保育所等に求められる役割、2、支援が必要と判定された子ども・保護者への対応、3、教育委員会、小学校、特別支援学校に求められる役割について、どのようなものか、お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

保育所等、保護者等の役割についてお答えします。

保育所等に求められる役割としては、集団生活の様子からの気づきや保護者が感じている課題等の情報を共有することが役割とされております。

また、健診で支援が必要であると判定された保護者と情報共有を図り、個々の特性に応じた配慮を行うことが求められています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

この5歳児健診に対して、国の補助体制は今どうなっているのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

国庫補助となる5歳児健診の月齢は、4歳6か月から5歳6か月の期間に実施することが要件となっております。1人当たり5,000円の補助単価であり、国の補助率は2分の1となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

課題については、先ほどちょっと出ています。課題があるということが出ておりますけれども、その課題の中身の詳細は、例えばどういふもののでしょうか。お医者様が本当に確保が厳しいとか、あと地域ごとに行うのであれば、それも日にちを変更するとかいろいろあると思います。大まかな、大体これだといふものは何でしょうか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

課題としては、医師などのスタッフの確保、健診後のフォローアップの体制が課題となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

5歳児健診について、いよいよ国は本格的に取り組もうと頑張っています。市長、教育長の、最後にご見解をお尋ねをしたいと思います。

○市長（永山由高君）

1問目及び担当課長から申し上げておりますとおり、これは、実施に当たっては、関係機関、ドクター、医師も含む関係機関との連携やその後のフォローアップ体制、これも市役所のみで行えるものではございませんので、やはり検討に当たってはしっかり関係機関と協議を重ねてまいる必要があろうかというふうに考えております。

市としては、既に実施をしている市町村の状況や課題をしっかりと把握した上で検討を進めたいと考えております。

○教育長（奥 善一君）

教育委員会といたしましては、就学時健康診断の場があるわけですが、先ほど来あるように、子どもたちの言葉、それから社会性の発達において、5歳という段階はある意味非常に大切な時期であるというふうには認識しておりますので、体制を整えば、準備を整えば実施されることは望ましいのかなというふうに思います。

子どもたちもそうですし、子どもたちの早期の支援、それから保護者の不安を取り除いていくという意味で、今後検討していく必要があるかなというふうには思います。

○15番（黒田澄子さん）

3歳時健診ではなかなか自分の個性とかいうふうで分かりづらいところがありますけれども、就学前の6か月前にそこが分かってもなかなか療育ができなければ、学校に入ってから子どもが本当にいろんなことに遭遇するということを考えたときに、5歳児ということだと1年以上しっかり療育が受けられるということ、ここがすごく今回の5歳児健診のポイントでございます。ぜひ、積極的に検討をしていただいて、早期に実施できるように期待をしておきます。

ひお吉号について、利用者が減少しています。半分ぐらいに減少しています。その理由を市はどう考えるのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

利用者が減少している要因は2つあると考えております。

1つ目は、輸送能力の低下、2つ目は効率性の低下であると考えています。

輸送能力の低下については、伊集院のコミュニティバスの廃止の影響が大きいと考えて

います。効率性の低下については、今まで定時路線であったコミュニティバスと郊外地から市街地に向かう一定の方向づけで運行していた乗合タクシーがエリア内の停留場間を自由に行き来するひお吉号になったことから、乗り合わせがうまく誘導できず予約が取りづらいう状況が生まれ、結果として利用者が減少しているのだと分析しております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

障がい者の利用は実際できているのか、お尋ねをします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

障がい者ご本人の状態によりますので、一概には言えませんが、7月の障害のある方の利用の述べ人数は205名でした。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今回、私は、乗合タクシーがもう本当に最終的に10年後、15年後には大事な市民生活を助けるサービスになるという点で、今やっぱ頑張らないといけないということがあって質問させていただきました。決して苦情を言うためだけではございません。せっかくあるタクシーですので長く長く使っていきたい、そして市民が喜んでいただきたい、そういう思いで提案をしました。

とにかく、これまで観光客が利用することには、結構、利益が、タクシー屋さんのほうにもあったようなんです。私は、市民以外にもぜひ観光で使ってほしい、これは伊集院高校生との語る会の中でそういうことも言われたので、提案をして実現したことは嬉しかったんですけれども、実入りが非常に少なくてもう残念な思いをしているという市民の声もあります。そういう声はまず届いているのでしょうか。また、今後そのことに対する対応策が何かあれば、お尋ねをします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

今、議員からご指摘のあったことにつきましては、タクシー事業者の声をお聞きしているところです。エリア内であれば、距離数に関わらず300円で目的地まで行けることから、タクシー事業者及びバス事業者への配慮も必要と考えます。運行主体である市の地域公共交通会議で料金の在り方について協議することとしております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

予約ができない状況というのは、やはり早急に対策をされないかと。その対策は、何とか午前中を1時間増やしていくというようなことで期待をしていきたいと思っています。

今年が、いわゆる2025年問題のもう当年に当たり、今後75歳の方が10年たつと85歳です。想像すると、多分、免許も返納されていく方が増えるんじゃないかなと思うと、先ほど言ったみたいに最後のとりでになるひお吉号を先を見越して頑張っていけないといけなと想像しています。

私は、ここで提案なんですけれども、ひお吉号はもう市民向けに限定をして、例えば観光客向けというのは、別のものとして交通手段を仕分けできないのかなと。

そこで、提案なんですけれども、駅利用の観光客が使うわけです。観光協会がしっかりそこを、スマホ等で予約ができるような観光客用のシェアタクシーみたいなものの、観光客用の仕組みなどもあっていいのではないかな。これまで市民が使いにくい、予約が取れないと言っているところに観光客が乗っていくというのは、結構遠くまで行けるようになっていきますので、その辺を提案いたしますけれども、いかがお考えでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

市民と観光客のニーズを分けて考えるというご指摘は、重要な視点であると認識しています。

ご提案いただいたスマートフォンで予約できる観光シェアタクシーは、市内の観光地を巡る有効な手段の一つであると考えます。本件につきましては、今後、市公共交通会議をはじめとする関係団体などと連携し、どのような主体が運営し、どのような手法が望ましいかについて、観光シェアタクシーに限らず、調査研究してまいります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

もう一つ、補助金制度というのを提案しました。非常に悩んで提案しました。お金をかければいいのかという声も聞こえてきそうな気がして、ですけれども意外と近くの鹿児島市にたくさん運転手さんいるんじゃないかと思ったときに、うちの町で少しでも収入が上がるのであれば来てくれはしないかな。そして、今問題は、タクシー運転手さんの高齢化もすごく問題です。これで稼いで生活ができるというスタンスを日置市でできないかなと思って提案しています。

今後、公共交通会議においても取組を検討していくと言われて、財源が、はて、どうなんだろうというのも思います。ただ、ふるさと納税というものがほとんど使われていている状況の中で、様々、大変ですけれども、将来を見据えたときにこういうことも本格的に考えていかなくてはいけないと思いますが、もう一度そこをお尋ねします。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

議員のご指摘のとおり、運転手不足については大きな問題となっているところです。本市においても、先ほど市長がお答えしましたが、市の公共交通会議の中で、この運転手不足というのをテーマに取り上げて、ここについて、協議、調査研究をしていきたいと考え

ております。

以上です。

○ 15 番（黒田澄子さん）

今回、様々提案をしました。今後のひお吉号の未来予想を市長にお尋ねをします。

○市長（永山由高君）

幾つかのテーマで今ご議論を交わしていただいたかと思うんですけれども、まず観光利用と市民の方の利用のウエイトと申しますか、比率については、しっかりとこれは検討していく必要があるであろうというふうに認識をしています。

それから、人手不足の件なんですけれども、これはタクシーのドライバーに限った話ではなく、ほぼ全ての職種において人手が足りないという状況が、かつ、これは日置市に限定した話ではなく、鹿児島市も含め県内全域で言われているところであります。

こういった構造的な課題について、例えば、将来的には、今、国もライドシェアという形で、タクシー会社が管理運営する形で一般の市民の皆さんがドライバーとして一部運行をしていくといったような仕組みが、先行した自治体もございます。

一方で、まだ日置市においては、既存のタクシー事業者さんで運営をしていただいただけのドライバーさんを今はまだ確保いただいておりますので、長期的にはライドシェアのような取組についても研究してまいる必要があらうというふうに思っております。

あわせて、この乗合送迎サービスの全体感について申し上げますと、まさに議員ご指摘のように、これから10年先が特に需要が大きく伸びる時期を迎えるであろうというふうに認識しております。その意味では、今多くの市民の皆様にご利用の予約が取りづらいとか駐車場まで遠いとかたくさんのお叱りやご指摘をいただいております。

まずは、足元の課題をしっかりと解決をし

ながら、一方で、長期的に、これはやはり5年から10年かかるものもあらうかと思えますけれども、長期的に需要が大きく伸びる、その段階に向けてどれだけの容量を、キャパシティーを確保できるかという点も含めて、時間をかけながら取り組むべきテーマでも同時にあるというふうに認識をしているところです。

以上です。

○ 15 番（黒田澄子さん）

次に移ります。台風12号等の災害、防災できなかったかなという部分で、今回は稲が実ってもう収穫前にちょっと当たる時期の残念な災害だったとお察します。田畑において、1棟だけがいろんな対策を講じても効果が薄いのかなとも思いました。

また、高低差がある場合、特にそれが全体で水害発生前の防災について何らか手だてがなかったかなというふうに、以前もこのことについてはお尋ねした経緯があるんですけれども、農業者のほうに市はどのように、農地などについての防災についてどのように伝えておられるか、お尋ねをいたします。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、台風12号におきましては60件を超える農地災害が確認されておりまして、生産者の皆様にとっては大変厳しい状況であるという認識いたしております。

本市では、多面的機能支払交付金などの活動や運営委員会、意見交換会などを通じて、農地や水路、農道などの点検、維持管理の重要性をお伝えさせていただいております。そのことによりまして、各地域において現在しっかりと取り組んでいただいていると考えております。

今後も、国や県の補助事業を活用しながら、こうした地域の共同活動を支援するとともに、災害が発生した場合には迅速な対応を取って

いきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

私は農業していないのでよく分からないのですが、もう見るからに残念な思いがしているので、今回は提案をしています。

災害予防に、田んぼダムという方法を行っているところもあると、全国には、聞いています。田んぼダムとは実際どのようなものか、お尋ねします。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

田んぼダムにつきましては、大雨の際、水田に降った雨水を一時的に多くためて、時間をかけてゆっくりと排水することで、下流の水路や河川の上昇を抑え、地域の洪水被害を軽減する取組でございます。

現在、本市では取組はございませんけれども、全国では10万を超える水田で取組がなされており、県内では伊佐市で5ヘクタール取り組まれております。大変重要な取組であると考えておまして、引き続き周知を図るとともに、田んぼダムに取り組む地域につきましては、国の補助事業を活用して支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

そういう工法を伊佐市が行っておられるということだったので、私たちも委員会でも勉強できればかなと思うところです。

公共施設の水道の開放においては、始良市さん等が、この間、災害のとき、霧島市とかも、そういう開放を公共施設等して下さっていました。日置市では、これまでということなかったの、一応今回提案をしたところでございます。

防災無線などで、全部がもう駄目なときは無理なんですけど、例えば伊集院が駄目、もうここは断水になったというときに、日吉、

吹上、東市来に水をくみに行くことができる、それはいいなと思いました。8・6のときに、私、本当に水ほど重たいものはない、もう本当に身にしみておりますけれども。

そういう意味で、今回そういう被災をしていないところで水道が使えるところの水をどんどん使えるようにという提案でございます。できれば、蛇口に自由にどうぞお使いくださいみたいなものでもかけていただくと、よく世の中で水泥棒を公園からするという、そういうこともあったりするので、いつでも帰りがけにくんで帰るとかできるような、そういう配慮も必要だと思います。もし設置できれば。その点いかがでしょうか。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

断水地域以外からの給水でもありますので、そのような配慮も必要なことであると考えております。こちらにつきましても、1問目で回答したとおり、関係機関や施設管理者等と協議して考えていきたいと思っております。

以上です。

○ 1 5 番（黒田澄子さん）

私、災害井戸については、東京のほうにお伺いして、消防庁のほうでいろいろ以前勉強して提案したことがありました。東京の場合は、もう閉じているのを東京都が借り入れて、そこを全部都でできるようなポンプ式のことを、かわいいものでしたけれども、それを地域住民にはいざという有事のときにはどうぞと、開放してくださいねということが、きちんと約束があってつくれるということですけども。

日置市は、よく考えると結構まだ井戸水を生活水として今も使っているところもあったりするので、飲料水以外の、特に災害時はトイレがとにかく大変だ、避難所もトイレが大変だ、食べるものはやってくるから何とかするが、もう出すところの汚さとか使

えないとかというのが大きな問題です。

井戸水は、もちろん飲み水としてというより、そういうときに流すものとして、個人の井戸だけではなくて、自治会の公民館などでも井戸水を使っているところがあるのではないかと思います。現状がお分かりでしたらお尋ねをします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

自治会の公民館の井戸の状況につきまして把握はしておりませんが、今後、関係課と連携しまして、自治会の公民館の井戸の状況の調査は行いたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市長に災害時の防災について、市長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

○市長（永山由高君）

本日1問目で、防災が、これは事前に対応が可能であったと考えられた災害はというご質問をいただきましたけれども、原則としてもうこれは予測は難しいという中で、可能な限り災害に強い地域をつくっていくということに尽きるであろうというふうに認識をしています。

ご指摘いただいた水の確保も含めて、既に先進的に取り組んでおられる自治体をしっかりと研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

次、女性の痩せ過ぎに行きます。

テレビや雑誌、SNSなどメディアリテラシーにさらされた児童生徒、若い女性は特に痩せていることが美しいという低体重・低栄養に至るこのFUSに含まれる主な症状や状態についてお尋ねをします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

日本肥満学会、女性の低体重／低栄養症候群ワーキンググループによる閉経前までの成人女性における低体重や低栄養による健康課題の中では、FUSの原因と対処法の中で、メディアによる影響で痩せイコール美という価値観が浸透し、特に若年女性において食事摂取制限を中心とした減量行動、いわゆるダイエットの志向が強まっています。過度な食事制限や偏った食生活が長期化すると、低体重や低栄養状態に陥り、骨量低下や血経周期異常、筋力低下、倦怠感、睡眠障害、低血圧などの全身症状、不安・集中力低下など神経精神症状など多様な健康障害を引き起こす可能性がありますとされております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

児童生徒の健診は学校健診で健康管理されているという答弁出ているんですけれども、ここでは月経がきちんと合っているのかとか、そういったことは分かるものですか。例えば3か月ないと無月経といわれます。そのこともとてもよくないことなんですけど、学校の健診ではそういったところまではお分かりかだけ、ちょっとお尋ねをします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

学校では、そういったところの把握はできていないと考えます。

○15番（黒田澄子さん）

10代、20代の痩せ過ぎの危険性、要は、もうこの10代のときにしか骨は成長しない。幾らその後もしっかり栄養を取って20代になって食べていますと言っても、もうそれは中年期以降どんどん出てくるんです。もう40歳ぐらいでせきをしたら骨が折れるとか、ちょっと当たっただけでもうここを骨折するとか。だから、本当に学校にいる子どもたちの時代に、しっかり栄養を取って、運動して、睡眠を取ってという、ここが本当にこの人が

100歳まで生きるところのたった十数年の間に阻害されたことがずっとつながっていくということが今回大きな問題で、もう病気だよねというところまでいよいよ踏み込んでいきつつあるということなので、日置市でもぜひそこら辺意識をしていただきたいということで、今回は提案をしています。

市は、この10代20代の痩せ過ぎの危険性をどのように考えておられますか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

骨の成長や生殖機能の発達といった重要な身体機能に加え、将来の妊娠・出産などの各ライフステージにおける健康に影響を及ぼす危険性があると考えています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今回、プレコンセプションケアの視点ということで、将来にわたっての女性の健康支援という部分の大事な部分と思って提案をしています。

実際に、女性の健康支援の部分で、学校等でのこの痩せ過ぎについての学びは非常に大事だと思っています。もちろん授業の中でもあるものだと思いますが、例えば出前講座などが検討できないのか、お尋ねをします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

今後の取組の中で、学び、気づくきっかけとなるような出前講座等の実施するのは大切だと思いますので、講座だけではなく、体験する方法などを研究していきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

すいません、議長に許可をいただいて、ちょっとパネルを出したいと思います。

痩せ過ぎというのは、BMI18.5未満になります。そして、月経がいろいろあった

り骨密度が低下したり、そして貧血、いろいろなものが悪い状態です。

厚生労働省が、このような女性の痩せ過ぎと健康の関係というふうにググると動画をいっぱい出してくれています。私全部見たんですけども、最初のは、元体操選手の田中選手とお医者さん、婦人科医とかあとスポーツドクターされている先生とのやり取りです。こういったものがずっとあると、この後にはモデルさんをされていた方の、40代の方の手やら足やらあちこち骨折をされて包帯巻っている中での取材に応じていただいた動画なども出てきて、教材用という動画も出てきます。

例えば、出前講座がもし実現したときに、子どもたちに、5分ぐらいで見れるものですので、こういった動画などもぜひ教えて見せてあげてもらえたら、10代で私たちも骨密度を測るなどということは考えてもいけませんで、40代過ぎたぐらいから皆さん骨密度は気になるころなんですけど。いや、そこで気になっても遅い、10代にしっかりご飯食べてというような動画がいろいろ見られるので、こういったものも活用できないのかなと思って提案しますが、いかがですか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

現在、市の総合健診の結果報告会や健康福祉まつり、ひおきマルシェなどでは、明治安田等の協力により、野菜摂取充足測定のベジチェックなど体験型の取組もしておりますので、体験型と併せて厚生労働省の資料などを活用して周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時09分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初にご報告申し上げます。大川畑宏一議員が病氣療養のため、本会議を欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

それにより、お諮りします。本日の日程の順序を会議規則第21条により、15番、7番、1番、8番の順に変更したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。

それでは、一般質問を続けてまいります。

○15番（黒田澄子さん）

無知なために過度なダイエットを10代の人たちが行って健康を損なわないようにと願っての今回の質問でございます。

出前講座に骨密度を測定する機器等がもし借りられて、取り入れられるようであると、なかなか子どもたちに骨密度を測ったほうがいいよと言っても、忙しいですね。中高生もなかなか1人で行けるところでもないの、出前講座プラス骨密度を測れるよみたいなことも取り入れられないものか、最後にここで提案したいと思います。いかがですか。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

出前講座では、メニューの充実等に取り組んでいるところではありますが、内容等についても、話だけではなく実際に体験していただいたり触れていただいたりという取組もしておりますので、ぜひ取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

この出前講座が実現したときに、ぜひ教育

委員会に協力していただきたいと考えています。いかがでしょうか。

○学校教育課長（段原修司君）

ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

○15番（黒田澄子さん）

それでは、次に移ります。

授乳室や搾乳室の設置についてでございます。

まず、答弁の中で3施設5か所がありますと答弁ありました。これはどこか、お尋ねをいたします。

○財政管財課長（小園秀作君）

授乳施設の設置施設についてお答えいたします。

吹上支所2か所、日吉支所2か所、下野建設文化ホール1か所の5か所になっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

これまで、私、低出生体重児さんのこともいろいろ提案してきましたけれども、そういうお子さんを産んだお母さんは毎日搾乳をして届けないといけません。そして、出産後に子どもさんがそのまま入院をされている、病氣を持っていらっしゃる赤ちゃんのママも、一生懸命搾乳をしないといけないわけなんです。病院にそれを届けないといけないんです。ママたちは本当にそれにノイローゼになるように、毎日毎日子どものためにと、涙はいっぱい出るけれども母乳が出ないというような、そういう現状の中で頑張っています。だから外出のときにも、時間が来たらやっぱり搾乳をしないといけない。

そこで、授乳室など1つのスペースになった場合、こっちに授乳の人がいて、そこで女性がぱっとお胸を出して搾乳をしないといけないわけですので、何かカーテンみたいなものでちょっと区切ってもらえるような、それ

が一緒になることは余りないのかもしれないけれども、あった場合、目隠しとかができる体制はできないものか、お尋ねをします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

授乳中のプライバシー確保については、配慮すべき課題として認識しております。

現在、授乳室と搾乳室を兼用する施設設置を検討しており、スペースにもよりますが、授乳と搾乳を同時に行なわれる環境を整備する際には、カーテン等の設備を設け、プライバシーに配慮した空間づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

答弁の中で、本年度、本庁舎空きスペースの調整を行って、この設置を進めてまいりたいとございます。これいつ頃設置予定なのか、お尋ねしてよろしいですか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

授乳室の設置につきましては、現在スペースの調整中となっております。その調整が整った後に、実際設置について具体的に設備を設置してまいりますので、2月頃までには設置できるかというふうに考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市民がいらっしゃる確率の高い本庁舎で、2月頃にできるということは喜ばしいことだと思います。

この授乳室、搾乳室に軽微な備品、そんな高いものではないと思いますビニール袋とかティッシュ、ウェットティッシュまたポットなど、そういったものを備えるお考えはありますか、お尋ねします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

用品等については、基本的には利用者個人

で準備していただくものと考えておりますが、緊急時や用品を忘れた場合でも、安心して施設を利用することができるよう、消毒用アルコールやウェットティッシュ、持ち帰り用のゴミ袋等について、設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

こどもまんなかの視点で、優しい対応を期待するところです。

市役所、支所、避難所以外など、いろんなところでも広げていってほしいんですけれども、まずは中に入ったときに鍵などがあるかもしれませんがそれでも、外の人が入っているか入っていないかが分からないと、災害があつたりとか、長く出て来なくて心配になることなどもあつたりしますので、外には、今、使用中だとか空いていますとかという、そういうカードも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

プライバシーを確保しつつ施設を安心して利用できるよう、ドアの外から一目で利用状況が分かるよう、使用中や空いていますなどの表示を設け、スムーズに利用できる環境を整えていきたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

現在、3施設5か所に設置してあり、今年度6か所目になります。こういったところやら体育館など、小さい子どもを連れて来られるところを今後は考えていくということですが、計画的にしっかりと広げていっていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○財政管財課長（小園秀作君）

公共施設への授乳室、それから搾乳室の設置については、先ほど市長の答弁にもござい

ましたとおり、子育て世代の皆様が特に多く利用をされる施設を中心に、設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○ 15 番（黒田澄子さん）

大変期待をしていきたいと思います。

子どもたちは少なくなるけれども、大切にされているというそういう配慮が、やはりお母さんや子どもたちにも最後はつながっていくのかなと思いますので、期待をしたいと思います。

最後にこのヤンバルトサカヤスデ、私はとても気持ちが悪くて本当に見たことがあるんですけども、大量発生を。でも、そこに住んでいる人たちはそんなものではない、本当に嫌だと思っていらっしゃると思います。

今回、市内で12か所相談があっているということなんですけれども、ここはまだ9月入ったばかりですけど、完璧に駆除が完了していると考えてよろしいのでしょうか。それとも、今、完了に向けて実施中なのか、お尋ねをします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

今現在、鹿児島県の発生状況などから現状を申し上げますと、一度定着すると駆除、撲滅は困難であるとされているところでございます。

大量発生を防ぐ手段として、落ち葉や腐葉土を除去し、暗く湿った場所をつくらないよう日当たりをよくするなど、ヤスデが住みつきにくい周辺環境の改善や薬剤散布による駆除を継続的に行っていくことが、大量発生の抑制につながっていくと考えております。

以上です。

○ 15 番（黒田澄子さん）

大量発生というのは、本当に完了がなかなか難しいんだということは理解しました。

今、12か所で、日置市内で虫が出ている

ところは、一応虫だけはどけられているのか、まだそれもできていないのかをお尋ねしたかったんですけど、すみません、もう一度お尋ねをします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答え申し上げます。

今現在、発生している地域の方々につきましては、薬剤のほうを無償で配布してございます。死骸等につきましては、世帯のほうでゴミで出していただくようにお伝えしているところでございます。

以上です。

○ 15 番（黒田澄子さん）

勝手に自分たちでいろいろやると、ガスが出て非常に臭いもするとか、面倒くさいヤスデさんなんですね。外来種の。やっぱりその地域に住みついてじゃないですけども、結構毎年毎年やっぱり出てくるということもあって、鹿児島市はそうやって委託をしながら駆除をしていると。

実は私の息子は鹿児島市にいて、もう本当にその団地が大量発生をして、お嫁さんも一生懸命ポンプのあれまで買って、1件だけ農家の娘かという感じで一生懸命駆除をしていましたがもうとんでもなくて、鹿児島市さんにちょっと相談をしたら、そういう特性をくんでいて、見に来てもらって、職員だけではもうちょっと無理という、距離がすごく長くて、それで業者さんが1回やったださって、その後が意外ときれいに今年も発生してないんですよ。

だから、非常に効果的だなと思って、鹿児島市さんのほうにも調査をさせていただいて、いつ連絡が来ても業者さんはここと一応決まっているということで、それは対策として早くていいなと思って、今回を提案しましたけれども、なかなか生物の体系が崩されるということで、簡単にはできないということも理解をするところではありますが、市有地の発

生、例えば市営住宅の付近とか市道ののり面については、どのように対応ができるものでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

市有地の管理をする担当職員と部署と連携を図りながら、職員による薬剤散布を実施しているところでございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

自治会の中でも、例えばこのエリア、自治会も大きなところは非常に大きいので、自治会全部じゃなくても、例えばこの班とこの班とこの班は本日一斉に空き家も含めてやりたいという、そういう相談があった場合、市は何らか対応をしていただけるものでしょうか、お尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

広範囲における駆除につきましては、やはり薬剤という性質上、発生地域周辺の生活や自然環境に悪影響を及ぼさないように配慮していきたいと思っております。

その中で、適切な対処の方法を検討しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

残り時間1分です。

○15番（黒田澄子さん）

今回、6項目にわたって提案し、最後はヤンバルトサカヤスデだったんですけども、やっぱり市民にとっては毎日そこにヤスデがうようよしているところを通勤したり通学したりするのは非常に大変だなと思って、今回提案をさせていただきました。

最後に、このヤンバルトサカヤスデの大量発生の対策について、市長の見解をお伺いして、一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

私も市民の皆さんからご相談があった際に、現場の写真等を担当課から確認をさせていただき、これは確かにつらいなというふうに認識をしている次第です。

一方で、担当課からも申し上げているとおり、薬剤という性質がございますので、そのほかの動植物に影響を及ぼす可能性はあるということで、これは各自治会の皆様からの相談に対しては、各方面からの影響もしっかり鑑みながら、対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、7番、下園和己議員の質問を許可します。

〔7番下園和己君登壇〕

○7番（下園和己君）

皆様、こんにちは。

日置市9月議会の一般質問を、初日の2人目に行います7番議員の下園和己でございます。

残暑がまだまだ厳しい中、8月の二度にわたる大雨等の災害で被災されました市内外の皆様方に心からお見舞い申し上げます。そして、1日も早い復旧を願っております。

そのような中、日置市市政施行20周年を記念したテレビ番組NHKBS「新日本のうた」が9月4日夜に伊集院文化会館で収録され、9月21日の夜7時30分から放送されることは、大変うれしく喜ばしいこと出来事であります。

さて、1項目めは、現在、鹿児島県が洋上風力発電候補海域として、国へ再エネ海域利用法に基づく促進区域の情報提供をしているいちき串木野市沖に関して、県から日置市への賛成、反対の意向確認についてであります。

県は、令和7年4月25日に国へ情報提供する際、「当市を含む関係市長に賛成、反対の意向は聞いていないが、各自治体のそれな

りの方に説明し、理解をいただいている」と回答しています。

そこで、県から当市へ賛成、反対の意向確認はなかったのか、また県はそれなりの方に説明し理解をいただいたと回答していますが、そのようなことがあったのかなかったのか、さらにあったとすれば、県の誰から当市の誰にどのような説明があり、どう回答したのか質問いたします。

2項目めは、市内在住の高校生が県代表として九州大会や全国大会に出場する際の補助金交付要綱の制定についてです。

現在、運動部の高校生には市体育協会から一部支援がありますが、文化系の高校生には支援がない状況です。今年の夏、演劇や軽音楽等において、県代表として活躍された日置市在住の高校生がいて、今後も新たに県代表として日置市在住の高校生が活躍することが予想されます。

そこで、現在ある日置市中学校各種九州・全国大会出場補助金交付要綱を高等学校まで適用できるように改正すべきでないか。また、新たに制定できないものを質問いたします。

3項目めは、日置市職員の早期退職者が近年多いように感じますが、それを防ぐための魅力ある職場づくりについてです。

私は日置市の発展のためには経験豊富な市職員の優れた能力は不可欠と考え、早期退職は日置市にとってマイナスと感じる次第です。

早期退職の年齢の定義は各自様々でしょうが、私は定年が60歳から伸びていく現状では55歳未満と考えていて、直近5年度分について質問いたします。

その1、市として早期退職の要因をどのように捉えているか。

その2、早期退職者を少なくするためには、市役所が魅力ある職場であることを伝えるための中堅、ベテラン職員等による体験談研修、あるいは若手職員等から不満等を聞き、改善

策を探るような職場ごとの研修が必要だと思うかどうか。

最後の4項目めは、吹上浜公園遊具の欠損部分の修復についてです。

この公園南端には、現在は規模の大きい遊具が2種類しか残っていません。開園当初にはターザンロープやブランコ、動物にばねがついた乗り物が数台、つり下げタイヤ等の遊具も数種類あり、幼児や児童は十分楽しめていましたが、既に撤去されたまま長期間がたち、楽しみの少ない残念な状態が続いています。

規模の大きい遊具のうち、外観が船の形をした木製の遊具は東西にジャングルジムみたいな塔があり、当初は空中をロープネットで渡れていましたが、長期間ロープネットが撤去されたままです。

なお、この遊具は吹上地域においては数少ない規模の大きい遊具であり、幸い取りつけ金具も使えるような状態のようです。

この公園周辺では数多くの各種スポーツ大会が行われ、多くの幼児や児童が遊具を目当てに公園の南端に訪れますが、「使える遊具が少なく、早く修復してほしい」という声を多数聞いております。

そこで、最低限土台が残っているブランコ2機と船の形をしたアスレチックを早急に修復すべきではないか、質問します。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、鹿児島県が洋上風力発電候補地域としていちき串木野市沖に関して、県から日置市への賛成、反対の意向確認というものについてのその1、県から日置市へ賛成、反対の意向確認はあったのかという点についてお答えします。

今年4月25日に県がいちき串木野市沖を

国へ情報提供するに当たり、県から当市へ賛成、反対の意向確認はございませんでした。

質問事項の2つ目は、教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、魅力ある職場づくりについてのその1、早期退職の要因をどのように捉えているかのご質問につき回答します。

令和2年度から令和6年度までの55歳未満の退職理由については、転職や結婚、病気療養などを認識しております。

その2、早期退職者を少なくするための研修等について回答します。

令和5年度より、経験豊かな先輩職員が双方向の対話を通じて、新規採用職員のキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助して、個人の成長をサポートする役割を果たすメンター制度を導入しております。

また、職員一人一人がよりよい将来の展望を持てるような組織を目指すためのプロジェクトチームを設置することとしております。

そのような取組の中で、職員の声も聞きながら組織改革を行っていきたいと考えております。

質問事項の4つ目につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2の高校生が県代表として九州全国大会に出場する際の補助金交付要綱の制定について、お答えをいたします。

本市では、義務教育学校の後期課程を含む中学校の部活動等の普及振興や高等学校運動部活動の激励のため、予算の範囲内で中学校各種九州・全国大会出場補助金交付要綱及び高等学校運動部全国大会出場補助金交付要綱に基づく補助金を交付しています。

議員ご指摘のとおり、文化系部活動等で活

躍する高校生への補助金制度はありませんので、補助対象や金額等、体育、文化系を含む市内の高校部活動等を後押しする制度を検討しています。

続きまして、質問事項4の吹上浜公園遊具の欠損部分の修復についてお答えをいたします。

吹上浜公園内に設置してある複合遊具については、長年多く子どもたちに利用されています。また、子どもたちに安全な遊び場を提供するため、法令等に基づく点検を実施し、国が定める安全基準に満たなかったものについては、適宜修繕または撤去などの措置を講じています。

今回の議員ご指摘の遊具については、遊具間における安全の確保が困難であり基準に満たないことから、一部を撤去し危険性を取り除いた上で利用をしてもらっています。

今後においても、国の安全基準に基づく遊具の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

1項目めです。賛成、反対の意向確認については、県から確認はなかったとの回答でしたが、それなりの方にも説明もなかったのか、再度お尋ねします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほどと繰り返しになりますが、鹿児島県がいちき串木野沖を国へ情報を提供するに当たりまして、本市への意向確認はございませんでした。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

意向確認だけではなくて、それなりの方にも説明はなかったということによろしいでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

研究会等において、いちき串木野沖の洋上風力に関するご説明、これは受けておりますが、その意向等の確認につきましては、お受けしていないというふうに私どもとして認識しているところでございます。ということで、意向確認の説明はないという形になると思います。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

この洋上風力発電につきましては、まだ実績も少なく、安全性もはっきりとしていない状況ですので、今後開かれます県主催の研究会の席上では、市民の安全を第一に考えた発言をすべきと思いますが、その辺はどうか。お尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

これまで、県主催の研究会の場におきまして、本市といたしましては洋上風力に対して市民の皆様の理解が図れるかが非常に重要であるということ、あと江口漁協、吹上町漁協のご意向や市民のご意見等も踏まえて、県ともしっかり連携して対応していく旨を発言しているところでございます。

引き続き、議員がおっしゃるとおり、市民の安全はもちろん地域と共生する形での再生可能エネルギーの導入を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

それでは、2項目めに移ります。

文化系の高校生にも対応できるような制度を検討中との回答でしたが、いつから適用できる予定かを質問いたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在、他自治体の状況及び市内高校の大会

出場の状況等を情報収集しているところであり、令和8年度から施行できるよう協議、検討しております。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

その支援額についてはどのぐらいを想定しているのか、分かっておれば答えていただきたいと思います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

支援金、補助金額、または奨励金額につきましても、運動部または文化系の部活動ともに、同等の内容で検討している状況でございます。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

新制度が文化系の高校生の活動の励みになることを期待いたして、2項目の質問を終わりたいと思います。

3項目めについてですけれども、その1、年度別の退職者数はどのようになっているか質問します。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

55歳未満の退職者は、令和2年度5人、令和3年度5人、令和4年度6人、令和5年度7人、令和6年度9人です。

以上です。

○7番（下園和己君）

令和6年度は9名と特に多かったようですが、合計で32名のようですけれども、この方々の在職年数別だとどのようになっているのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

32人の在職年数については、3年未満が3人、3年以上6年未満が10人、6年以上10年未満が5人、10年以上20年未満が3人、20年以上30年未満が6人、30年

以上が5人です。

以上です。

○7番（下園和己君）

ただいまの人数を足してみますと、在職年数10年未満の退職者が18名もいるようです。私は近年、職員の意見や考えが通らないどころか、思っていることを自由に職場で話せないような風通しの悪い職場となっているのではと危惧しますが、そのことも早期退職の要因となっているのではないかと思います。どうでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

職場の風通しについて、配慮が十分であったか検証する術はございませんが、今後も全ての職員が安心して発言、行動できるよう、心理的安全性の高い組織をつくり上げ、風通しのよい職場にしていく必要があると考えております。

以上です。

○7番（下園和己君）

それでは、その2につきまして再質問いたします。

先ほど、プロジェクトチームを設置することでしたが、少しでも早いほうがよいと思いますが、いつから実施されますか。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

プロジェクトチームの説明会を8月27日から9月1日にかけて、本庁と各支所で市長が説明会を行いました。今月の16日までメンバーを募集しておりまして、10月1日からスタートする予定でおります。

以上です。

○7番（下園和己君）

先ほど、プロジェクトチームの目的が少し出ましたけれども、具体的にはどのようなものか再度質問いたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

職員の不満等も含めた様々な意見を出してもらいながら、市役所組織に求められる使命、ミッション、市役所の組織の目指す将来像、ビジョン、市役所職員が大切にすべき価値観、バリューを再定義しまして、人材育成基本方針の見直し等を推進する働き方改革を目的としております。

以上です。

○7番（下園和己君）

市民サービスの向上には、市役所の職員の頑張りやさらなる資質向上が不可欠であります。社会が目まぐるしく変化し、価値観も多様化する中ではありますが、市役所組織として大切なものをしっかりと定め、そして働きがいのある職場づくりや職員の育成に力を入れてほしいと思います。

今後、多くの市職員がメンター制度を活用することと、プロジェクトチームの成果が上がることで、早期退職者が少なくなり、日置市が発展していくことを心から願っております。この取組の今後に、大いに期待をしたいと思います。

最後に、4項目めですが、ブランコと船型のアスレチックにつきましては、安全基準に満たないので、修復はせず現状のままずっと維持管理のみ実施していくような回答でしたけれども、果たしてそれでよいのでしょうか。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

老朽化の進む公園施設に対し長寿命化を図るとともに、計画的な修繕や新設または改築を目的とした公園施設の長寿命化計画がございいます。この計画に基づき、令和11年に吹上浜公園施設の見直しを予定しているところでございます。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

吹上地域には公園は数か所ございますが、

規模の大きい遊具は吹上浜公園にしかございません。市内外の幼児や児童が、早期の修復を願っております。令和11年度という四、五年にわたる、待つ間は非常に厳しいものでございます。少しでも早く充実した規模の大きい遊具が使えるように整備されることを期待しますが、その可能性についてお尋ねいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどの回答と重複することになりますが、公園施設の長寿命化計画に基づき実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（下園和己君）

長寿命化計画にのっとりた整備はもちろんだと思いますが、それ以外にもし特別な事情、財源等の目安がついたとかそのようなことがあれば、半年でも早く整備することを期待いたしますして、私の一般質問を終わります。

○議長（富迫克彦君）

次に、1番、阿多聖弥議員の質問を許可します。

〔1番阿多聖弥君登壇〕

○1番（阿多聖弥君）

皆さん、こんにちは。

本日4番手の予定でしたが、3番手の登壇となります。1期目の阿多聖弥でございます。

まず、8月の台風大雨災害で被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。また災害の復興にご尽力いただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

議場での登壇は2回目で、まだまだ不慣れな点が多いかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を大枠2点につきまして質問させていただきます。

1、有害鳥獣被害の状況と対策について。

昨今、テレビやSNSを視聴していると、熊による被害が各地で発生しております。以前より、出没に関しては報道で年に数回ございましたが、近年では被害に遭われてお亡くなりになる方がいらっしゃる、大けがを負われているケースも増えているように感じております。

九州には、現在、熊の生息は確認できておらず、絶滅したと考えられております。一般的に熊は有害鳥獣という部類に含まれます。有害鳥獣とは人間の生命、身体や農作物、財産に被害を与える鳥類や獣類を指します。

では、本市において有害鳥獣とは何か。それはイノシシだったり、鹿であったり、アナグマといった獣類とカラスやスズメ、ヒオドリといった鳥類が該当します。農業や生活環境に被害を与えている野生の鳥獣です。これらの被害は年々増えており、畑や道路脇でたびたび発見の報告も聞いております。

一昨年の鹿児島市においても、小学校の校庭内にイノシシが入り込み、児童の安全について指摘される事案も発生しており、決して対岸の火事といえる状況ではありません。

本市での状況や対応、対策をお聞きし、市民の皆様が安心安全の下、生活ができる環境づくりのために、5点ほど質問させていただきます。

1点目、本市での有害鳥獣対策と支援の状況について伺います。

2点目、過去3年間の農作物の被害状況と被害額を地域別に伺います。また、その被害に対する駆除の実績についても伺います。

3点目、各地域の猟友会の人数と年齢構成の状況について伺います。

4点目、有害鳥獣の被害減少と地域活性化、産業創出の観点から、ジビエのさらなる普及促進を提案するが、普及促進に対する市の考えを伺います。

5点目、近年、学校給食においてジビエを

取り入れている市町村が増えていますが、本市においても導入する考えがあるか伺います。

2点目、ふるさと納税の状況について。2024年6月に総務省が発表した方針により、2025年10月からふるさと納税制度に大きな転換点が訪れようとしております。これにつきましては、制度本来の趣旨に立ち返り、自治体の財政負担を軽減することやルールを厳格化することにより、適正な競争を行うためのものとなります。

ふるさと納税につきましては、本市におきましても貴重な収入源であり、これにより市民に対して様々な行政サービスが実施できることとなります。

そこで、本市の状況と今後の展望につきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目、本市におけるふるさと納税の過去3年間の寄附額及び寄附件数の推移について伺います。

2点目、ふるさと納税返礼品の数、種類について伺います。

3点目、近年広がりを見せている店舗型や体験型のふるさと納税について、本市において推進する考えがあるか伺います。

なお、すみません、店舗型という表現を質問のほうでさせていただきましたが、市民の皆様には勘違いをさせやすく誤解を与える可能性がございますので、本日は現地決済型と表現を変えさせていただきます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、有害鳥獣被害の状況と対策についてのその1、本市での対策と支援の状況について回答します。

有害鳥獣対策として、駆除に対しては猟友会への捕獲業務委託や、有害鳥獣緊急捕獲対策協議会からの捕獲活動への補助を行って

ます。

担い手確保としては、わな猟免許取得の費用1万円の2分の1の補助を実施しており、ジビエ販売拡大策としては、加工事業者に対して先進地研修視察や設備購入、新商品開発の費用を助成しています。また、農地農作物保全対策としては、侵入防止柵の補助を実施しています。

その2、過去3年間の農作物の被害状況と被害額を地域別に、またその被害に対する駆除の実績についても回答いたします。

農業共済組合経由で把握した被害額は、令和4年度4.76ヘクタール、55万4,000円、令和5年度8.99ヘクタール、101万8,000円、令和6年度9.16ヘクタール、101万1,000円となっており、地域別では把握していません。

これらの被害の大半はイノシシによるもので、イノシシを駆除した頭数は、令和4年度837頭、令和5年度833頭、令和6年度999頭です。

その3、各地域の猟友会の人数と年齢構成の状況について回答します。

令和7年4月1日現在、各地域猟友会の人数と平均年齢は、東市来地域39人、64歳、伊集院地域50人、67歳、日吉地域17人、71歳、吹上地域30人、75歳です。

その4、ジビエの普及促進について回答します。

本市ではジビエ加工の施設が、令和4年7月から創業しています。処理頭数は年々増加し、昨年度は960頭を処理しています。

市内ではジビエ活用の食事を提供する飲食店が1件、加工品を販売する店舗が3件あり、今後はさらに取扱店舗が増えていくように、情報発信に取り組んでまいります。

また、県主催のジビエフェアへの参加やジビエ研修の周知、国の補助事業を活用した設備等の支援を行ってまいります。

その5につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、ふるさと納税の状況についてのその1、過去3年間の寄附額及び寄附件数の推移について回答します。

ふるさと納税の寄附受入額について、令和4年度は延べ件数で約12万8,000件、16億円でした。令和5年度は件数で約12万9,000件、15億3,000万円となり、令和6年度は約8万3,000件、12億2,000万円となりました。

令和4年度から令和6年度にかけて件数は増減しているものの、寄附受入額は毎年減少しています。

その2、返礼品の数、種類について回答します。

返礼品の登録数は774品です。種類については、生肉や魚介類及びそれらの加工品が5割程度を占め、焼酎などの飲料が2割程度、工芸品が1割程度、その他となっています。

その3、店舗型や体験型というふうに事前のご質問ではいただいておりますが、現地決済型や体験型について回答します。

本市では、店舗型、いわゆる現地決済型や体験型のふるさと納税を推進しています。昨年度は、新たに果物狩りや焼酎づくり体験などを追加しました。今後は、吹上にオープンしたフォレストアドベンチャーのチケットや、現地決済型返礼品の導入も進めていきます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1、有害鳥獣被害のその5、学校給食へのジビエの導入についてお答えいたします。

学校給食におけるジビエ活用については、安定的な量と質の確保や、給食費で賄える価格設定が可能かなどの検討課題があり、活用には至っていません。

引き続き、ジビエ活用に取り組んでいる自治体の状況も参考にしながら、学校給食への導入について研究していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時03分休憩

午後0時59分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（阿多聖弥君）

午前中に1回目の答弁を頂きました。昼食後で眠くなる時間帯となりますが、眠気を吹き飛ばせるような建設的な議論ができるよう質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、答弁にありました1点目の質問の、有害鳥獣対策として業務委託や奨励金の補助を行っているとの件ですが、本市において利用している補助金制度は何かあるか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

利用している補助金につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の補助金を活用しております。補助の内容は、先ほど答弁いたしました中にあります、有害鳥獣緊急捕獲対策協議会への捕獲補助、わな猟免許取得の費用、ジビエ販売拡大の費用、侵入防止柵の補助になります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

国の交付金の中で指定管理鳥獣対策事業交付金の利用は可能であるか、お尋ねします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

指定管理鳥獣対策事業補助金は、環境省の所管の事業であります。集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を指定管理鳥獣として定めて、個体管理をするものであります。県では個体密度の高い地域を優先して実施しており、本市は高密度地域に該当していないため、実施しておりません。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

本市より被害の大きい自治体があって、優先される事案ではないということは理解できました。今後、被害が減少できればよいのですが、被害が増加していった場合には、いろいろと模索をしてほしいと思います。

次に、捕獲奨励金の補助についてですが、これについては通年で行われているものになるでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

捕獲奨励金、先ほど申しあげました有害鳥獣緊急捕獲対策協議会の捕獲活動への補助となりますが、こちらにつきましては猟期期間外を補助対象としております。猟期中に鳥獣被害があった場合は、獣種——獣の種類と場所、期間を定めて指示書を出しておりますので、その範囲で駆除された分は補助対象としてとなります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

県内の近隣市町村の中には通年で補助を実施しているところもあります。本市で行う考えがあるか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

隣接する自治体も含めて一体的に行うことが、より効果が出ると思いますので、広域捕獲も含め、他自治体と情報共有しながら、実行できるか検討したいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

これらの考えについては、猟友会の方ともお話をさせていただいたんですけれども、その中でもやっぱり意見の分かれる問題でありますし、実施するに当たっても、様々なルールを決めていかなければ、また別の問題が発生するという懸念もございます。市として、被害を抑えるために早めの提言を行い、柔軟かつスムーズな対応ができるようお願いしたいと思います。

次に、被害の実績についてですが、先ほどの答弁の中で、農業共済経由での報告とありましたが、被害に対して、保険未加入の小規模農業従事者や家庭菜園など報告を行っていない方が多数隠れていると推測できますが、市としての受け止めはどうでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

被害額につきましては、稲作が主な対象であります。議員からもありましたとおり、特に家庭菜園などの被害は把握できておりません。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

こちら、保険に入られていない小規模の農業従事者や家庭菜園をされている市民の方ですね、各自生きがいや楽しみを持って農作業のほうをされていると思います。被害の全容解明は難しいと思いますけれども、見えていない実態があることも念頭に置いて、対応をお願いしたいと思います。

その中で、令和5年度、農林水産省の日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会の事業評価のほうが未達となっております。要因は何と分析しているでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

ご質問の事業評価につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業につき

まして、3年ごとに事業の計画策定をしまして、3年後の目標達成状況を評価するものがあります。令和2年度の策定で令和5年度の目標値を設定しておりました。目標未達は、イノシシの被害額と被害面積が増えたことが要因でありました。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

鳥獣に対しては地域で管理をしているわけではなく、市町村をまたぎ移動するので、本市単独で活動してもなかなか成果を上げ切れないと考えられます。九州で鹿児島県以外の他県におきまして、先ほどの事業評価のほう、60%以上達成しているのに対しまして、鹿児島県内においては23の協議会のうち14の団体で未達、39%しか目標に届いていないのが現状であります。ぜひ日置市から声を上げて、県内全域での農業被害額減に向けた取組を行っていただけないか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

県内の農政主管課長が集まる機会でも、鳥獣対策につきまして議題が上がります。今後情報も共有し、取り組み対策について協議していきたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

では、それでは2点目に移ります。

昨年、一昨年の農業被害が令和4年度に比べ約2倍に増加しています。早急な対策が必要だと思いますが、市としてどのような認識を持っているのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

田畑や住宅地に出没している個体が増えており、それに伴いまして被害も増えていると予想されます。農地を守るために電気柵などの侵入防止柵の導入に向けて、早急に取り組みたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

有害鳥獣の効果的・計画的な駆除または被害軽減を目標とするのであれば、ICT利活用でモニタリングを行い、各地域での管理をする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

鳥獣の把握、個体管理をするために、例えば猿などに発信機をつける、またはカメラを固定した場所に設置し鳥獣の種類や数を把握することで、情報を分析し対策することで被害軽減につながると思いますので、まずは情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

そうですね、被害の分布把握というのは、猟友会との情報共有を行うことで効果的な活動になると思われます。

また、被害拡大防止の観点から見ても、早期の啓発が可能となります。

また、先ほど答弁でもありましたが、市内の道路等での目撃情報も以前より多く耳にしております。歩道を歩かれる方の多くは子どもたちや高齢者の方になります。市民の安心安全のためにも、検討いただきたいと思います。

続きまして、3点目ですね。

一般的に猟友会の会員構成は農業従事者が多いと聞いておりますが、本市の会員構成はどうなっていますか。また、その推移についてどうなっているか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

本市の猟友会の会員構成につきましては、令和6年度でございますが、農業、林業、漁業の一次産業の従事者が42人と一番多く、次に会社員が40人、次に無職の方となって

おります。

また、猟友会の会員につきましては、令和5年度が144人、令和6年度129人、令和7年度が136人となっております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

猟友会の人員については、増えている年、減っている年とあるみたいですが、被害額のほうはずっと上昇している状況に対して見解をお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

駆除の数につきましては、ここ数年、同程度となっております。しかしながら、山間部でなく、集落や町なかで鳥獣を見られることが増えておりますが、山に生息せず、農地等の近くで生息している個体が被害を与えていると考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

先ほど回答にありました、平均年齢のほうで、伊集院、東市来のほうで68歳、日吉地域で70歳、吹上地域が63歳ということですね。今後さらなる高齢化が見込まれます。猟友会の活動を広く認知してもらい、農業被害の防止、命の大切さを学び、若者に興味を持ってもらうための狩猟体験イベントを行いませんか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

猟友会の取組を理解してもらうこと、興味を持ってもらうことは、大事なことでと思います。体験イベントも含め、他の自治体での取組を参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

まず、知ってもらうことが何よりも重要だと考えております。山に入って、森を知って、

自然に触れる、その中で、そこに生きる動物とどう向き合うべきなのか、生活環境を守るために奪った命とどう向き合うべきなのか、地域の現状や今後の課題などについて学べるものになると思いますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

次に、新人の猟友会員の指導・研修について、各猟友会で実施しているか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

研修があると伺っております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

研修や指導の実施内容について把握していますでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

内容については把握しておりません。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

こちら、各支部や各猟友会のほうで対応に違いがあって、地域性とかもありますので、一概に全て一緒にすればいいという問題ではないのですが、駆除処理について、やっぱり新人の猟友会員の方にとっては大きな壁になると思います。新たな会員がやっぱり取り入れ難いとなって、疎遠にならないよう、体制をしっかりと取っていただきたいと思います。

次に、猟友会で、くくりわな、箱わな、猟銃の利用割合はどうなっているのか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

令和4年度の捕獲の実績になりますが、くくりわなが63%、箱わな32%、銃の猟などで行うのが5%となっております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

現在、くくりわなや箱わなについて貸与制

度などの補助を行っているのか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えします。

現在、国の補助事業を活用いたしまして、有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が箱わなを購入して貸与しております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

今までに、今答弁のありました箱わな以外の物品の貸与があるか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

箱わなのみとなっております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

免許取得に現在1万円、そのうち5,000円の補助が入っていますが、免許取得後も、軽トラ等の鳥獣を運ぶ車両の準備、箱わな、くくりわな、電気止め刺し、猟銃等、購入・準備するものが非常に多いです。猟銃については、登録・管理の観点があるので難しいと考えますが、組織の環境づくりのために、猟友会ごとの共有貸与で、くくりわなや電気止め刺し、軽トラ等の購入の考えがないか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

猟友会の要望を伺いながら、年次的に計画しまして、必要なもの、例えばくくりわなであり、止め刺し、電気止め刺しなどの購入を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

箱わなに関しては1つ買うのに大体10万円前後、電気止め刺しにつきましても、バッテリーやらその他消耗品などを含めると、購入するのに20万円近くかかるものもございます。ぜひ現場と意識共有を行って、活動しやすい環境を整えていただきたいと思います。

す。

続いて、4点目に入ります。

有害鳥獣のジビエ食肉加工についてですが、現在、日吉町の扇尾小学校跡地の給食室を改装し、REIBIG JAPANさんのほうが本市の新たな産業を生み出しております。情報発信について何か予定しているものがあるか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

今までにつきましてもイベント等の出演の情報を発信してきておりましたので、今後も県への情報提供、またSNSを活用しました情報発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

ジビエに対しては、やっぱり、自分より上の世代の方が多いかなと思うんですけども、過去の体験や先入観で、血なまぐさいだったり、毛が残っている、硬いなど、先入観ですごい忌避感を感じている市民が多いと感じていますが、認識としてはどうか、伺いたと思います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

まず、以前はジビエという言葉もなく、野生の獣を食べるというようなこと自体が抵抗がある方々もいらっしゃったと思います。最近は健康志向もあります。また、ジビエという食材のよいところが再認識されてきていると思っております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

先ほども申しましたとおり、猟友会の方との意見交換の中でも出てきたんですけども、しっかりとした捕殺後の血抜き、そして運搬途中の温度管理など、適正な処理をしたジビエは高い栄養素を含んだ山の資源となります。せっかく本市で起業し、特産品になり得る可

能性もあるのであれば、飲食店への働きかけ、またイベント、体験といった触れる機会を増やす後押しをしないか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

イベントでの出店、また飲食店、商工会等への紹介や商品案内などでマッチングができればと考えております。

以上です。

○1 番（阿多聖弥君）

これはSDGsの観点から見てもですけれども、農業従事者の被害の実態、猟友会の状況、捕殺された鳥獣のその後の情報発信というのは、大変重要になると思います。有害なものから有益なものへ、特産品や名物というのは地域に愛され認知度が高くならないと盛り上がらないので、周知・販促の情報発信をお願いしたいと思います。

5点目について、学校給食における児童1人当たりの1食の単価はどれくらいか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

幼稚園220円、小学校254円、中学校302円となっております。

○1 番（阿多聖弥君）

こちら、金額は今頂きましたが、1食当たりの主菜の金額はどれくらいになるか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

主食と牛乳代を除く金額としましては、幼稚園80円、小学校100円、中学校130円程度となっております。

○1 番（阿多聖弥君）

食に関する授業、いわゆる食育というものですが、実施はどのくらい行われているのか、お伺いします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東

正和君）

それぞれの給食センターの栄養教諭におきまして、配食校に訪問をする、そして食に関する指導というのを行っておりますが、大体、年に1回から2回となっております。

○1 番（阿多聖弥君）

学校給食法第2条第4号において、「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」、続いて第5号では、「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」と示されております。食育の中で農業や、農業に対する有害鳥獣について話をする機会があるか、伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

食に関する指導は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うために、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導するものでございます。地場産品の活用を通して、地域の食文化や食材等の話をするという機会はございますが、議員ご質問の有害鳥獣については、今まではちょっと触れていないということでございます。

○1 番（阿多聖弥君）

農業というものは国にとっても本当一番大切な分野であり、農業被害の現実、また被害を抑えるための猟友会の活動というのは、これからの世代に伝えるべき大事なことだと考えます。その中で自然の恩恵、命を尊重する観点からも、ジビエの利活用を推進したいと思っております。

少し視点を変えてお伺いいたしますが、献立作成の際に不足しやすい栄養素の中に鉄分が挙げられますが、現在どのようにして提供しているのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

様々な方法がございますが、主にでございます。県学校給食会が提供しております鉄分入り強化米あるいはレバーの冷凍食品などを活用することで鉄分を補っております。

○1番（阿多聖弥君）

私も、18歳から26歳、5歳ですかね、保育園給食、病院給食のほうで調理のほうをしておりましたので、やっぱりどうしても鉄分と言われると、レバーのほうになります。アサリも栄養価としてはすごく鉄分が多いんですけども、アサリを例えば肉と同じ量だけ食べるというのは、一般的に考えて難しい問題であります。このレバーは、栄養価は非常に高く有益な食材である反面、子どもたちからは苦手とする方が多い。これは大人の方に関してもそうなんですけれども。歯応えだったり、香りだったりというところで、やっぱり食べたくないというお子さんが多いというのも現状だと思います。

一般的にジビエの鹿・イノシシというところは、牛・豚に比べ鉄分の含有量が約2倍、4倍という形で、牛・豚に比べて大変含有量が多く、そのほかの栄養素についても、たんぱく質も牛・豚に対して多い、ビタミンについても多い、大変優秀なものになります。その反面、脂質については牛・豚よりも同量もしくは低脂質ということで、すごく健康な食材になると思います。

ジビエに対して忌避感が少ない時期だからこそ、おいしいジビエを経験させることが有用だと思いますが、その点についてどう思われるか、伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

冒頭で教育長も答弁いたしましたとおり、安定的な量と質の確保、それから価格の課題が解消されれば、導入の可能性もあるのでは

ないかと考えております。

○1番（阿多聖弥君）

衛生面については、やっぱり通常の家畜と比べると安全面について懸念があることは承知しております。子どもたちが食する以上は、衛生面、安全面は徹底すべきことであります。その一方で、保健所の許可は取れていますし、もし利用について課題、問題点があるのであれば、協議を行っていただきたいと思っております。

2024年のデータになりますが、西日本でジビエを学校給食に取り入れている都道府県22あり、九州本土で取り入れていない県につきましては、鹿児島県のみとなります。単価的に見れば若干高いものはありますが、栄養面や地産地消、食育といった部分では、補助をしても取り入れる価値があるように思います。日置市のふるさと納税の中に教育・文化及びスポーツの振興の部分で得た寄附金の中から助成をできないのか、伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

学校給食にジビエを活用するには、価格的な課題というのはお話ししました。安定的な量、それから食品の安全性の確保ということも確保されなければならないと考えておりますし、これらの課題が解決されれば、ふるさと納税で得た寄附金を食材調達に充てることは可能であるとは考えますが、ふるさと納税の寄附金総体の中でどのように事業を割り振るかということがございますので、優先順位等があると思いますので、その辺を考慮しながらということになるかと思います。

○1番（阿多聖弥君）

限られた予算の範囲内ですので無理は言いませんが、地域の子どもたちを結ぶ学びの一つとして検討いただけたらと思います。

大枠1問目の最後となりますが、本市の農業環境の整備、有害鳥獣対策の強化、農業従

事者・猟友会の後継者確保、新しい特産品への情報発信・有効利用、一つ一つの解決に向けて、第3期があるか分からないんですけど、もし策定するのであれば、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略にしっかりとした数値目標を掲げ、被害を減少させて実績を上げてほしいと考えておりますが、市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（永山由高君）

ちょっとご質問が多岐にわたりますので、具体的にどれについてどうというふうにおっしゃっていただけると、ありがたいなというふうに思っております。

ここまで議論を交わさせていただいている有害鳥獣及びジビエの推進については、これはもうここ数年、特にイノシシ等の被害が多く出ているところですので、猟友会の方々としっかり連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

どれをどう数値化するというのは難しいとは思いますが、先ほどあった例えば事業評価の中が未達になっていた部分ですね、そこら辺についてはしっかりと今後の鳥獣被害の増減、加減とかも推測しながら、しっかりと目標を達成できるような対策をお願いしたいと思います。

では次に、ふるさと納税の状況について再質問させていただきます。

1点目について、本市の返礼品の上位商品についてどのようなものがあるか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

返礼品の上位商品については、肉類、お酒、魚介類、調味料、麺類、果物、野菜などがございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

本市として、寄附額や件数が減少している要因としてはどのような分析をしているのか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

寄附額が減少した要因については、ふるさと納税全体の市場が日用品に転換し、本市の主力である肉、焼酎等が減少したことなどが挙げられます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

こちら、景気低迷や物価高騰による節約指向というものが、嗜好品、いわゆる値段の高い飲食物から日用品のほうへシフトしていることが要因として推測されます。

では、寄附額の減少を止めるための対策はどうしているのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

寄附者の入り口となるポータルサイトの追加や、リピーター、新規の寄附者獲得のための取組が必要であると認識しております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

リピーターや新規の寄附者獲得のために、取組はどのようなものを行っているのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

リピーターや新規の寄附者獲得のための取組としては、お礼メールの返送による信頼関係の強化や、返礼品に対する安心感を持っていただくためにレビュー対応——返礼品に対する感想や評価を返礼品のサイト上で共有するレビュー対応ですね、また市外及び県外のイベントなど様々な場においてチラシ配布などのPR活動を行っております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

寄附受入額と答弁がありましたが、これらは返礼品代や関連経費を差し引いた額なのか、

またそれらの金額は幾らになるのか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

寄附受入額については、寄附者から頂いた金額の合計であり、返礼品代や関連経費などは差し引いていません。総務省の定めにより、返礼品や関連経費の合計は寄附額の５割以内に抑える必要があります。令和６年度においては、寄附額約１２億円の５割程度の約６億円が返礼品代や関連する経費となります。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

じゃあ、関連経費の内訳について、分かっているとお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

ふるさと納税の寄附額に対する関連経費については、返礼品代が約３割、送料、広報、決済手数料などが１割、残りの１割が人件費やポータルサイト利用料、中間事業者への委託料などとなります。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

今後、ポータルサイトやポイントサイトによるポイント付与が１０月から全面禁止になるなど、関連経費の透明性において厳しい管理が求められているので、本市においても適宜適正化をお願いしたいと思います。

以前のふるさと納税の制度変更で、送料、手数料を含む経費が２割程度となっているのですが、今の段階で問題がないのか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

ふるさと納税の募集に要した費用が寄附金総額の５割を超えると、総務省の指定取消となります。そのため、品代と合わせて手数料などの関連経費が５割を超えないように、寄附額の調整や経費の見直しなどを行っています。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

こちら、ガイドラインに違反して、ふるさと納税制度から除外された市町村もあります。制度趣旨や違反などないように監視・監督を続けてほしいと思います。

２点目についてですが、過去３年間の返礼品の品数の推移がどうなっているのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

登録返礼品の推移は、令和４年度が５０９品、令和５年度が６５２品、令和６年度が７７４品と、増加の傾向にあります。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

本市の返礼品について、きちんと地場産品基準を満たしているのか、お伺いします。

○商工観光課長（上村裕文君）

総務省が示す地場産品基準を満たすことは、ふるさと納税制度の指定を受ける条件です。総務省の審査を受け、地場産品基準を満たす品を登録してございます。

以上です。

○１番（阿多聖弥君）

こちら、また、恐らくですが、２０２６年にはまたさらに厳しい基準になるんじゃないかなという話もちよっと上がっておりますので、また適宜対応のほうをよろしくお伺いいたします。

関連経費の答弁の中で、返礼品、送料や手数料などを含む経費の総額を５割以下とする制度の話がありましたが、冷蔵・冷凍での発送は配送料の増加につながります。缶詰やレトルトパウチなどでコスト減への取組も考えないか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

ふるさと納税の経費において送料をどう抑えるかについては、大きな課題であると認識しています。特に、返礼品に係る送料は、常

温帯と冷凍・冷蔵で大きく異なるため、7月から常温帯の品の寄附価格を見直しました。今後は配送料が不要な現地決済型の品について検討してまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

価格高騰の波は、返礼品そのものだけでなく、配送料においても高止まりをしている状況であります。生鮮食品など難しいものもありますが、これからも見直し、検討のほうをお願いいたします。

次に、本市のふるさと納税返礼品のメインは焼酎、肉、魚介類となっていて、一定の人気を確保できているのではないかと考えますが、県内他市町村と品のほうが類似しており、差別化のほうが難しいと考えております。本市独自の文化、歴史、工芸も、返礼品やPRに生かされていない感じがあります。事業者同士のコラボ返礼品などはあるか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

県内の自治体においては類似の返礼品が多く、差別化のために独自性を持つ品を登録することは有効であると認識しています。PRに生かせる返礼品としては、武将隊モデルの大よろいや、フラワーゴラッドのグッズなど、様々な品があります。また、事業者の協力により、工芸品と焼酎セットや、選べる特産品のセットなどのコラボ返礼品がございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

こちら、事業者あつての戦略となるので、調整が難しい部分ではありますが、ほかにはない特色というのは一定の注目を集める要因にもなり得ます。本来のふるさと納税は自治体への寄附を通じて地域を応援する制度であり、今後は返礼品となる特産品や地域の魅力で勝負しないといけなくなります。コラボ返礼品以外にも、返礼品の限定品、例えば数量や時

期を限定したもの、またはデザインなどにより限定ラベル作成を行ってプレミアム感を出すなどの取組がありますが、行っているか、お伺いします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

限定品につきましては、数量や期間を設定した焼酎や肉、魚などの品があり、先行受付期間を設けるなどの工夫を行っております。新たな限定品については、今後も引き続き中間事業者と連携し、返礼品提供事業者が協力いただけるように提案してまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

先ほどの答弁後にもお伝えしましたが、限定品というのは時として価値をすごい跳ね上げる可能性を秘めています。ぜひ模索をして、本市だからこそできる取組に期待したいと思っております。

次に、ふるさと納税は使途を決めて寄附できる仕組みではありますが、現在の本市では、寄附者にどのような事業に活用されたかのような報告や発信を行っているのか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

現在、寄附をいただいた際に、メールで本市の魅力や関係人口創出のためのインターネット上の特設ページひおきとや本市のSNSサイトなどを紹介しています。寄附金の使途については、毎年市の広報などにより公表を行っていますが、個別に発信は行っておりません。今後においては、寄附をいただいた方にも寄附の使途について情報発信をしてまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

ふるさと納税制度は、本市の成長発展を期待して納税されています。市民の皆様には、ふるさと納税の寄附金でできた施策、事業で

あった旨を伝え、寄附者の皆様には、ふるさと納税をしてくださったおかげで、よりよい日置市のために活用できた報告をする。それで、透明性や信頼性が生まれ、次につながると思っていますので、よろしくお願いいたします。

3点目。現地決済型の導入を進めているとの答弁でしたが、具体的には、いつごろを目標に進めているのか、伺います。

以上です。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

返礼品の登録には、総務省の審査を受ける必要があります。現在、令和7年度の品の指定申請中でございます。総務省からの回答があり次第、事業者と調整した上で、今年度内には実施したいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

導入に当たり、店舗の準備理解や寄附者への説明が必要になってくるが、どの程度の規模で始める予定としているのか、伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

現地決済型のふるさと納税に関しては、事業者が制度について十分理解し、寄附者への対応を適切に行うことが重要です。こうした観点に基づき、まずは準備が整った事業者から協力を得て、小規模で試験的に開始しながら、段階的に展開していきたいと考えています。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

現地決済型や体験型といったふるさと納税は、〇2〇（オンライン・トゥ・オフライン）ということで、日置市に来ていただくことで、地域に直接的な活性化をもたらすことができ、関係人口の増加につながります。

一方で、現地決済型では、返礼品と非返礼品の混在で、制度違反につながる事例も確認されております。対策として返礼品専門の店

舗、または店舗内で区画を仕切り、生産を別にするやり方などがありますが、本市ではどのような対策を模索しているのか伺います。

○商工観光課長（上村裕文君）

議員のご指摘のとおり、現地決済型において実施する際には、寄附者への対応や返礼品が通常の品と混在することで、事業者の負担もあります。計画をどちらで運用するかという質問については、事業形態や返礼品の登録状況により異なりますので、事業者の店舗を考慮しつつ、寄附者の利便性を損なわない対応をしてまいります。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

ありがとうございます。体験型ふるさと納税についても答弁がありました。宿泊や果物狩り、焼酎づくり、また今年度からフォレストアドベンチャー、吹上浜ということでしたが、それ以外にも江口浜を利用したマリンスポーツ、グッドラックスタービーチ、また市内に複数あるバーベキュー場など、長期休暇で使いやすい施設というのがたくさんございます。また各地域にあります体育施設、それと宿泊施設を使った合宿みたいな形の使い方もあります。柔軟な捉え方でふるさと納税の可能性を生かして、関係人口創出を行ってほしいと思っております。

ふるさと納税の今後について、市長の展望や考えを伺って、本日の質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

ふるさと納税については、ここ数年伸び悩んでいる金額としては、低下傾向にあるということで、強い危機感を持っています。その中でふるさと納税に関連する係を新設するなど、市役所の中での体制も強化をしています。ふるさと納税を取り巻く制度の変化が早い。それに対して対応が求められているわけですが、このペースで毎年のように制度が

変わってまいりますと、特定の時期に寄附が伸びたからといって、それがそのまま続くわけではないといったような状況を踏まえた対応が必要であろうというふうに考えています。

1 つは、これは1 問目で申し上げたような、現地決済型や体験型のメニューを増やしていくというところがありますが、もう一つ今検討を進めておりますのは、返礼品をいわゆる物としてはもうお送りすることなく、応援のお気持ちをプロジェクト単位で集めてまいるといったような取組も現在検討をしているところです。いずれにしても金額を大きく集めようと思ったら、これは返礼品の魅力に大きく左右するところでもありますけれども、ふるさと納税の制度、仕組みというものは、議員をご指摘のように、関係人口施策の入り口としての意味合いも持っておりますので、関係人口の入り口としてのふるさと納税、これもしっかりとメニューとして整備をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、8 番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔8 番佐多申至君登壇〕

○8 番（佐多申至君）

本日最後の登壇となります。通告書に従って、ゆっくりと質問してまいりますので、しっかりと市民に分かりやすく答弁いただきたいと思います。

まず、1 項目め、本市の農業における特産品、重点推進品目等の取組について。

1 つ、本市の園芸等の特産品、いわゆる重点推進品目にはどのような品が上げられるのか。

2、県内の他自治体との比較したときの重点推進品目における生産及び収穫量の状況は。

3、第2 期令和2 年度、7 年度の5 年間、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略が最

終年度を迎え、この総合戦略の中に農林水産業の担い手支援が上げられており、農林水産業全体で担い手確保は喫緊の課題と考える。中でも重点推進品目を生産する個人、法人の人材確保に対して、市はどのような取組を行ってきたのか。

4、農業IoT（インターネット・オブ・シング）は、労働負担の大きさ、担い手の減少・高齢化、新規参入の難しさ等の課題が解消できると期待されており、本市でもその活用を総合戦略に上げているが、重点推進品目における本市の農業IoT の取組状況とその検証はどうだったのか。

5、市長マニフェストに後継者確保に向けた情報発信強化、有機農業などの多様な生産者の取組支援を取り上げておられますが、具体的な支援策は何か。そこに重点推進品目に特化した策があるのか。

2 項目め、本市の農村生活及び改善センターや農産物加工センター等について。

1、本市の農村生活及び改善センターや農産物加工センターなど、農林水産課が所管する施設を明示せよ。

2、農村生活及び改善センターや農産物加工センター等（地区公民館設備の利用除く）の近年の利用状況とその主な使用目的は何か。

3、公共施設活用計画及び個別施設計画において、多くが予防保全型管理または修繕対応の管理方針とされているが、高齢化や人口減少していく中で、事業計画も含めて今後の計画は現行の計画のまま進めるのか。

最後に3 項目め、放課後児童クラブについて。

1、放課後児童クラブの旧運営方針が廃止され、令和7 年4 月にこども家庭庁により、新たに改正された放課後児童クラブ運営指針が施行された。放課後児童クラブの運営を行うに当たって、非常に重要な指針が改正されたと考える。本市においては、今回の改正で

運営主体である事業所が重視すべきポイントはどこにあると考えているのか。

2、放課後児童クラブの役割は、児童福祉法及びこども基本法並びに、児童の権利に関する条約の理念に基づいて示されていると理解しているが、今回の改正において、放課後児童クラブの運営指針で示す、子どもの最善の利益を考慮した育成支援を実現するに当たって、こどもまんなか宣言をしている本市として事業所に求めるものは何か。

最後に、放課後児童クラブが子どもにとって安心して過ごせる生活の場となるよう、ふさわしい環境の整備と安全面への配慮が必要と考えるが、衛生管理及び安全対策等について本市はどのように考えているのか。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、本市の特産品重点推進品目等の取組についてのその1、本市の園芸等の特産品、いわゆる重点推進品目にはどのような品が上げられるのか、とのご質問について回答します。

園芸産地活性化プランでは、本市の重点品目として、イチゴ、ミニトマト、白ネギを対象としています。

その2、県内の他自治体と比較したときの生産量及び収穫量の現状について回答します。

令和5年度の実績を品目別にお答えいたします。

イチゴは作付面積が7.2ヘクタールで、県内2位、収穫量は278.7トンで、県内2位です。

ミニトマトは作付面積が1.9ヘクタールで、県内5位、収穫量は49.8トンで、県内8位です。

白ネギは作付面積が33.5ヘクタールで、県内3位、収穫量は357.2トンで、県内

4位です。

その3、農林水産業の担い手支援について回答します。

令和6年度から鹿児島県農業会議が推進する一日農業バイト、デイワークを市内の農家にご紹介し、農業関係の人材確保に取り組んでいます。また、人材確保のためには経営基盤の安定が必要なため、事業を拡大するなど計画している場合は、国・県の補助事業が活用できるよう支援をしています。これらは、作付している品目に関係なく、全ての農家に対して取り組んでいます。

その4、本市の農業IoTの取組状況とその検証について回答します。

イチゴで環境制御技術マニュアルを作成し、炭酸ガスの有効活用による年内収量の増加及び厳寒期の生育促進に努めました。

また、設置したハウスの環境を分析した結果を基に、生産者向けの研修を実施し、県、JAも含め、環境制御技術の理解促進を図りました。

その5、マニフェストの後継者確保に向けた情報発信強化、有機農業などの多様な生産者の取組支援の具体的な支援策について回答します。

空き農地やハウスを紹介できる仕組みづくりや就農を希望する方の受入れ態勢の見直しなどを考えています。重点品目への支援ではなく、あらゆる農産物の担い手となる農家への経営安定のための支援を考えています。

質問事項の2つ目、農村生活及び改善センターや農村確保センターについてのその1、農林水産化が所管する施設について回答します。

東市来農業構造改善センター、伊作田地区活性化センター、伊集院農村生活センター、伊集院農産物加工センター、飯牟礼農産物加工センター、日吉農村センター、日吉農村加工センター、深固院施設、坊野地区構造改善

センター、伊作地区多目的共同利用施設の
10施設です。

その2、近年の利用状況とその主な使用目的について回答します。

令和6年度は10施設で年間1,215件、5,955人の利用です。令和5年度は10施設で年間1,261件、5,999人の利用です。令和4年度は10施設で年間1,337件、5,999人の利用です。

使用目的は、めんつゆ・たれ作り、味噌作りが主な目的です。

その3、公共施設活用計画及び個別施設計画は現行の計画のまま進めるのか、とのご質問に回答します。

個別施設計画では、建物の性能や耐震、防災といった管理評価項目に加え、利便性や利用頻度などの利用評価項目によって、個別施設の評価を行い、施設の方向性を決定しています。

施設の状況や社会環境の変化等により、方針や方向性の変更が必要な場合を除き、現行の計画に基づいた対応となりますが、今後の社会動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、持続可能で効率的な公共施設の管理運営に努めていきたいと考えています。

質問事項の3つ目、放課後児童クラブについてのその1。今回の改正で、運営主体である事業所が重視すべきポイントはどこにあると考えているか、とのご質問につき回答します。

今般の放課後児童クラブ運営指針の改正では、子どもの視点に立ち、子どもにとってどのような放課後の生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の具体的内容が網羅的に記載されました。事業所はこの点について重視すべきと考えています。

その2、事業所に求めるものについて回答します。

事業者は、育成支援の質の向上のため、放課後児童支援員等が日々の業務における経験からの学びだけでなく、研修等に参加できる環境を整備することが必要であると考えています。また、育成支援の継続のため、安定した経営基盤と運営体制を構築していく必要があると考えています。

その3、衛生管理及び安全対策等について回答します。

事業所は、放課後児童クラブ運営指針の施設及び設備、衛生管理及び安全対策についての規定や当該運営指針に基づき随時発出される安全管理等についての国の事務連絡に基づき、衛生管理及び安全対策等を徹底しなければならないと考えています。また、それだけでなく、子どもの発達段階や状況に応じた適切な援助を行いつつ、子どもが自ら危険を回避できる力が身につくような育成支援を行っていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時15分とします。

午後2時05分休憩

午後2時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐多申至議員。

○8番（佐多申至君）

少々暑いので上着を脱いで質問させていただきます。

まずは、重点推進品目において、この今、イチゴ、白ネギ、トマトを上げられましたが、こういった推進品目とする基準または条件は何か伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

目標年度の面積拡大が年20%以上、また

単収の増加率が10%以上、かごしまブランド産品であるなどの条件があります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

先ほど県内の自治体の状況と比べた数字を説明がありましたが、先ほどの数字は近年の動向では安定していると言えるのでしょうか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

先ほどの数字が県内生産量と発言がありましたが、安定していると考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

未来永劫とまではいきませんが、これが持続可能な推進品目であるように切に望みたいところです。

2項目の先ほど収穫の状況をお話もありましたが、重点推進する品目を今後重要な位置づけとするならば、予算確保とJAや県との連携が必要となってきますが、どのような状況か伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

生産者とまず事業計画を確認しながら、条件に適した補助事業の導入を行っています。県とJAとは担当者と各生産部員の補助などで育成、病害虫などの情報共有により生産振興を図っております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

3項目めで、これまで第2期の創生総合戦略の中でのいろんな取組をお聞きしましたが、近年どのような支援を行ったのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

桜島の降灰対策の支援としましてお茶やネギの機械の購入、またイチゴやトマトなどの園芸施設の被服資材の更新、また中心となる

経営体のコンバインや田植機の購入補助、化学肥料、薬品を低減した堆肥・緑肥活用への交付金などがあります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

推進品目として生産者には作る側の責任があります。売るまでの責任として行政にあると私は考えておりますが、担当課のほうはどうお考えでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

作ることと売ることは連携する必要があると考えております。まずは生産することを優先する必要がありますので、栽培技術の向上、設備投資の支援を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、情報提供やあっせん等を行いたいと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

厳しいことを言うようですが、重点推進品目と掲げていることで質問させていただいているわけですが、先ほど同僚議員からもふろさと納税の返礼品における加工品の話もありました。例えば栽培した実の販売だけでなく、例えばジュースとかジャムとか、農林水産課が考えるこういった推進品目の二次加工品へのビジョンなどあればお聞かせください。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

既に個々の生産者がジャム、フリーズドライまたお菓子の原料など、あとジュースなどに加工しております。さらに本市にも多くの異業種の企業がありますので、例えば地域の飲食店や菓子店でのコラボ商品、また地元の酒造メーカーと地元農産物を原料とした酒の製品など、地域経済の循環ができればと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

行政が将来へのビジョンが描けていないと担い手や新規人材は不安となり、将来への展望が描けないと私は考えています。市長がよく言葉にされる挑戦という言葉を使うならば、こういったところにも挑戦していくべきだと考えますがどうでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

いろいろな形であらゆる産物の挑戦をしていくことは大事かと思しますので、今後とも何が一番優先するべきか、どのようなことができるかというのを考えながら行っていきたいと思っております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

それでは、この1項目めの4番目に相当します農業IoTについて質問させていただきます。このIoTについて先ほど検証の話がありましたが、その後の取組状況はどうでしょうか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

イチゴの取組状況につきましては、先ほど述べさせていただきましたが、IoTとしましての取組状況といたしましては、農業分野に関しましてはドローンの導入、またドローンでの自動散布、トラクター、田植機の農業機械の自動操縦システムの導入があります。また畜産の分野では発情や分娩の状況等の繁殖管理システムの導入があるところであります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

私が最初に述べたように、農業IoTの活用は、今後の農業における課題を解消するための戦略の一つであると理解していますが、今後のこのIoTにおける取組の方針を伺いたいと思います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

農業の分野におきましては、人材不足、規模拡大等の課題を解決する手段としましてIoTを活用することは非常に重要だと考えております。積極的に情報収集しながら、生産者の事業展開に関わる支援をしたいと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

5項目めの市長マニフェストの質問に入ります。

日置市では現在和牛など畜産や観光農園、ソリダゴなどの個々の農家は技術向上、懸命な努力と行政等の指導支援で一定の農業経営が行われていると理解していますが、重点推進品目としての農業経営に対して指導機関として場当たりの対応になっているのではありませんか。ビジョンが描けているのか不安を感じております。

先ほどビジョンについても話をしましたが、この最後に重点推進品目において、いわゆる重点品目の継続及び長期的な担い手育成につながった取組を意識的に行っているのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

初めて農業に取り組む場合は、やはり生産から販売まで不安な面が多いかと思っております。この重点品目にかかわらず農業に取り組む方々につきましては、その農業をやりたいというところの品目につきまして、特性や実態を伝えながら認定農業者となるよう生産目標を立てていただいてその実現のために支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

再三推進品目について申し上げておりますが、農業における重点推進品目の支援について、最後に市長にお尋ねします。

農作物を作るのは人であります。その人をつくるのは誰でしょうか。重点的に農作物を推進することにおいて、本市の技術員の充実また今後の人材育成のための研修など必要と考えるのですが実際行われていることもあり、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○市長（永山由高君）

農業分野における技術的な指導という点においてはもちろんこれはかねてから連携させていただいている、ＪＡを初めとした各種団体との連携それから国や県との連携といったようなものが非常に大切になってまいります。

併せて市としても農業技師という存在が活躍してくれていますけれども引き続き農業技師の存在も市における農業推進に当たっては大切なポジションですのでここもしっかりと今後も継続してチャレンジができる環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○８番（佐多申至君）

それでは２項目めの農村生活及び改善センター等について質問していきます。

１問目の１項目で施設が明示されました。全体的に年間を通して利用は安定しているのでしょうか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

施設に応じてばらつきがありますが、一定の利用があるところであります。

以上です。

○８番（佐多申至君）

先ほど農業施設の明示の中に扇尾の深固院施設がありました。私も農村加工センター、改善センターもよく行きますけれども、地区公民館等は別として深固院も年に１回お祭りがありましたので、深固団子をゆかりのあるところということでよく行きましたけど、最近私は扇尾、あそこ通るときには近道をし

て深固院のところで少し休憩をさせてもらって、あそこでぶらりぶらり歩いているときもあるんですけど、大好きな場所です。この深固院が実際行く之行っても誰も人もいないし誰が使っているような様子もないんですけど、どのような利用のされ方をしているのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

今議員からもありましたとおり深固院の祭りがありますので、そのときの祭りのイベントあと地域のコミュニティ・スクール等で深固団子作りの体験というところで学校のほうで活用させていただいております。併せて地域の地域の方々の寄り合いという集会の場所として活動をその施設を利用しているという状況でございます。

以上です。

○８番（佐多申至君）

突発的な質問なんですけど、深固院のゆかりを考えるとお坊さんが貧しい町の人たちに団子を作って町の地域の人たち、近所の人たちを盛り上げたという話を聞いております。そういった話も子どもたちを中心にいろんな話をしながら、そしてその深固団子を作ってみんなに配れと言っているわけではなくて、そういったゆかりを今後もつないでいくためには、そういった深固団子作りだけではなく、先ほどコミュニティのいろんな交流もあるとおっしゃいましたけれども、そういった地域のもう少しくまぐ活用できる方法をもう少し交流できる場を提供してあげたらどうだろうかと考えているところです。

いつもあそこに誰もいないのでもう私が一人であそこでぶらぶらしているとなんかもったいないような気がします。

次に質問してまいります。先ほどめんつゆの話がありましたが、このめんつゆ・たれ作り、みそ作りなどはどのような目的で作られ

ているのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

加工グループが物産館などでの販売また地域の方々には自家消費ということで作っております。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

現在その加工センター並びにいろんな施設の中に設置されている機械等の更新の基準はどうしているのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

基本的には修繕ができるものを修繕しております。その後は修繕できないものにつきましては必要性に応じて購入をしているところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

確かにそうなのですが、私の言いたいのは、使えるもの、使えないもの、いろんな状況に応じて廃棄するものは廃棄する、いろんな判断基準が難しいと思いますけど、その判断をするのは行政ですので、そこをしっかりと見極めてほしいということを言いたいわけです。現在各施設において建設当初のいろんな使用目的のいろんな補助金の制限があったと思うんですが、現在目的外の使用が可能な施設は幾つあるのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

目的外の使用については全ての施設使用と可能ですが、中にあります機械・器具等が年数がたっているものが多くございます。その操作の指導が必要であると考えております。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

今の答弁では、要は、目的外使用が可能だということで理解すればよろしいんでしょう

か。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

目的外の使用が可能ということで間違いございません。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

それでは農村加工センター及び改善センターとは農林水産課の管轄であるけども、地域の要望があれば目的外使用も可能と理解しました。そういうことであるならば目的外使用が可能など一般公開情報を発信する予定がありますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

特に目的外使用のところの情報発信ということはしておりません。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

これまで公共施設においては全ていろんな補助金を使ってやってきて当然ヤマンカンでしたかね吹上の、ああいったところも譲渡した後に、目的外使用とかいろんな制限の中で来ているところ、ちょっと不安というか考えるところがありまして、こういった質問をしているわけですが、実は先ほど目的外使用が可能だということであれば、当然市民も知るべき内容であって、市民の方々も使えるわけですので当然市民の血税を使って建てているわけですので、当然使えるわけです。そういった情報発信は当然必要でないかと考えるところなんです。今のところしていないということですので、していないものに対して今後どうするのかということを言っても仕方ないので、情報発信していただきたいです。ですので、実際、農林水産課だけではなく様々な課でも共有しながら地域のためのいろんな利用価値があると思いますので、その辺を模索して、それについても進めていただきたいと

思います。今ちょっと話もしましたが、3番の公共施設についての管理計画について話をしていきたいと思います。今ちょっと話しましたが、最終的にはこの施設の計画をお聞きしましたけれども、施設利用の自由化、民間への売却など視野に入れていらっしゃるのでしょうかお伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

先ほどもありましたとおり、利用の状況一定程度ございますが、今後の利用状況も踏まえながら、利用のする自由化また施設の売却等も検討していく必要があろうかと考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

機械の設備の更新も含めて、もしくは設備の更新時期になりましたら、そういった金額が高額になれば全体的な売却、そういったものも視野に入れて、いろいろ多方面から検討していただければと思うところでございます。

ちょっと個別計画の中で、ちょっと総合戦略のいろいろ調べてみると伊集院の農村生活センターが築37年、それから坊野地区構造改善センターは今のところ地区公民館ですけれども在り方検討の段階に入るであろうと。これも築37年。東市来農業構造改善センター、これは上市来の公民館ですけれども、これが築35年、そして伊作田地区改善センター、これが今伊作田地区公民館、これが築27年、新しいほうですけど、それぞれいろいろな事業計画がなされているようです。

伊集院農村生活センターも先ほど築37年でありましたが、総合計画では予算が計画されているようですが、その状況を伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

伊集院農村センターの計画につきましても施設を主に使用していた加工グループの活動

状況も鑑みながら、また施設の在り方も含め修繕の全体の計画を見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

東市来農業構造改善センター、現在上市来地区公民館になりますが、これも基本的には地域づくり課の管轄になります。これは先日6月の補正予算で下りていましたので一部農林水産課が部屋を管理しているということで理解しているんですが、これが6月補正予算では設計予算が承認されていましたが、今後の計画をお示してください。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

上市来地区公民館は本年度改修設計業務委託を発注しております。主な内容は屋根防水、外壁の改修となっております。工事につきましては、来年度以降に関係課と協議しながら進めてまいります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

それでは伊作田地区活性センターこれは伊作田地区公民館ですが、これは今後の事業計画はどうでしょうか。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

伊作田地区公民館については、公共施設の個別計画において、令和10年度に事業実施と位置づけられております。こちらについても、関係課と協議をしながら進めてまいります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

今後の計画は不確定だと理解してよろしいのでしょうかね。実際、今日は農林水産課のお話ですので、地域づくり課については今後この地区改善センター、活性センターが、そもそも農林水産課の所管であるんですけど、

地域づくり課のほうに移管されています。今後はまた数年たつと今地区公民館の在り方でいろいろと検討されているようなので、これが社会教育課として移っていくのか、これは私もまた動向を見ながら今後いろいろ一般質問のほうに展開していきたいと考えております。

最後に放課後児童クラブについて質問してまいります。

最初の1問目で明確に丁寧な質問をしていただいたわけですが、今回、令和7年7月にこども家庭庁より新たに改正された放課後児童クラブの運営指針を私も何度も読みながら、実際これが今とどのように変わっていくのかというのを考えたときに、今の実態がなかなか分からないところがありました。

そこでこの質問したわけですが、運営指針の改正の背景にどのような現状または課題があったのか、改定のその意図について本市ではどのように捉えているのか伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

こども基本法が制定されたことや、子どもの居場所づくりに関する指針が策定されたことなどを踏まえ、放課後児童クラブ運営指針に子どもの権利に関する事項を明記することが今回の改正の意図だと考えています。

○8番（佐多申至君）

議長というのを忘れました。申し訳ございません。黙って立ちました。いわゆるこどもまんなか社会、そして子どもの立場を考えたこの施設であることを念頭に置いて今後の手腕が見せどころだと思うんですけれども、1問目、2問目において児童クラブの役割を回答していただいたわけですが、私がここで一番言いたいのは、子どもの最善の利益です。これをどう大人が捉えてどういうふうな施設環境をつくっていくかということを私は

疑問というか今後期待しているところがございます。当然こどもまんなか宣言をしておるわけですので、私もこども応援サポーターの一人でございます。毎回毎回質問の中には子どもに関する質問を取り上げるように努力しております。放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、子どもの人権に十分に配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して、育成支援を行う必要があると考えております。

今回の言葉の中に育成支援という言葉が頻繁に使われているようです。この放課後児童健全育成事業における設備及び運営に関する基準の第12条でも、放課後児童健全育成事業者の職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止等を明確に明示しております。

私は日置市内の事業者でそのような行為があったと言っているわけではございません。改めて子どもの人権や尊厳を守るとは放課後児童クラブの社会的責任であることを示しているだけです。

前置きが長くなりましたが、質問事項に入ります。

上記のことを踏まえて、事業者または放課後児童支援の協議や研修など、これまで本市はどのようなことを行ってきたのでしょうか、伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

まず、協議につきましては、放課後児童クラブの運営に関して行っており、地区自治公民館が主体となる事業者につきましては、年に1回から2回程度協議を行い、社会福祉法人などが主体となる事業者につきましては、不定期で協議を行っているところでございます。また、研修については、委託費の適正利用などについて行っており、その内容によって集団研修や個別研修の形態を取っていると

ころでございます。

なお市で実施することが困難である育成支援の質の向上を目的とした研修は、県などが企画する研修の周知を行っているところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

おおむね理解いたしました。3 番目の質問において、私が児童クラブが子どもにとっては安心して過ごせる生活の場ということを表現いたしましたが、その中で衛生管理、安全対策について不安なところもあります。実際放課後児童クラブ運営への補助金についても、国、県、市が負担していると思います。今後ともそれぞれ3分の1なのでしょうか、まずは伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今のところ補助率に変更されるといった情報は持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

補助金制度については今のところ変化はないと理解しました。放課後児童クラブの衛生管理及び安全対策等については徹底しなければなりません。運営も含めて放課後児童クラブの指導監督等及び会計監査等は誰が行っているのか、伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

日常的な指導監督や会計監査は事業者の内部統制体制に基づき各事業者自身で実施していただいているところでございます。実施主体である市は基準を遵守した運営がなされているか、立ち入り検査を行うことはできますが、今のところ立ち入り検査を実施した事例はないところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

育成放課後児童クラブについて、私の言いたいことを市長に最後に聞いておきたいと思います。

監督義務など制度上では問題ないのだろうと理解しています。本当にそれでよいのでしょうか。放課後児童クラブ並びに放課後児童育成事業に携わる関係者皆さんには感謝しております。こども応援サポーターとして放課後児童クラブがこれからも健全に子どもの最善の利益を考慮した事業継続できることを切に望んでいます。

放課後児童クラブについて最後に市長にお尋ねします。子どもの最善の利益を考慮しなければならない施設、事業所に対して、日常的な指導監督及び会計監査など事業所自身で実施していること、また、基準を遵守した運営のための立入り検査も現在では行っていないこと、このことを踏まえて今後こどもまんなか社会である、そしてこどもまんなか宣言をした本市にとって、今後の放課後児童クラブについて市長の考えまた思いをお聞きして、本日の私の最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

放課後児童クラブの支援というものは、これは保育所のいわゆる保育所待機児童対策、これと併せて子育て支援における最重要課題の1つであると認識をしています。新たな放課後児童クラブの設置や保育所で行っている小学校低学年受入事業の拡充など、受皿の確保だけでなく、既存事業所における育成支援の継続や質の向上についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

現状監査権限は有しておりますけれども、運用の中で監査を行っている事例は今まだないというところがございますけれども、まずは、今放課後児童クラブの受皿をしっかりと拡充し、体制を整備する、そして質を向上し

ていくその道筋の中のいずれかの段階で監査についても検討するという段階は来ようかと思いますが、現状はまだその手前でやるべきことがあるという認識であります。まずは新規の児童クラブの設置や既存の受皿の確保、合わせて育成支援の継続、質の向上に向けた取組、これにまずは注力してまいりたいと考えております。

以上です。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日１０日は、午前１０時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後２時５３分散会

第 3 号 (9 月 1 0 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（19番、10番、17番、16番）
日程第 2	議案第61号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

本会議（９月１０日）（水曜）

出席議員 １９名

１番 阿多聖弥君
４番 中村清栄君
６番 長倉浩二君
８番 佐多申至君
１０番 重留健朗君
１２番 山口政夫君
１４番 留盛浩一郎君
１６番 下御領昭博君
１８番 並松安文君
２０番 富迫克彦君

３番 山口秀人君
５番 福田晋拓君
７番 下園和己君
９番 是枝みゆきさん
１１番 福元悟君
１３番 中村尉司君
１５番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

欠席議員 １名

２番 大川畑宏一君

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼こども未来課長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 田代誠治君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 神之門英樹君
商工観光課長 上村裕文君
福祉課長 宮前美紀さん
介護保険課長 奥田美穂さん
農地整備課長 上勇人君

副市長 上秀人君
総務企画部長兼総務課長 瀬戸口亮君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有馬純一君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
健康保険課長 宇都敏君
農林水産課長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君

学校教育課長	段原修司君
監査委員事務局長	濱崎慎一郎君
会計管理者兼会計課長	今村幸代さん
消防本部総務課長	藏 菌 健一郎 君

社会教育課長	入 佐 好 彦 君
農業委員会事務局長	有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長	久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。大川畑宏一議員から病氣療養のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、昨日の8番議員の一般質問に対して、農林水産課長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○農林水産課長（成田 郷君）

昨日の一般質問の中で、8番議員から農村センターの目的外使用のご質問があり、その中で全ての施設で利用可能である。また、目的外の利用は可能で間違いございませんとお答えいたしました。行政財産である農村センターは、条例で農産加工技術の習得と農業後継者の育成という特定の目的に設置されており、目的外での利用は公有財産管理規則に定める一定の要件を満たす場合に限り許可されることとなりますので、訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、19番、池満渉議員の質問を許可します。

〔19番池満 渉君登壇〕

○19番（池満 渉君）

大変な雨が降りました。3項目について、教育長に質問をいたします。

令和元年度からGIGAスクール構想が始まり、5年目を迎え、来年度はタブレットの更新も控えています。そこで、現時点におけるそのGIGAスクール、効果と課題についてどう分析しておられるのか、質問をいたします。

ます。

次に、今やスマホなしでは生活できないと言われるほど便利な社会になりました。しかし、便利さと同時に多くの弊害があることも事実であります。

そこで、本市の小・中学校の児童生徒のスマホ等の所有率、また家庭などでのその使用頻度について把握をされているか、伺います。

次に、このこと、特にSNSなどでの児童生徒への被害の報告等はありませんか。その状況等について教育委員会は把握をされているのか、伺います。

また、これらを要因として、学校内でいじめ等につながっている状況はないでしょうか。

また、学校では、スマホ等の利用についてどのような指導、取組がされ、教育委員会は学校にどう指導しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

当然、スマホの所有者は親で、使用料も負担していると思われます。その点で、親としての責任は非常に大きいと考えます。親・保護者との連携についてはどのような状況でしょうか、伺います。

3点目に、全国で教師等による盗撮などの不祥事が報道されています。子どもを学校にやるのが不安だ、日置市は大丈夫かとの保護者の声も耳にしております。本市の学校現場、教職員について、不祥事の報告等はありませんか。このことについて、教職員や学校現場への指導はどのような形でなされ、安心できる学校づくりにこれからどう取り組んでいかれるのか、質問をいたします。

いずれも、便利さと表裏一体の情報モラルをどう確立していくのかの質問趣旨となります。

以上の3点について、教育長、関係部課長の誠意ある答弁を求めます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

おはようございます。それでは、お尋ねの点についてお答えをいたします。

まず、質問事項１、GIGAスクール構想の実態についてのその（１）現時点での効果と課題についてお答えをいたします。

児童生徒にタブレットを配備し、授業等の教育活動で活用しています。授業の中では、児童生徒が画面上で互いの意見や考えを交換しあったり、観察記録を写真データに残して学習に活用したりするなど、新たな学び方が実現できています。

また、全国学力学習状況調査の結果から、授業でパソコン・タブレットなどのＩＣＴ機器をほぼ毎日使用したと回答している本市の児童生徒の割合は年々増加していることから、利活用が進んでいると捉えています。

その一方で、学校間・教科間等で使用頻度に差が見られることから、さらに利活用を推進していく必要があると考えています。

２番目の質問事項２のスマホ等の使用に関する情報モラルの徹底についてのその（１）スマホ等の所有率、使用頻度についてお答えをいたします。

昨年度に鹿児島県が実施したインターネット利用等に関する調査の結果から、本市の児童生徒のスマートフォン所持率は、小学生で２８．０％、中学生で６２．１％となっております。

また、使用頻度については、詳細には把握しておりません。

その（２）SNSなどによる児童生徒への被害の報告、またいじめ等の状況についてお答えをいたします。

SNSなどによる児童生徒への被害については、誹謗中傷や性的な嫌がらせ、からかいなどがあり、学校が把握した情報については教育委員会でも報告を受けています。

SNSなどによるいじめ事案として、今年度３件の報告を受けています。

その（３）学校及び教育委員会での指導の状況でございます。

学校では、家庭での使用時間の制限を呼びかけたり、外部講師を招いた情報モラル教室を実施したりして、実態に即した情報モラルの指導を行っています。

また、教育委員会は、管理職研修会やＩＣＴ担当者研修会等で情報機器の適切な使用や情報モラルに関する指導を行っています。

その（４）親・保護者の責任は大きいことから保護者との連携はどのような状況かという質問に対してお答えをいたします。

学校では、ＰＴＡ活動や配布物等を通して、スマートフォンの購入の際はフィルタリングを設定することや、使用時間等について家庭内でルールをつくり、その見届けを行うことなど、適切な使用を保護者に呼びかけています。

続きまして、質問事項３の全国の教師等による盗撮などの不祥事について、その（１）本市の不祥事の報告についてでございます。

盗撮など児童生徒への性暴力に係る報告を受けたことはありません。

その（２）教職員や学校現場への指導についてです。

国・県からの通知を受け、各学校に対して職員への緊急指導を指示しました。また、校内の点検、児童生徒への相談先の周知を指導しました。

その（３）安心できる学校づくりのための取組についてお答えをいたします。

学校に関わる全職員一人一人が、子どもたちを教え導く教職員としての矜持を持つことが最も重要であり、心に届く服務指導や同僚性を高める人的環境の充実に努めることが大切です。

あわせて、児童生徒にとって不快な事案が発生した際に、ささいなことでも相談できる体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○19番（池満 渉君）

GIGAスクールの現時点での実態、お答えをいただきました。

初めに伺いますけれども、このタブレットを使っただけの授業展開、今答弁もありましたけれども、実際の児童生徒の声、あるいは評判というのはどういったことでしょうか。どんな声が聞かれたのでしょうか。同時に、教える側、教師の評判はいかがでしょうか。感想などをお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

全国学力学習状況調査の質問紙による回答から、タブレットを活用した授業に対する児童生徒の感想として、楽しみながら学習を進めることができる、画像や動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる、友達と協力しながら学習を進めることができるなど、肯定的に捉えている割合が高くなっております。

また、教職員については、児童生徒と教職員、児童生徒同士がやり取りをする場面や、個の特性や理解度、進度に合わせて課題に取り組ませる場面などの活用が見られ、有効性を感じている教職員が多いのではないかと捉えております。

○19番（池満 渉君）

私は、直接子どもたちの声を聞いておりませんが、一部の先生方からの感想は、一言でいえば、授業に対する子どもたちの食いつきが非常にいいという言葉でありました。GIGAスクールの導入趣旨は、ご承知のように、これまでの教育実践とICTのベストミックスで学力を向上させるということであり、

では、教育長に答弁を最初いただきましたけれども、その学力を向上させるということをGIGAスクールの導入前あるいはGIGA

Aスクールが入った後のいわゆる成績などの結果として比較するような資料があるのでしょうか。

例えば、今ありました全国学力テストなど、いわゆる成績が出るという、表示されるといったような部分では、その結果はどうだったのでしょうか。概略説明をいただけませんか。

また、日置市教育委員会独自に、このGIGAスクールを導入したことによってどのような効果があるのか、導入前後のことについて評価をする機会があるのでしょうか、いかがですか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたタブレットの効果に関する答弁は、学校でタブレットをどのように活用しているかを教育委員会が授業参観等で訪問した際の状況に即してお答えしております。

タブレットの導入前後での成績・評価について、その違い等を客観的に比較できる資料等はありません。

また、本市、教育委員会独自に導入前後を比較し評価する機会も、現時点ではございません。

○教育長（奥 善一君）

ただいま課長がお答えしたように、具体的な学力という視点でいいますと、具体的な伸びというのは把握をしておりませんし、また顕著にそれが出ているわけでもないと思います。

しかしながら、タブレットを導入したことで学び方が変わっています。つまり、今言われております個別最適化、一人一人に合った、一人一人にふさわしい学習、一人一人が課題を持って、一人一人の目的に応じた学び、これがだんだんできるようになっているのではないかなというふうに思います。

あわせて、子ども同士の話し合いも、これま

で発表だけであったものが、タブレットを通してお互いの意見を交換できる、そういう機会も増えています。そういう意味では、一人一人が主体的に深い学びができる一つの大きなきっかけになっているというふうに捉えています。

以上です。

○ 19 番（池満 渉君）

なかなか自治体独自でその比較することというのは難しいだろうとは思いますが、学力テストも、同じ子どもが同じものを全く同じ状況でということでもありませんし、学年によって子どもたちも違いますので、なかなか比較そのものは難しいだろうと、そういうことは理解をいたします。

ただ、先ほど言いました食いつきがいいという意味では、やっぱり主体的に、教育長からありましたように、子どもたちが教科書だけではなくてタブレットを使うとやっぱり目をガラガラさせてというのはよく分かります。

そこで、ツールとしてのこのタブレットの取扱いについて伺います。

児童生徒が持っているタブレットは、それぞれ児童生徒が持ち帰るのでしょうか。それとも、各学校で預かりあるいは保管をするんですか。小・中全校の現状についてお答えいただきたいと思います。

○ 学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

タブレットの持ち帰りについては、教育委員会といたしましては積極的に進めており、その運用は各学校の裁量に委ねております。日常的に持ち帰りを行ったり、課題等がある場合に持ち帰らせたりするなど、必要に応じて持ち帰らせ、それ以外は学校で保管しております。

○ 19 番（池満 渉君）

それぞれ学校の裁量に応じて、裁量というか判断に応じてということでもありますけれど

も。

子どもたちは、タブレット、こういったような I C T 機器、非常に興味があり、また非常に詳しいです。持ち帰りがもしできない場合は幾らか安心でありますけれども、当然、教育委員会による接続不可の設定というのはなされているはずであります。また、在校中は教師の目も届きます。

それでも、先般、香川県の高校などで生徒や教職員が使用しているタブレット端末のアカウントが削除されていたとの報道もありました。

まずは、機器の使用取扱いで最も注意すべきことは、学校教育委員会におけるセキュリティ対策だろうというふうに思います。本市の子どもたちが使用するタブレットについてのセキュリティ対策は十分であるとお考えでしょうか。

○ 学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

本市の全てのタブレットにはフィルタリングソフトを導入しており、ユーチューブやネットワークを通した視聴など有害な動画が閲覧できないように設定をしております。

○ 19 番（池満 渉君）

いわゆる外からのと申しますか、セキュリティ対策、それと併せてやっぱりそれを使用する教師や子どもたちの使用モラル、情報モラルというのが大事だろうと思います。これをどう教えていくのか。今、子どもたちは食いつきがいいということでもありますから、興味があるわけです。食いつきがいいからこそ、情報モラルをしっかりと併せて教えていくことは、やっぱり私は大事だろうと思います。

学習指導要領改訂をされるわけですが、今後ますます I C T 機器の利用は増えていくというふうに思います。もちろん、その増えていくがためにいろんな情報モラルの重要性というのはもっと声高に叫ばれてくるだ

ろうというふうに思います。

さきの補正で、ICT支援員の雇用予算が計上されておりましたけれども、このGIGAスクール構想、本当にいい意味で、本市の教育、子どもたちにとって主体的に興味をしっかりとって学べる環境ができることを望みたい、期待をしたいと思います。

次に、スマホ等の節度ある使用に関してであります。

確かに、なかなか難しい問題です。非常に難しいことは、私もよく分かります。

実は、GIGAスクールの実態を聞くために、二、三の学校に伺いました。そのときに先生方からの声が出たのは、GIGAよりスマホに困っていますと、GIGAよりスマホですよということでありました。

その内容は、答弁の中で3件ほどのいろんな事例もあるという、いじめなどの、あるというふうにありましたけれども、同じように、主にSNSで友達の批判をして生徒同士が校内でも陰悪なムードになっていると。また、そのことを心配をして、今度は親までがそのことを学校に相談に来ると。それらの対応に時間を取られて、ほかの子どもたちへの授業の遅れにも影響をしていますよということでありました。

また、子どもたちの視力も明らかに低下をしていますと。もちろん、学校でもスマホの使用について、答弁ありましたように、保護者、生徒にお願いはしているけれども、学校でできることには限界があるというもう切実な声でありました。

そして、この所有率、使用頻度はよく分からないと、当然かもしれませんが。私が伺った中で、中学校でしたけれども、恐らく親のお下がりなども含めて9割を超えているんじゃないかというような声も聞きました。確かに、非常に子どもたちがこのことに興味を持って利用しているということは事実でありま

す。

そこで、伺います。スマートフォンなどの長時間使用で子どもたちにどのような影響があるというふうにお考えでしょうか。様々な問題が確かに考えられます。いろんなことがあります、取りあえず学校現場における影響についてお答えをいただきたい。

例えば、学力面では、成績を比べることはどうか分かりませんが、学校内のテストの成績が落ちるとか、あるいは全国の学力テストの全体的な成績が落ちていくとか、そういったことにも現れてくるんじゃないかと思います。また、健康面では、視力低下、そして斜視、スマホ首とかいろんなこと言われていますよね。児童生徒にそのような影響はないでしょうか、いかがお考えですか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

プラス面としましては、教育アプリや学習動画などの知育効果の向上、それから個に応じた学習支援などがあるかと思います。マイナス面につきましては、動画視聴やゲーム中心の利用で学習時間を圧迫する、スマホ依存症のリスク、運動不足、姿勢の悪化、さらには、ある大学の調査では使用時間が長いほど成績が低下する傾向があるということも出ております。

このように、プラス・マイナス両面の影響が考えられますため、使用時間を制限したり、就寝前のスマホ使用を控えたりするなど、家庭・親子でルール等を話し合うことで、学力も健康も守りながらその便利さを享受させる必要があると考えます。

○19番（池満 渉君）

スマホ使用の長時間使用、いろんなこと、その影響については、本当にいろんなことがあるだろうと思います。そして、私は、この情報モラルの徹底、いわゆるスマホの使い方とか時間とか何とかというのを、本来学校だ

けでは到底無理でありますし、またこのことに教育委員会がどこまでやれるのかというのも、実際は疑問であります。無理でありますとむしろ言ったほうがいいかもしれません。

そこで、一部の取組について伺います。もちろん、教育委員会、いろんな呼びかけもし、文書も出し、長期休業中は放送もし、いろんなことはやっておりますけれども、その中、P T Aあるいは学校と保護者、教育委員会もそれに幾らか関わるのかもしませんが、家庭教育学級が各学校にございます。この各学校の家庭教育学級の年間のいわゆるスケジュール、カリキュラムに、その中にスマホ等の適正利用についてというような学習機会が入っておりますか、いかがでしょうか。入っているとしたら、どのような内容で入っているのか、お聞かせいただきたい。

また、校外生活指導連絡会、通称外指連というのがP T A、教育委員会も関わるだろうと思いますが、ありますが、こういった外指連などの中では、スマホの使用などについての議論あるいはどうしよう、どんなことがあるよねといったようなことは話し合われているのでしょうか。そのことをお示しをいただきたい。

そして、いろいろと教育委員会やっておりますけれども、答弁もいただきましたけれども、教育委員会の今の取組、呼びかけなどいろんなことがありますが、どの程度効果が出ているとお感じでしょうか。子どもたちが大分言うことを聞くようになったとかあるかもしれませんが、果たしてどの程度効果が出ているとお考えなのか、その感触をお答えいただけますか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

各学校の家庭教育学級では、令和6年度の実績になりますが、情報モラルやS N Sの危険性と安全な利用環境づくり等について、専

門家を講師に招聘して講話を実施したり、県教育庁が発行している注意喚起・啓発資料を活用した協議などが開催されております。

郊外生活指導連絡会では、各地域の実態に即して、警察関係者等も交えながら、スマートフォンの使用やS N Sに関するトラブルについて話し合うこともあります。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、小・中学生のスマートフォンの所有率が低いとは言いきれず、S N Sトラブルも発生していることから、教育委員会の取組や呼びかけの効果について明確な効果が現れているとは捉えにくいと考えております。

今後も、学校や市P連等と連携をしまして、各家庭や保護者に確実に伝わるように取組や呼びかけを継続してまいりたいと考えております。

○19番（池満 渉君）

なかなか目に見えるような効果が現れにくいことは重々承知をしております。

教育基本法では、子どもの教育の第一義的な責任は親にあるとしております。子どもたちが所有するスマホの名義人は親・保護者のはずでありますし、またその使用料、繰り返しますけれども、親が負担をしているはずです。もしかしたら、アルバイトをして自分で買った、使用料をアルバイトしてそれを自分で払っているという人がいるかもしれません。しかし、やっぱり親抱えであることは否定できないと思います。だからこそ、親・保護者の責任はもっともっと大きいと私は思います。

一方、今度はその当事者の一人である親たちからは、デメリットあるのはよく分かる。けれども、子どもとの連絡手段には欠かせないといったような声もあるわけです。便利です、便利だけど使い方をしっかりやらなければ大変だということでもあります。

親もこのままではいけない、便利だけこ

のままでいけないというふうにやっぱり私は思っていると思います。スマホの適正使用については、やっぱり学校、教育委員会、そして親・保護者にも当事者意識をしっかりと持ってもらうことが大事であります。その音頭を取るというか、そのつながりをしっかりとつけるのは、この親学、いわゆる社会教育を主管する教育委員会の仕事じゃないでしょうか。

そこで、一つ提案というか、お伺いをしたいと思います。学校現場、PTA、教育委員会、それぞれいろんなところがスマホの会社とか警察の実態とかいろんなこともあるでしょう。それぞれ努力をされていることはよく分かります。だけれども、それぞれの取組がもっとさらに効果を上げるために、私はスマホ使用についてだけの対策、このスマホのことについてだけの対策をする会というか、関係者が一堂に集まって、一体となって協議する体制が必要じゃないかということを感じますけれども、いかがですか。実際に、このような機会があるのでしょうか。よくPTAあるいは学校で、何かあったときにスマホの使用についての話があります。だけれど、このことだけに特化した、そういったような協議会、対策の会とかいったものをつくるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

現在、特化した会というのはございませんが、スマートフォンやSNSの使用について何をどのように指導すべきかなど、学校、親、教育委員会、それぞれの立場が担うべき役割について、専門家等の意見も踏まえながら検証していくことも考える必要があるかと思っております。その上で、必要に応じてスマートフォンの使用に関する対策について、関係者で協議することも考えられます。

○19番（池満 渉君）

本気度ですよ、本当にやりましょうと。スマホなどは、これからの社会に本当に必要なものであります。必要なもので使っていかねばならないからこそ、節度を持って使用したい。

それらを危惧をして、ご承知のように、オーストラリア、規制法案ができました。また、愛知県豊明市の条例の提示、どうなったのか分かりませんが、あります。また、つい最近、県内の三島村、ネット中傷防止条例の制定を予定しているというような記事もありました。全て、やっぱりスマホ等のネットに関係するようなことであります。

ついに、やっぱりここまで来ている、そんな気がいたします。全国でこれからもっと似たような条例の制定なども予定されるだろうと、私は予測いたします。

条例の制定やら、あるいは一律に決め込むこと、便利なものを使用するのに何かで決め込むことというのは、無理があるかもしれません。そして、若者の好奇心や子どもたちのうまくなりたいとか見てみたいとかいういわゆる好奇心、それと理性に呼びかける、やっぱりしっかりと節度を持つてということ、これは非常に難しいことです。繰り返しますけれども。それでも、未来を担う児童生徒にまずしっかりと教えて、市民が一体となって、正しいスマホの使い方、こういったようなものを広く呼びかけることは必要だと思います。やっぱり、児童生徒にしっかりと、未来を担うわけですので、教えていって、将来その子どもたちが大きくなって、それが少しでも守れるようなことを口酸っぱく言っていく必要はあると思います。

正しいスマホの使い方など、教育委員会が音頭を取り、今答弁もありましたけれども、本当にいろんな条件を、あるいはいろんなところの経験も調査をしていただいて、効果的な取組をしていただきたいと思います。教育

委員会で、ぜひこの音頭を取りませんか、いかがですか。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員からご指摘があったことについては、私も全く同感でございます。このままで看過することのできない状況が来る前に何らかの手を打つ必要はあるというふうに考えておりまして、いろんな関係の方々が一緒になって取り組む機会というのを模索をしていきたい。しかも、現状からいきますとできるだけ早くそれをやっていくべきだろうなというふうに考えております。

以上です。

○19番（池満 渉君）

私も議会、議員も、そして市民の一人として、一緒にできることはやっていければというふうに期待をいたします。DX社会、DXの機器、これは、私は市長にもよく言いましたけれども、便利になってそれに頼らざるを得ないというか、それが必要なことはよく分かる。しかしながら、それを使うのは人です。その人の倫理観、節度がしっかり守られてこそ、機器もしっかりとした力を発揮できるんじゃないかと思います。このままでは有害なものと言われそうな気がしますので、私たちがしっかりとその節度を守っていききたいものだというふうに、教育委員会にも期待をしたいと思います。

さて、教職員の不祥事、特に児童生徒に対する盗撮などであります。

ただ、まず申し上げておきますけれども、大方の教職員は、日々子どもたちの将来に向けて懸命に真面目に取り組んでいる、そのことを私はまずは申し上げておきたいと思います。

ご承知のように、この盗撮報道の後、鹿児島県でも7月には特別支援学校を含む全ての県立高校で、トイレなどにカメラなどがいないか調査が行われました。情けないです。本当

に情けない話であります。幸い、本市にはそのような事例はなく、大丈夫だったというような答弁でありましたけれども。

では、この事件が報じられたときに、国・県からというふうにありましたけれども、文部科学省などからはどのような通達・指導があったのでしょうか。これを答弁ありましたけれども、具体的に少しお示しをいただけませんか。

また、今後の防止策、取組を答弁をいただきましたが、これらを誘発するであろう教師等が所持するスマホ等の学校内での取扱いについては新たに何らかの改善がなされたのでしょうか、いかがですか、お答えいただきたいと思います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

通知では、研修の実施、被害の未然防止、相談体制の周知の3点が示されました。具体的には、研修による児童生徒性暴力等の防止に関する指針の周知、未然防止策として、教職員、個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影しないこと、相談体制の周知について、児童生徒の1人1台端末に相談窓口へのリンク等を設定するなど、改めて指導と改善を図りました。

○19番（池満 渉君）

盗撮をしたりとか、なった教員の理由といえますか、そういったのには、やっぱり教師の働き方改革とかいろんなもの、忙しいということもありますし、一言でストレスもあったということも言えますけれども。実は、ストレスというのはどんな職場にもあるんです。ご承知のように。みんな忙しくてイライラしている、そんなこともあります。だけど、やっちゃなんことはやっちゃなんわけであります。

ご承知のように、地方教育行政の組織と運営に関する法律、この中で県費教職員であつ

ても教職員の服務規律等は所属自治体のそれに沿う。いわゆる日置市で仕事をする先生たちは日置市の服務規程、条例、いろんなそんなことに従いなさいということが書いてあります。教育委員会として、教職員のモラル保持に取り組み、明るく安心できる学校をつくるのは当然の仕事であります。

今、るる答弁もありました。なかなか先のことは、どんなことがあるかも分かりませんが、これから先、今の防止策で日置市の保護者の安心は担保できそうですか、いかがですか。

○学校教育課長（段原修司君）

引き続き、教育委員会として、全ての学校に対して服務規律の厳正確保について適宜指導を重ね、教職員のモラル保持を継続し、保護者の安心を担保できるように努めてまいりたいと考えます。

○19番（池満 渉君）

本当に繰り返しますが、難しい問題であります。そして、人間性というか、倫理観とか道徳観とかいうのが、徐々に私は薄れてきている社会になっているような気もいたします。それではよくならないだろうということがよく分かりますが、本当に社会全体としてそんな気もしております。

質問した3つの問題の根っこは、ほぼ同じであります。一つの自治体でできることは限られておりますけれども、せめて日置市の児童生徒、そして働く教職員にだけは、ならぬことはならんとやっぱり言い続けたいと、そういうふうに思います。

結びにいたしますけれども、この児童生徒のスマホ等の情報モラルの醸成について、そして尊敬される教職員の育成に向けて、教育長の思いと、そしてその決意を、これからしっかりと学校をつくり、子どもたちを育てていくんだというその決意をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えをいたします。

小・中学生にスマートフォンを持たせることは、恐らく早い、マイナス面も大きいというのは実感をしておりますし、私もそう思っています。しかしながら、子どもたちは生まれたときから既に身近にスマートフォンがあって、それに触れているという現実もあります。

そのような中で、子どもたちがやがて大人になっていく社会というのは、まさにDX、今よりもはるかに進んだ社会になっていくだろうというふうに思います。そういう時代を生きていく子どもたちを、正しく自分で自分をコントロールできる、そういうモラルを身につけながら、自分を律していける、そういう子どもたちを育てていくというのが私たちに課せられた課題だというふうに思っております。

そのような中で、子どもたちに自らスマートフォンなどそういうICT機器を活用していく力をしっかり育てていくことが大切だろうというふうに思っています。周りから何かを規制されるのではなくて、自分たちでやっぱり考えていく、これがとても大事だというふうに思います。子どもたち自身が悪いわけでは決してない。その周りの環境をつくったのは我々大人です。したがって、学校、家庭、地域、全て私たち行政も含めて、周りにいる大人が一つになって、一緒になって、先ほど議員からもご提案がございましたけれども、子どもたちを守るための取組というのを始めていくことがとても重要だというふうに考えております。

それから、学校の先生方は、日置市内の先生方は、子どもたちのために日夜、一生懸命、愛情を持って取り組んでおられます。いろんな教職員の不祥事があるたびに、私たちは学校に対して指導をしていきます。しかしなが

ら、じくじたる思いもあります。この先生方にそういうことを今さら指導しなければならぬかというそういう思いを持ちながら、しかしながら、やっぱり注意を喚起しておくということはとても大事であります。

先生方には、ぜひ子どもたちを教え導く職業であるという自覚と、それから誇りを持って、これからも全力で子どもたちに向き合う教職員であるために自らを高める努力を続けてほしいというふうに思いますし、私どももその環境づくりに精いっぱい支援をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、10番、重留健朗議員の質問を許可します。

〔10番重留健朗君登壇〕

○10番（重留健朗君）

今年は、昭和100年、戦後80年、市制20年と節目の年となりました。日置市におきましては、今後、古きを温め、新しきを知るという精神で、飛躍の機会と捉え、前に進みたいと思います。

それでは、通告書に従いまして1回目の質問を行います。

今年の米の状況について、その（1）今年の作付面積は昨年より増えたのか、伺う。その（2）中山間地や休耕地の今後の活用に向けた対策について伺う。その（3）全国的な米の小売価格が新聞等で掲載されている中で、価格については流通に関する要因もあると考えるが、今後の流通における流れをどのように捉えるか、伺う。

健康保険証の有効期限について、その（1）従来型の保険証が次々と有効期限を迎え、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険の切替え等について日置市の現状を伺う。その（2）マイナ保険証の取得状況と後期高齢者医療保険に係る資格確認書の発行状況を

伺う。その（3）今後、マイナ保険証を取得できなかった市民に対する医療関係受診に向けた対策を伺う。

災害対策について、その（1）最近の豪雨災害は従来の豪雨と違って危険度が高くなってきていると感じるが、このような状況で災害対策の内容変更等はあったのか、伺う。警戒区域等の変更、見直した区域があるのか、伺う。その（3）農地や農業用施設に対する災害対策の見直しについて伺う。その（4）大雨・地震等における事前避難の判断基準を伺う。

4、観光誘致について、その（1）日置市の観光探索等（クルーズ船）について、前回計画を進めていくとの答弁であったが、その後の進捗状況を伺う。

1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、今年の米の状況についてのその（1）今年の作付面積について回答します。

令和7年度は、まだ確定していませんが、8月末時点の見込みでは、主食用米は781.3ヘクタールで、昨年度と比べ64.8ヘクタール増加しています。飼料用米・WC S用稲は124.6ヘクタールで、39.7ヘクタール減少、加工用米は66.3ヘクタールで、39.1ヘクタール減少しています。合計は、972.2ヘクタールで、14ヘクタール減少しています。

その（2）につきましては、農業委員会事務局より回答いたします。

その（3）今後の流通における流れをどのように捉えるかとの点につき回答します。

燃料費や人件費が高騰していることを踏まえると、輸送コストが増加し、流通の過程で上乗せされるため、最終的な価格を押し上げ

ると思われます。

質問事項の２つ目、健康保険証の有効期限についてのその（１）後期高齢者医療保険の切替え等について回答します。

従来の紙の後期高齢者医療被保険者証については、令和６年１２月２日から新規発行が終了しており、令和７年７月３１日に有効期限が満了しています。

後期高齢者医療保険については、令和７年７月下旬に、マイナ保険証の保有状況に関わらず全ての被保険者の方へ令和７年８月１日から令和８年７月３１日までの資格確認書を交付しています。

また、７５歳になられた方や転入した方など、新たに被保険者になられた方についても、資格確認書を交付しています。

その（２）マイナ保険証の取得状況と後期高齢者医療保険に係る資格確認書の発行状況について回答します。

後期高齢者医療保険の令和７年５月末時点の加入者数は９,２６５人で、マイナ保険証登録者数は７,１６９人となっています。登録率は７７.４％になります。

また、資格確認書の発行状況については、加入者全員に発行しております。

その（３）マイナ保険証を取得できなかった市民に対する対策について回答します。

後期高齢者医療保険対象者でマイナ保険証をお持ちでない方については、加入者全員に発行している資格確認書を医療機関に提示することで、これまでどおり受診できます。

質問事項の３点目、災害対策についてのその（１）災害対策の内容変更について回答します。

昨今の豪雨の状況を踏まえ、令和６年度から危機管理の第一段階となる情報連絡体制立ち上げの条件に、線状降水帯に関する気象情報が発表された場合を追加し、より迅速な意思決定ができるようにしました。

その（２）警戒区域等の変更、見直した区域について回答します。

土砂災害警戒区域の変更のあった令和３年度にハザードマップを見直しました。今後も、土砂災害警戒区域の変更など、更新の必要が生じた段階でハザードマップを見直してまいります。

その（３）農地や農業用施設に対する災害対策の見直しについて回答します。

二級河川に設置している井堰等の農業用施設については、災害対策として定期的に点検を行っており、今後も適正な管理に努めます。

農地のり面、農道、水路、井堰などの点検・管理については、集中豪雨による被害のリスクを低減させるには事前対策が重要であり、これらには農家や地域の協力が不可欠です。このため、多面的機能支払交付金の活動組織など、地域と連携して危険箇所を把握し、財源や実情を踏まえつつ、国・県の補助制度を活用しながら計画的に改修を進めてまいります。

その（４）事前避難の判断基準について回答します。

大雨に伴う土砂災害の避難発令基準については、気象庁より土砂災害警戒情報が発表されたときなどに避難指示を発令しています。

津波については、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたときなどに避難指示を発令することとしています。

地震については、避難所の状況を確認の上、避難の呼びかけを行うこととなります。

質問事項４点目、観光誘致についてのその（１）クルーズ船についての進捗状況を回答します。

令和６年度の美山地区に来訪された方は７３９人で、そのうちクルーズ船を利用して来訪された方は５０人となっています。主に、韓国や台湾などのアジア圏からの観光客が多く、また来訪方法も、これまでの団体から自

由に移動ができる個人、少人数での来訪方法に変わりつつあるようです。

来訪方法の変化により、これまで受け入れることができなかった施設にも海外からの観光客が訪れる機会が増えると考えられますので、日置市の観光周遊ルートの実現に向け、関係団体と取り組んでまいります。

以上です。

○農業委員会事務局長（有島春己君）

それでは、1問目の今年の米の状況についてのその（2）中山間地や休耕地の今後の活用に向けた対策についてお答えいたします。

農業委員会では、遊休農地の発生を防止するため、農地パトロールなどの現地調査や、農地を売りたい、買いたい、また貸したい、借りたいというニーズの間に立ち、あっせんを行っているところでございます。

また、遊休農地や耕作放棄地の発生予防対策の一つといたしまして、農地中間管理事業があります。この事業は、農業耕作の高齢化や後継者不足など、耕作を続けることが難しくなった農地を中間管理機構が、いわゆる農地バンクが借り受け、認定農業者等の担い手に貸し付けるものでございます。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時09分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（重留健朗君）

水稻面積につきましては、先ほど、食用米は64.8ヘクタール増加しております。しかしながら14ヘクタールほど減少しているような状況であります。

そこで政府の施策として、8月5日に米の

安定供給に対し、「米を作るな、ではなく、農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換する」と表明しました。最近のインバウンドの増加や一般家庭での消費拡大も高騰の原因であります。

生産量に不足があり増産にかじを切る方針の中で、いろいろと対策があるかと思いますが今後の得策をお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

市場の価格につきましては、政府の方針や全国の動向により変動が生じますので、本市としましては安定した米の生産のため、生産拡大をする生産者への設備投資の補助事業の活用、また、IoT等を活用しましたスマート農業の推進、高温対応にしました品種での生産等を図っていきたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

中山間についてお伺いいたします。

農地バンクを借り受け、認定農業者等に担い手に貸し付けるというような答弁でありましたが、高齢化に伴い休耕地が非常に増えている状況であります。現在60代から70代の方々が耕作に携わっております。この年齢的な部分、高齢化の部分につきまして、今後の市の対策をお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

どの地域においても、耕作する方の年齢は高齢化が進んでおります。また、60代以上の方々が中心となっております。急激に若い方々への転換は難しいと考えておりますので、引き続き耕作をしていただきながら地域計画で将来の在り方を積極的に話し合っていたいただき、担い手や後継者への農地集積・集約化等に取り組むことが必要だと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

関連いたしまして、年間の農業従事者が全国で5万人から6万人減少していくような状況でございます。5年間では約30万人の減少です。耕作地を継続的に守っていく上で大胆な政策が必要かと考えますが、対策はあるのかお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

農業分野におきましても、高齢化が進んできており、従事する方々は減少しております。担い手に集約し、スマート農業などの導入を進めながら、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用し、地域全体で維持することと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

答弁にも、農地バンクとの回答があったわけですが、農地の基盤整備や農地中間管理機構の機能強化が必要と考えます。農地の貸し方、借り方の農地バンクによる取組を切に感じるところです。大型の農業機械を効率的に利用でき、生産コストの大幅な削減も見込まれます。現代の農業におきまして非常に重要な取組と思いますが、中間管理機構や農業委員会と連携し、協会等の課題を解決した方策がいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○農業委員会事務局長（有島春己君）

先ほども答弁いたしました、今後の農地集約における生産性の向上に向けましては、農地中間管理機構、先ほどの農地バンクです。の周知、併せて農業委員会による活動の機会を通して農地所有者への制度、利用の働きかけを積極的に行い、農地の再生、集約、ひいては生産性の向上につながるよう周知してまいりたいと思います。

○10番（重留健朗君）

農業耕作をされる方々にお聞きしますと、「一刻も早く農地の集約をしてほしい。もち

ろんパイプラインも含めた改善、集約です。そうすることで時間の短縮や作業がはかどる」との意見です。

農地から農地へとの移動や作業時間の短縮でコストの増減につながるのとことですが、対策をお伺いいたします。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

今ありました農地や水路などの基盤整備と担い手への集積、これを一手に進めることによりまして、作業効率の向上やコスト縮減、安定した農業環境の確保が期待されると考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

関連した質問になりますが、あと5年から10年したら水稻耕作をする人がいなくなるとも言われております。鹿児島県の農地面積は9万6,000ヘクタール、うち10年後の後継者が決まっていないのが36.3%に当たる3万5,000ヘクタールです。年齢の若い方が持続的で多角的に農業ができる体制を一刻も早く構築する必要があります。

農地を集約して、農地中間管理機構の制度を十分に機能し、農業改革に取り組んでいただきたい。若者世代につなげる方向で対策をお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

担い手となる方々の農業支援を行いながら、効率化を図る上で、農地中間管理機構を活用した集約を進めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

令和4年度より従来の区画整理に加え、新たに農業水利施設等の整備も行えるようになりました。加えて令和7年度より農地バンク、農地中間管理機構関連農地整備事業の詳細等が所有する農地においても基盤整備事業を行

えるようになりました。このことについて、市長の見解をお伺いいたします。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

ご質問のありました農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、農地バンクを活用して担い手への農地集積と基盤整備を一体的に進めるもので、農地の集団化や収益性の向上が見込まれる場合におきまして、農業者の費用負担を求めることなく、区画整理等の基盤整備を行うことが可能となるものでございます。

現在本市では、田代地区の水田約13ヘクタールにおきまして、令和5年度から実施しているところでございます。

議員ご指摘の改正につきましては、農地の集積・集約化を加速し、農業の生産性を大きく貢献するものというふうに認識しております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

関連しまして、米の価格であります、5キロ当たりの価格は8月末の全国平均は3,508円です。備蓄米の放出から一定の期間が経過いたしまして、価格を抑制する効果も薄れてきております。今後、新米が店頭販売される中で米の価格は変わってきます。消費者に対する米の一定価格をどのように対処していくのかお伺いをいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

国が国内の食料安全保障の観点から、今後、様々な施策を展開すると思われますので、情報収集を行い、農家にとって安定した生産につながるよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

様々な状況に加えまして、農機具や肥料等

の価格の高騰であります。トラクターなども500万円を超える高価な価格です。全ての農機具をそろえると膨大なコストがかかります。そのような中で、若い世代や企業が希望を持って参入して消費者が安心できる米農業を展開してもらいたい。何か対策をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

担い手となる認定農業者や法人、または新規就農者が事業拡大するなどの計画を有している場合は、国・県の補助事業が活用できるよう支援をしております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

ご回答の中に燃料費や人件費が高騰しているとございますが、それと関連いたしまして、JAなどの集荷業者から介在する仕組みから離脱して、中間的な流通をしないで直接契約をする個人契約等が最近では増えていると聞いておりますが、流通過程につきましては、何か指導がしておられるのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

農産物の取引は卸売市場を介することが原則でありました。しかし、2022年の卸売市場法の改正により、流通業者や小売業者が生産者から直接農産物を買付けできるようになりました。農産物の取引に関する法的な規制は緩和されましたが、主に主食である米の価格安定は消費者にとっても生産者にとっても非常に重要な課題であることから、米価格の安定に向けて、国や県また生産者との連携に努めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

同じような質問になってしまいますが、全国のJAが概算金、前払い金を大幅に引き上

げ、今後の米の価格変動が生じると報道されております。物価高騰の中で、集荷競争など、どのようにしたらいいのか、安定した価格対策をお伺いいたします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました但、消費者にとっても生産者にとりましても非常に重要な課題であることから、米価格の安定に向けて、国、県や生産者との連携に努めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

増産への転換を米づくり再建と農業基盤の構築や強化をつなげる責任があると思いますが、人手不足に関わる若い担い手の確保、もろかる農業の推進に向けて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

米の価格については、これは全国的な需要と供給のバランスなど、さらに流通の仕組みに関する点もあり、非常に複雑な状況でございますので、関連する機関としっかり連携を取ってまいりたいと考えております。

若い方々の担い手の確保という点においては、新規で就農したいという方々に対する情報発信及び就農の支援というところに取り組むと同時に、議員ご指摘のように、農業しやすい環境の整備といったところもございます。

一方で、基本的に農地というのはそれぞれ所有される方々がいらっしゃって、その方々のご意向というところも前提とした運用が必要になってまいりますので、これも答弁でもございましたが、地域計画というものを、今、各地域で策定をいたしておりますので、その実質化に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

次の質問です。

75歳以上の後期高齢者の従来型の保険証が全国一律で7月末に失効しましたが、全国の後期高齢者で1,900万人、国保で1,700万人となりますが、中小企業向けの協会けんぽは12月1日までで利用できますが、日置市において該当者はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

後期高齢者医療保険、国民健康保険の従来型の保険証につきましては、令和7年7月31日に有効期限が満了しているところです。

そのため、後期高齢者医療保険については、令和7年7月下旬に全ての対象者に令和7年8月1日から令和8年7月31日までの有効期限がある資格確認書を郵送しております。

また、国民健康保険については、マイナ保険証を持っていない方に令和7年8月1日から令和8年7月31日までの有効期限である資格確認書を郵送しております。

後期高齢者医療保険、国民健康保険以外の保険については、市のほうでは把握できていないところとなります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

昨年12月2日に新規発行が停止し、その後1年間は有効とする経過措置も迫っておりますが、該当者はいらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

国においては、令和8年3月末までは、有効期限が切れた健康保険証を使用したとしても保険診療を受けることができるように、暫定的な取扱いについて通知が出されているところとなります。

後期高齢者医療保険につきましては、先ほどご説明したように資格確認書を郵送してお

ります。

本市におきましては、現段階で有効期限が切れた保険証を使用して医療機関等を受診されている対象者はいないと認識しているところです。

以上です。

○10番（重留健朗君）

資格確認書は、基本的にマイナ保険証を持たない人に発行しますが、75歳以上に限り、機器の操作に不慣れな人が多いことから、来年夏まで使える確認書を送付とありますが、対象者は何名ぐらいいるのかお伺いいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

令和7年5月末時点のデータになりますが、本市においては、後期高齢者医療保険の加入者が9,265人で、マイナ保険証の登録者数が7,169人となっており、差し引いた2,096人の方がマイナ保険証を持っていないことになります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

厚労省によりますと、マイナ保険証の利用率は、今年6月で30.6%ですが、「オンラインシステムで接続できない」「読み取った患者情報が文字化けする」など不具合が起きているそうですが、このような現象は日置市ではないのかお伺いいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

後期高齢者医療保険の資格情報につきましては、後期高齢者医療業務を行う標準システムで登録した情報が表示されているところとなります。

マイナ保険証を使用する際に、名前などに標準文字以外の文字が含まれている場合は、名前の一部が表示されなかったり、黒丸が表示される場合もあるようでございます。仮に

名前などに黒丸が表示されていたとしても、医療機関等の受診には影響がないところです。

以上です。

○10番（重留健朗君）

市民の中には、自治会に入らない人や、または、民生委員との接触が全くないという人の事例があると聞きますが、そのような対象者は存在しないのかお伺いいたします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

本市においては、後期高齢者医療保険の資格確認書を令和7年7月下旬に全ての対象者お一人お一人に、配達記録郵便で郵送しているところです。

自治会未加入者や民生委員との接触がない方につきましても、個人宛てに資格確認書を郵送しておりますので、資格確認書に関して問題がある対象者は存在していないと認識しているところでございます。

以上です。

○10番（重留健朗君）

担当課におかれましては、市民の1人も取り残しがないような精査をお願いしたいと思います。

次の質問です。

近年の豪雨災害ですが、8月8日の大雨被害について、線状降水帯、最近の言葉であります。2回発生し、記録的な大雨となりました。このような環境の中で、今までと違う基本的な対策と綿密な対応策が必要だと考えますが、そのことについてお伺いいたします。

当局におかれましては、線状降水帯に関わる気象情報が発表された場合を追加するとありますが、具体的によりしくお願い申し上げます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもございましたよう

に、より迅速な意思決定ができるように、気象台から線状降水帯発生予測情報が発表された場合、情報収集体制を整えることとしております。

具体的に申しますと、気象台からの情報等を精査しつつ、今後の雨の状況等を予測といえますか、予測しまして、避難もしくは、その後の行動に向けて判断をしているというようなところでございます。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

豪雨災害につきましては、短時間で異常な豪雨であります。予想もつかないような豪雨につきましては、今後、災害発生の危険度を５段階に色分けして地図上に表示し、１０分ごとに更新しますが、避難対策内容、「キキクル」の避難段階を変更する考えはないかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

気象台が示しております「キキクル」や鹿児島県河川砂防情報システムなどにより情報収集を現在行っているところでございます。

夜間に大雨の予報がある場合は、早めに避難ができるように避難所の開設を判断いたしまして、避難を呼びかけております。

また、避難するために外へ出ることが危険な場合もございますので、２階などへの垂直避難や崖の反対側の部屋に離れるといったことなども呼びかけを行っているところでございます。

自らの命は自ら守るために、自ら避難の必要性が判断できるよう「キキクル」などでの情報収集方法についても周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

国交省によりますと、人命に関わる土砂災

害の８５％は警戒区域内で発生している。事前避難を徹底できれば、人的被害を減らせる可能性が高い。このことについて担当課の見解をお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、国土交通省のデータが示しております土砂災害における人的被害の軽減には、警戒区域内での事前避難が極めて有効であると認識しております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

国交省は、全国約７０万か所の土砂災害警戒区域が新たな調査で約１００万か所に増える見通しである。鹿児島県においても１月現在の県内の区域数は２万３，８４２か所である。日置市もハザードマップ等の見直しをするとの答弁だが、具体的にはどのようなハザードマップの見直しか、お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

ハザードマップの見直しにつきましては、災害対策基本法などの改正などにより法令に変更があった場合や新たな調査や研究により災害の予測データが更新された場合などとなります。今のところ、法令の改正や県からの土砂災害警戒区域の変更等の通知はございませんので、今後、変更等が生じましたら見直しをしてまいります。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

農業被害におきましても、甚大な被害が発生しております。霧島市や始良市に農業被害額は４７億６，４００万円で、今後さらに増える見込みであります。

被害の内容としまして、農地や農業用施設の損壊、のり面などの崩壊、用水路の埋没、

今後、市内全域の農地等の危険箇所の見直しや井堰など、危険なところを事前に改修できないのか伺いたします。

定期的に点検を行っているとのことですが、今後どのような方向で点検等をするのか伺いたします。

○農地整備課長（上 勇人君）

施設の事前の改修等につきまして回答いたします。

農業水路等の長寿命化事業や井堰、水路などの改修につきましては、事前の防災・減災対策について、地域の意向や緊急性、優先度を見極めた上で、国・県の補助制度を最大限に活用しながら計画的に整備を進めているところでございます。

今後も引き続き農業農村整備の着実な推進に努めてまいります。

また、点検につきましては、1問目の回答でもございましたけれども、多面的機能支払交付金の活動を通じた地域の皆様との連携を通じて、点検のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

農地に濁水や泥などが入り込むと、現状の状態に戻すのが非常に困難だと聞いております。農地に関わる事前の確認や調査等の対策をお伺いたします。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

これまで農地周辺の水路や堰などの水利施設につきましては、繰り返しになりますが、多面的機能支払交付金の活動などにより、地域の皆様と連携して日常的な点検、維持管理を行ってきているところでございます。

これらの活動を通じまして、危険箇所の早期の把握、修繕に今後も努めてまいります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

避難所に関しましては、災害時に自力で避難できない高齢者、入院患者の避難についても、日置市や関係者の計画策定の推進や体制強化の見直しが求められますが、担当課の意見をお伺いたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

現在、自力で避難ができない方等につきましては、本人の同意を得た上で、個別避難計画の作成に取り組んでおります。また、土砂災害警戒区域内にあります病院や施設、学校等については、各施設において避難確保計画や事業継続計画を作成することとなっております。

避難時におきましては、避難を支援する方が必要でありますので、支援する方を確保することが課題として上げられると考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

先般21日に日置市においても、線状降水帯を伴う豪雨が発生しました。午後5時までに285.5ミリの雨量であります。短時間にゲリラ豪雨を伴うために道路の冠水が起きる状況が、非常に早い時間ではありますが、事前調査等で改修できる箇所等はないのか伺いたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

昨今は局地的な集中豪雨が頻発しており、これによる道路冠水が市内でも数か所確認されております。多くの箇所は河川の増水により内水が吐けないことや、側溝の排水が追いつかないことが要因と考えております。事前の調査等で、落ち葉などが道路側溝のグレーチングに堆積し、集水できなくなり冠水する箇所もありますので、まとまった雨が降る予報の前には堆積物の除去などを行って対策を

しております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

道路等の冠水を伴う状況で、九電等と協働して必要な箇所の電柱等に水位の表示等はできないか伺います。

また、先般、霧島市、始良市で水没した車が約２００台と聞いております。そういうことを踏まえて、表示等はできないのかお伺いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

電柱管理者、九電とかＮＴＴになります、電柱管理者との協議次第では可能であると考えております。

○１０番（重留健朗君）

今回の豪雨災害で、霧島市、始良市において、最大３万８，６４０戸における断水が発生いたしました。病院や主要たる施設など、こちらも甚大な被害であります。前にも質問がありましたが、個人が所有する井戸は非常に重要な役割を果たすと思います。市のほうからの今後の指導や維持管理について、水質検査を含めて支援等の考えはないかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

長期的な断水が発生した場合、災害後の避難生活において必要不可欠なトイレなどの生活用水の確保が困難であることが想定されます。個人所有の井戸につきまして、支援等は今のところ考えていないところでございます。他自治体においては、生活用水として活用するため、災害時に個人所有の井戸を無償で利用できるよう、災害時協力井戸の登録制度もございますので、今後、登録要件などを調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

活用法はともかくとしましても、やはり、今後、井戸のある箇所は行政側として把握しておく必要があるのではないかとと思うところであります。

日置市におきましても約８０件の断水が発生いたしました、今後、断水等の件数等が増えた場合の対応や給水車の配備は十分なのかお伺いいたします。

○上下水道課長（神余 徹君）

お答えいたします。

令和６年１２月議会での答弁で、給水タンクは２３個あり、指定避難所の開設優先度３に近い数は確保しているとの答弁を行わせていただいております。断水の規模などケース・バイ・ケースで変わってきますが、本市のみで対応できないほどの大規模断水になった際は、市より、日本水道協会鹿児島県支部に応援要請を行い、他水道事業体の支援を受けたり、自衛隊に市などから応援要請を行い、給水車の派遣を依頼し対応していきたいと考えております。

以上です。

○１０番（重留健朗君）

災害が起きた場合のスムーズな対応ができるのかが、まだ未確認であります、その方向で検討していただきたいと思います。

今回の災害におきましては、２４時間雨量は、霧島市や牧之原で５１５．５ミリ、溝辺で５０６．５ミリ、いずれも同地点での観測史上最大で８月の月降雨量の２倍近いすさまじい雨が降っています。土砂崩れや道路の崩壊など集落が孤立したり、川が氾濫して濁流が人家に流れ込んだりの被害が出ております。始良市では民家の裏山が崩れて住人の３０代の女性が亡くなっております。危険箇所の改修や、今後の避難の判断がこれまでどおりの体制でいいのかお伺いをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純

一君)

お答えいたします。

先ほどからの答弁にもございますように、線状降水帯発生予測の発表がございましたら、情報収集体制を整えまして、より迅速な意思決定ができるような体制も整えているところでございまして、早めに避難ができるように避難所の開設もいたしまして、避難を呼びかけているところでございます。

また、自らの命を守るために、自らの避難の必要性が判断できるような情報収集の方法についても、今後、また、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○10番(重留健朗君)

より強い危機感を持って行動をしていただきたいと思うところであります。

近年、日本周辺での海面水温の上昇とこの夏の猛暑の影響が線状降水帯を発生させる原因とされております。

異常気象を念頭に大雨やゲリラ豪雨は全国的にどこでも起こり得る状況ですが、市長の災害対策に対する今後の対策と見解をお伺いいたします。

○市長(永山由高君)

議員がおっしゃるとおり、大雨災害、ゲリラ豪雨というのは、いつどこで起こるか分からないと言える状況にあると認識をしています。

これまで担当課からご説明を申し上げておりますポイントが幾つかあったかと思うんですけれども、一つは、夜間の避難はできるだけ避けたいということから、夕方の時点で可能な限り危険な状況を事前に把握、察知をして、避難指示は夕方までにお出しをするというところ。

また、お住まいが危険な位置にある場合には、ためらわずに早期に避難をしていただくといったようなことについて、引き続き、し

っかり周知をしてまいりたいと考えております。

運用としましては、これは空振りを恐れずに、危険性が高いと判断した場合には、やはり市民の皆様には危険性をしっかりとお伝えをする。これが非常に重要なことになってこようかと考えております。

また、この災害対応という点においては、マニフェストにおいても「防災対応力の強化」という点を掲げております。市民の皆様が自らの命は自分たちで守るという、この自助の意識を持っていただくことも大事であると同時に、消防団をはじめとする地域の皆様の防災力の強化といったところも並行して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番(重留健朗君)

次の質問でございます。

鹿児島コンベンション協会で組織している関係連盟・商工会議所と連携を図り、日置市観光巡りに誘致をしてほしいと思いますが、連携等の関係性はどのようになっているのかお伺いいたします。

そして、また、先ほどの答弁で、クルーズ船を利用した日置市訪問は50人ということでありましたが、そこも加えてお伺いいたします。

○商工観光課長(上村裕文君)

お答えします。

クルーズ船を利用した観光客の本市への誘致は重要な課題であると認識しております。本市の「住み心地が良いまち」3位という評価、観光客に対して「安心感」や「また来たい」という動機づけになるようなことから、観光客誘致においても大きな強みであると考えているところでございます。

今後も引き続き、鹿児島観光コンベンション協会をはじめとする関係団体と連携し、クルーズ船の寄港動向を把握するとともに、さ

らに民間事業者とも連携し、受入体制の整備を進めて、誘致活動を積極的に展開してまいります。

以上です。

○10番（重留健朗君）

今年も上半期に108回寄港している状況でございます。MSCベリッシマ、乗客数は5,686人であります。日置市は「住み心地が良い」アンケートでも3位でございます。さらなる誘致対策をお願いしたいところですが、担当課の見解をお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

鹿児島観光コンベンション協会をはじめとする関係団体と連携して、引き続きクルーズ船の寄港動向を把握し、民間事業者とも連携し、受入体制の整備を進めて誘致活動を積極的に展開してまいりたいと思います。

併せて、観光については、産業振興の側面もございます。海外のお客様に限らず国内のクルーズ船等もございますので、市内で行われる物産展等に参加いたしまして、日置市内の物産等を販売する物産展等にも参加いたしまして、日置市の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（重留健朗君）

最近の観光の雑誌を見ておりますと、コラムの中に「鹿児島県はすばらしい景観があるのに、物すごくおいしい食べ物があるのに、鹿児島県はPRが下手だ」というような文章がありました。まさにそのとおりだと思っております。観光商工課におかれましては、さらなる誘致をよろしくお願いいたします。

最後に、観光誘致につきまして、市長の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（永山由高君）

観光誘致、これはターゲットごとに、それ

ぞれの見方、考え方があろうかと思っておりますが、まずインバウンドについては、鹿児島を含む西日本全体がインバウンドから、なかなか選ばれていないという状況にございます。

これに対しては、西日本全体で、「西のゴールデンルート」という言葉もございまして、西日本全体でインバウンドの方々を選んでいただくルートを組んでいこうという動きがございまして。これについては、九州市長会でも取組を今議論をしているところですので、広域連携を軸に検討を進めてまいりたいと思っております。

議員ご指摘のように、クルーズ船も大きな集客の誘客の種となり得るかと思いますので、ここも関係機関としっかり連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

もう一つは、観光地としての日置市の魅力を高めるという点においては、市内に観光向けの方々に喜んでいただける民間の事業者の方々や施設が増えてきておりますので、そういった機関、施設、事業者の方々の連携をしっかりと促進していく。これは市の役割の一つであろうというふうに考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし平和と雇用を守る立場で、81回目となります一般質問をいたします。

1つ目です。身寄りがいない、身寄りがいても頼れない高齢者・単身者の支援策について質問いたします。

1つ目です。身寄りのない、身寄りがいても頼れない高齢者・単身者が増加しておりま

す。現状への認識、相談事例、支援への基本的な考えを伺います。

2つ目です。市営住宅に入居したいが連帯保証人が見つからない場合の市の対応、基本的な考えを伺います。

3つ目です。医療機関への急な入院、手術、福祉施設等の入所等の場合の基本的な考え、市としての対応、支援策を伺います。

4つ目です。お葬式、行政手続、遺品整理等の関係機関等からの具体的な相談状況、市としての対応、考えを伺います。

5つ目です。国が2027年度を目標に、身寄りのない高齢者・単身者支援に向けての法整備を現在検討しております。市として、医療機関、福祉施設、民生委員、葬儀社、遺品整理事業者等からの現状と実態把握をし、調査研究を進めていくべきではないかと伺います。

2つ目です。日置市の乗合タクシー「ひお吉号」について伺います。

1つ目です。昨年12月から運行されました乗合タクシー「ひお吉号」の地域ごとの利用者数、会員数、利用者の年齢構成、主な目的はどのようなのか伺います。

2つ目です。希望する曜日、時間に乗車ができない、電話申込みがつかまらない等の、ドライバー対応についての、市民からの意見・要望はどのようなものがあるのか、現状と改善策を伺います。

3つ目です。運行する6タクシー事業者、運転手の方からいただいた乗車マナー等の意見・要望を伺います。

4つ目です。日置市交通会議に、新たに医療機関の関係者の方も参加しておりますが、乗合タクシー運行について、バス事業者も含めた各事業者からの意見・要望を伺います。

5つ目です。本市の公共交通を担うバス・タクシーの運転手不足が深刻であります。現状と支援策の充実を図るべきではないか。

以上、2点質問し、1回目といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、身寄りのない、身寄りがいても頼れない高齢者・単身者の支援策についてのその1、現状認識、相談事例、支援への基本的な考えについて回答します。

近年、少子高齢化や核家族化、親族間の関係や地域のつながりの希薄化により、身寄りのない方、身寄りがいても頼れない高齢者や単身者が増加したことで、孤独死や生活困窮問題などが社会的課題となっており、本市においても喫緊の課題であると認識しています。

相談事例としては、金銭管理や入院時の身元保証、死亡後の身元引受けに関することなどがありません。

身寄りのない方の支援方針としては、課題が多岐にわたるため、多様な主体が連携した重層的なセーフティネットを構築することであると考えます。

その2、市営住宅に入居したいが、身元保証人が見つからない場合の対応、基本的な考えについて回答します。

市営住宅の入居手続については、日置市営住宅条例に基づき連帯保証人2名の誓約書の提出を求めています。

なお、高齢者や障がい者等の特別の事情があると認める者に対しては、1名でも可能となっています。

よって入居者の方には、保証人として最低1人以上から誓約書を提出いただくようお願いしています。

その3、医療機関への急な入院、手術、福祉施設等への入所等の場合の基本的な考え、対応、支援策について回答します。

身寄りのない方などが緊急的に入院または入所を必要とする場合、基本的には医療機関等が関係機関と連携の下、親族などに身元引

受け等をお願いすることとなります。場合によっては、市が関係機関と連携し、親族等身元引受人の候補となる方の調査を行い、身元保証の協力依頼を行うなど調整を行うこともあります。

また、緊急を要さない場合は、民間の身元保証サポートサービスの紹介や、成年後見制度の紹介などを行っております。

その４、お葬式、行政手続、遺品整理等に関する相談状況、対応、考えについて回答します。

関係機関からの相談状況としては、医療機関や施設などから、死亡後の葬儀や遺留金品に関することなどのご相談を受けています。

死後の手続等については、国が作成した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を参考に対応しており、その旨を関係機関と共有、役割分担を行い対応しております。

遺留金品等整理については、市が相続人調査などを行い、可能な限り相続人等に対応をお願いしています。

その５、身寄りのない高齢者・単身者支援に向けた実態把握、調査研究について回答します。

身寄りのない方の支援制度の法整備など、国の動向に注視しながら、本市としては、まずは、関係者間で身寄りのない方が抱える問題を共有し、支援方法について協議する場を設けたいと考えます。

質問事項の２つ目、日置市乗合送迎サービスについてのその１、地域ごとの利用者数、会員数、利用者の年齢構成、主な目的について回答します。

ひお吉号の会員数につきましては、８月末時点で、東市来地域４７６人、伊集院地域１，１５１人、日吉地域２１１人、吹上地域３１３人、その他市外会員が１１５人で計２，２６６人です。

エリアごとの一月当たり利用者数につきましては、１号車１２１名、２号車１１８名、３号車２２２名、４号車２１４名、５号車１９５名、６号車１３５名、７号車１１３名で、計１，１１８人となっています。

また、利用者の年齢構成につきましては、最も利用が多い年代は、８０代で３３．１％、２番目が７０代で１５．７％、３番目が３０代で１１．６％、ほかの年代は約５％から７％となっています。

主な利用目的につきましては、通院、買物、温泉、駅、バス停への移動となっています。

その２、希望する曜日、時間に乗車できない、電話申込みがつかないなどの意見・要望につき、現状と改善策を回答します。

ひお吉号につきましては、総じて予約が取りづらいとの声をお聞きしているところです。特に午前中は予約が多く、利用できにくい状況にあります。

今後の対策として、午前中の運行時間を２時間から３時間に増やす見直し案を、９月末開催予定の日置市地域公共交通会議に提案し、サービスの向上に努めてまいります。

その３、タクシー事業者、運転手の方からの意見や要望について回答します。

タクシー事業者からの乗客マナーについてのご意見はありませんが、予約の無断キャンセルなどのご意見は寄せられており、広報紙等において、キャンセルや予約変更は、早めにお知らせくださいと周知しているところです。

その４、各事業者からの、ひお吉号に対する意見・要望について回答します。

医療機関からは、帰りの便の予約が取りづらい点をご指摘いただいています。

バス事業者からは、既存のバス路線と競合しないように配慮してほしいなどのご意見を伺っており、ひお吉号のエリア設定に際しては、バス事業者やＪＲ事業者との競合をな

べく避けるように、エリアの設定を行っています。

その5、バス・タクシーの運転手不足について、現状と支援策の充実につき回答します。

運転手の不足については、市内のタクシー事業者においては、1名から4名、市内を運行する路線バス事業者においては、56人の不足であるとお聞きしています。

これまでも、市公共交通会議でテーマとして取り上げており、運転手確保に関する周知活動をイベントやSNSを活用し実施しています。

財政的な支援策につきましても、市公共交通会議において、他市の取組も研究し、検討してまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時といたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

ご答弁をいただきました。今回通告いたしました見寄りのない高齢者・単身者の支援策につきましても、昨年9月議会において質問いたしました。

高齢化社会が進展する中で、認知症等により判断能力が不十分な方、未婚の単身世帯、兄弟姉妹も高齢化で支援が難しい方、兄弟や親族がいても不仲で関わりを拒否される方など、年々増加しております。

見寄りのない、頼れない方の終活、死後継続支援は、現在、民間事業者やNPO等がありますが、経済的な負担もあり、終活相談支援策が今後求められております。

この問題に取り組んでおります新潟県十日

町市、人口が4万4,853人の事例を紹介させていただきます。令和4年度、地元のNPO法人が市と連携し、高齢者の単身世帯2,414世帯のうち、いざというときに緊急連絡先がない世帯が162世帯あることが分かりました。現在、NPO法人十いろが市関係団体と連携し、終活支援に取り組んでおります。ぜひ、十日町の取組を参考にさせていただきたいと思います。

また、鹿児島県内におきましては、身寄りのない方への支援のガイドラインを現在、霧島市、姶良市が作成、曾於市、伊佐市、さつま町が関係団体から聞き取り調査をし、ガイドラインの作成が現在進んでおります。

そこで市長に再度質問いたします。現在、身寄りのない高齢者の困り事を公的にどう支えるか。

国が2026年度に社会福祉法を改正し、2027年度に向け法整備を現在検討しております。身寄りがいない、親族がいても頼れない、この問題、今後、国、地方自治体が担わなければならない社会的な背景をどう考えておりますか。

また、今後自治体が果たすべき役割を市長自身どのようにお考えなのか、伺います。

○市長（永山由高君）

身寄りのない高齢者の問題は、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、個人の問題だけでなく、社会全体で取り組むべき課題となっています。公的支援の必要性も高まっていると認識をしています。

この課題に対して、市は地域の見守り体制の強化や生活支援体制整備など、地域包括ケアシステムの推進、これを一層強化をしてまいります。

また、行政だけでなく、多様な主体の関係機関が協働、連携する重層的支援体制の構築などとも連動し、市民が安心して暮らせる環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと思

っております。

○ 17 番（坂口洋之君）

現時点での可能な限りの本市の実態把握が、まずは必要ではないかと考えております。

そこで再度質問いたします。日置市の直近の 75 歳以上の高齢者の単身世帯の状況はどうなのか。

今年は、5 年に 1 度の国勢調査の年でもございます。2040 年度の現時点での推計だと思いますが、本市の人口高齢化率、将来的な家族構成の見通し、鹿児島県における総世帯数に対する単身高齢世帯の割合の推計の状況を伺います。

○ 介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

本市の 2040 年度の推計は、令和 6 年 3 月に策定しました日置市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画において、75 歳以上の人口が 1 万 2 7 1 人、75 歳以上の高齢化率は 27% と見込んでおります。

将来的な家族構成の見通しについて、本市の推計は行っておりませんが、国立社会保障・人口問題研究所の資料によりますと、鹿児島県においては 75 歳以上の世帯のうち、単身世帯が 47.9% で、高齢者世帯の半数近くを単身世帯が占める見通しとなっております。

また、鹿児島県の総世帯数における 75 歳以上の単身高齢者世帯の割合は 14.3% となっております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

昨年 9 月議会での一般質問で、この問題についても私は質問いたしました。

市の回答は、「身寄りのない方、頼れる身寄りがいない方は今後増加する」とのご答弁でした。

2 親等、3 親等がいても、支援を拒否する事例の増加を私は危惧しておりますけれども、

本市におきまして、身元保証、葬祭執行人、遺骨の受け取り拒否等の本市の現状はどうであるのか、伺いたいと思います。

○ 福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

身寄りがいない方もしくは身寄りがいても頼れない方が亡くなった場合の遺骨についてでございますが、まずは戸籍調査等を行い、相続人に遺骨や遺留金品の引取り交渉を行っております。

その結果、親族等が遺骨の受け取り拒否をされた件数としまして、令和 4 年度は 4 件中ゼロ件、令和 5 年度は 4 件中 4 件、令和 6 年度は 5 件中 3 件拒否をされていらっしゃるというような状況でございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で、実際本市においても遺骨の受け取り拒否があったという報告をご答弁いただいたところでございます。

場合によっては、死後の遺留金が発生する場合もあります。遺留金につきましては、国庫に預かる形になるのか、遺体の受け取り拒否をしても、支援を拒否しながらも遺留金だけは請求するような事例も本市にあるのか、伺いたいと思います。

○ 福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

遺留金品の清算については、亡くなった方に相続人がいない場合や、相続人がいても相続放棄をした場合に、相続財産清算制度を利用し、それでも清算できない場合は国庫へ帰属することとなります。

ただし、相続財産制度の利用は、裁判所による相続財産清算人を選任する必要があり、経費も高額で長い期間を要することから、高額の遺留金があれば制度活用は難しいというような状況がございます。

現時点においては、ご質問いただきました

支援を拒否し遺留金だけを請求するような事例はございません。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

身寄りのない方へ、また頼れる親族がいない、若いときはいいんですけれども、みんな年齢を重ねます。

昨年 9 月議会の答弁で、身寄りのない、頼れない方が増加する。市として、民生委員の協力を得て、要援護者台帳更新時に通過把握をする予定とのご答弁でございました。

この 1 年、具体的にどのような形で組み込まれたのか、また、民生委員からの情報提供、把握の現状はどうであったのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

民生委員の協力の下、令和 7 年 2 月から要援護者の台帳整備を行ってまいりました。

対象者 1 万 4, 5 7 8 人、例えば高齢者のみの世帯や要介護者手帳をお持ちの方、そういった方々に対し民生委員が訪問等を行った結果、地域生活において配慮が必要と思われる方が 1, 6 5 3 人、そのうち親族等緊急連絡先の記載のあった方が 1, 0 8 9 人でした。記載なしの 5 6 4 人については、身寄りがいか頼れる親族がいないなどの方が含まれると想定されておりますけれども、調査目的の伝達が不十分であったため、記載漏れ等も想定されるため、純粋な身寄りのない方としての数ではございません。

今後、要援護者把握の調査は毎年度行う予定としておりまして、その中で市がすべきこととしては、緊急連絡先を記載できる良好な関係性を普段からやはり意識していただく、住民の方に意識していただく機会となればと考えております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で、5 6 4 人の方が、いろんな記入方法もあると思うんですけれども、いざというときに頼れない方はやっぱり一定数いるというふうに理解してよいんでしょうか、再度伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

昨年 9 月議会で、私は質問いたしました。民生委員が葬儀に関わった事例、令和 2 年度の答弁は 1 人、令和 3 年が 2 人、令和 4 年が 2 人、令和 6 年が 4 人との答弁でありましたけれども、令和 6 年度、民生委員が携わった事例件数の状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

令和 6 年度に民生委員が葬儀に携わった事例としては、3 人となっております。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

医療機関、高齢者施設、障がい者施設との情報共有は重要であります。現在、9 割以上の医療機関で、入院時の身元引受人が必要です。法律上では、身元保証人がいなければ、入院、手術がまずできないのか。また、本市の医療機関においては、入院手術に身元保証人が必要と考えてよいのか、本市の状況を伺いたいと思います。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

医療機関等においては、診察治療の求めがあった場合には、身元保証人がいないことを理由に拒否することはないように国からも周知されているところでございます。

以上です。

○ 17 番（坂口洋之君）

先ほどの答弁で、法律上は保証人要らないんですけれども、現状やっぱり支払いの場合とか、当然、もし急に自宅から何か持ってきて

ほしいとか、そういった場合がありますので、多くの医療機関がまずは身元保証人制度を導入するのが現状だと思っております。

そういった中で、再度伺いたいと思います。急な入院や手術、医療機関において、身寄り問題は社会的にも大きな問題となっており、ガイドラインを作成している始良市や伊佐市では、医療機関や福祉施設からガイドラインの作成を求められ、現在作成に至っております。

医師会、医療機関等から支援に向けてのどのような課題が寄せられているのか、伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

医療機関等からは、特に緊急入院された身寄りのない方の身元保証や手術の同意、入院費の支払い、万が一亡くなった場合の身元引受けなどについての課題が寄せられているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次、再度伺います。私は、今回この身寄り問題につきましては、鹿児島県内でも事業規模の大きな葬祭事業者の経営者の方に、鹿児島県のお葬式、葬斎場についてお話を伺いました。その中で出された意見を少し紹介したいと思います。

年金、貯蓄が少なく、葬儀費用に苦勞する方が増えたと。祭壇を置かない葬斎場から火葬場に送る直送が増え、経済的な格差が葬儀の形に直結をしている。大規模な葬式が減少し、葬祭文化は縮小・個別化をしている。葬斎場でも身寄りのない方、親族が疎遠な方、火葬後に無縁仏として扱われる事例が増加をしている。葬祭執行者が不在のまま亡くなる。一番どんどころが困りますかということをお聞きいたしました。遺骨を引き取る方がいない場合、行政と葬儀者が調整に苦慮してい

るとのことでした。行政、福祉、民間事業者が孤独死や無縁仏を未然に防ぐ体制づくりが必要ではないかと、葬祭事業者の経営者の方からご意見をいただきました。

今後とも、このような葬祭事業者等からの事例をしっかりと把握をし、施策に反映させていただきたいが、本市の見解を伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

葬祭事業者など、関係機関のほうとのやり取りの中で、事例を通して直接ご相談をいただいて、対応しておりますが、個別事案だけでなく、先ほど市長答弁でもありましたけれども、関係者間で、まずは協議の場において課題を共有し、課題解決に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

併せて高齢者事業所、介護施設等の連絡会、障がい者事業所の連絡会において、権利擁護事業、成年後見人制度、社会福祉士会や司法書士会等の専門家を招いた研修の充実を本市として図るべきではないかと思っておりますけれども、本市の見解を伺いたいと思います。

○介護保険課長（奥田美穂さん）

お答えいたします。

本市においては、市内介護施設等の連絡会や障がい入所施設事業所連絡会等の場において、成年後見センター・リーガルサポートの司法書士等の専門家による権利擁護や成年後見制度についての研修を行っております。

今後とも、専門的な研修を企画してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

本市におきましても、孤独死、孤立をなくす取組がまずは重要だと思っております。

先ほどの市長の答弁でも、重層的支援体制の充実を今後とも図っていききたいという、そ

ういったご意見もいただいたところでございます。

国も、2024年6月から孤立・孤独支援法が施行されております。高齢者・単身者の孤独・孤立対策が自治体にも今求められております。

そこで再度伺います。成年後見制度、エンディングノート、高齢者・単身者の孤独・孤立対策、今後、市民に向けても終活の文化を必要とする社会、今後、日置市として新たに取り組む施策等があれば、お答え願いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

孤立・孤独対策としては、行政や地域住民、関係機関が様々な角度から事業推進することが重要でございます。

自殺対策や在宅医療・介護連携推進事業、権利擁護事業、生活困窮支援事業、重層的支援体制整備事業など、既存の事業について、孤立・孤独支援体制の基本理念を様々な事業に連動させ、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどご答弁があったとおり、いろんな、日置市としても取組をなされていることについて、まず評価をしたいと思います。

昔であれば、こういったことについては家族で解決するとか、もう個人で解決していくのは当たり前の時代でした。

しかし、これからの日本は、少子高齢化、人口減少が進みますし、また地域のコミュニティもますます低下していくことをすごく危惧しておりますので、今後ともこういった施策の充実に努めていただきたいと思います。

次に、市営住宅についての希望をしても、身元保証人が見つからないということで、今

回質問をさせていただきました。

私、現在、鹿児島市のNPO法人やどかりプラスという法人の賛助会員ということで、少し関わりを持っております。本来、家を借りられない人が本当にいるのかというのを思っていたんですけども、現状は鹿児島市辺りで、かなりの方が、やっぱり身元保証人が見つからずに家を借りられないケースがあります。

今回、そこも含めて日置市の市営住宅の状況について質問してきたところでございます。

現在、先ほどの答弁では、日置市におきましては、連帯保証人は通常2人ですけれども、場合によっては1人でも対応できるということでした。

まず、国は2018年、国土交通省は公営住宅の保証人については、新たな入居については必要ないとの方針を示されております。

しかし、現実には、自治体の9割以上の自治体が公営住宅の連帯保証人制度を存続させております。

本市において、現在、原則2名保証人が必要であります。保証人制度の目的、考え方を伺いたいと思います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

連帯保証人についてでございます。

連帯保証人を立てることで、家賃滞納や物件破損などによる市のリスクを軽減するため、入居者がその義務を履行できない場合に、代わりに責任を負う者を立てることが主な目的となります。

特に滞納抑止に一定の効果を持つことが大きいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

本市におきましては、市営住宅入居の条件で、連帯保証人は原則2名、場合によっては1名ということ、現在ありますけれども、場合によっては身元保証人の方がまたなかなか見つからない。

居住支援事業を支援する債務連帯保証法人、身元保証会社でも対応は可能なのか、伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

現在、債務連帯保証会社との対応は実施しておりませんが、今後、県内の状況の把握を努め、検討をしていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

公営住宅は経済的な制限もありますけれども、やっぱり住宅のセーフティネット的な位置づけもございます。

鹿屋市では、令和2年度から連帯保証人が1人でも入居が可能だと、そして居住保証人事業者でも可能になりました。

市としてしっかりと県内自治体の取組事例を把握してほしいが、市としての見解を再度伺いたいと思います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

先ほども答弁いたしました、今後、県内の市町村の状況把握に努めて、検討をしてまいります。

○17番（坂口洋之君）

身寄り問題について再度伺います。

昨年私は、身寄り問題について9月議会の中で質問をいたしました。そして、現在、霧島市、始良市はガイドラインが作成されております。ネットでも掲載されておりますし、伊佐市も間もなく作成されるようでございます。

さつま町等も今作成に向けておりますけれども、昨年、県内の状況等も調査を今後していきたいということをご答弁いただきましたけれども、市としてこれまで調査研究はされなかったのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

霧島市や始良市など、先進事例の情報収集のほうは行っておりますけれども、本市の実情に合ったガイドライン等の作成を視野に、

まずは多様な主体の関係者間で情報や課題を共有する協議体の開催が必要であると考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この身寄り問題につきましては、行政だけではなくて、やはり社会福祉士会とか司法書士会とか、こういったところが県内でも勉強会を進めながら、市と連携をしながらガイドライン作成に努めております。

私も、現在、障がいのある福祉施設で働いておりますので、身寄りのない方も実際にいらっしゃいます。そういった実情を踏まえて、今後増えるであろうというこの問題に取り組んでいただきます。

この質問について、最後に市長に伺います。

身寄りがなくても最後まで安心して託せる地域社会、経済的な格差や孤立による終活支援、本来ならば個人が解決していただく課題を担わなければならない時代が来しました。

最後に、この取組についての考え、決意をお聞きし、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

身寄りがなくても安心して過ごせる地域社会の実現、これは超高齢化社会である日置市にとっても喫緊の課題であります。個人の問題のみではなく、社会全体で対応すべきであると認識をしています。

今後に至っては、多機関連携による包括的・重層的支援体制の強化や、地域の見守り活動などを通じて、誰一人取り残されない、尊厳ある最期を迎えられるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、乗合タクシーひお吉号について、再度伺いたいと思います。

今回、同僚議員も一般質問をしました。先般、伊集院地区の女性団体と語る会の中でも、参加者から数多くこの乗合タクシーひお吉号

についてご意見をいただきました。

そこで、私も実際に今週の日曜日、乗合タクシーひお吉号について調査をさせていただきまして、私の家がちょうど停留所になっております。隣がごみステーションということで、そこからニシムタ中川店まで乗ってまいりました。当日は日曜日ということで利用者が少なく、また同乗した方も近くで降りたもんですから、ほぼ私が一人で乗っていた状況でしたので、またほかのコースもぜひ乗って、いろんなご意見をいただきたいと思っております。

そこで再度伺いたいと思います。昨年12月1日にスタートしたひお吉号、市長はその後乗車する機会がありましたか。

また、乗車された場合、どのような感想、また、乗車された利用者からの意見、要望等がございましたら、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

12月1日以前まで走っていた乗合タクシーについては、数回利用したんですけれども、12月1日にひお吉号がスタートした後、早い段階でなかなか利用が、予約が取りづらいというお声をたくさんいただきまして、その枠を私が使うわけにはいかないなというふうに感じた次第です。

ということで、使っておりませんが、利用いただいた方からのお話はいろんな場面でお伺いをするようにいたしております。

○17番（坂口洋之君）

その枠どころか、多くの方が、まず市長に乗っていただいて、いろんな声を聞くことが私は大事じゃないかなと思っております。

そういった中で、ひお吉号につきましては、同僚議員からもありましたけど、これまでの乗合タクシーと、またひお吉号ともちょっとスタイルが変わってきておりますけれども、中にはタクシー感覚で利用されているという

利用者の方も、運転手さんの話を聞きますと、お聞きをしております。

乗合送迎サービスひお吉号のまずは運行の目的、この事業における基本的な考え、市民の方からは会員でなくても、急な必要なときに乗車できないのかという声もお聞きしております。会員登録の目的、必要性について、市としての見解を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

運行の目的は、市民の移動手段の確保となります。公共交通ですので、年齢を問わずに様々な方にご利用いただけます。

会員登録の目的は、安定した事業運営を行うためのもので、予約時に必要な情報がコールセンターに共有されていれば、予約のたびに情報を伝える必要はなく、スムーズな運営が可能となります。また、利用者が予約した停留所に現れないなどの対応も、コールセンターから利用者やドライバーに連絡があり、即時対応が可能になります。

このようなことから、会員登録はひお吉号の安定した事業運営には必要不可欠であると考えています。

なお、会員登録なしでも、インターネット予約であれば利用可能な一時利用の仕組みがあります。

ただし、予約のたびに情報を入力する必要があることから、観光に来られた方の利用でも複数回利用することが想定されている場合は、会員登録をお勧めしているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

乗合タクシーひお吉号の導入につきましては、高齢化社会に伴い、バス路線の縮小、交通弱者が高齢化に伴い、より自宅に近く、より目的地まで移動ができる交通移動弱者への支援が背景にあると考えております。

そこで再度質問いたします。運行しまして間もなく10か月を迎えようとしておりますけれども、交通弱者・移動弱者支援について、市としてどのような効果があったと理解してよいのか、伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

旧乗合タクシーやコミュニティバスが、ほぼ決まった時刻に主に幹線沿いで乗り降りしていたことに比べて、ひお吉号は乗車時刻の制約が少なく、様々な停留所で乗り降りでき、自由度が高まったことで、高齢者や交通弱者と言われる方の利便性の向上につながっていると考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの1回目の答弁で、7号車までの乗客数につきましてご答弁いただきまして、トータルで1,118人の方が1か月当たり利用しているというご答弁でございました。

そういった中で、まず利用者の多いと思われる上位5か所の停留所はどこなのか、伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

それでは、上位からお答えいたします。

ソレイユタウン伊集院、タイヨー東市来店、スーパーセンターニシムタ伊集院店、ゆすいん、日吉老人福祉センターとなっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、上位5つの停留所を言いました。多分、利用者の目的としましては、多くが買物に行かれる方だと理解しております。

現在、日置市のひお吉号の利用料につきましては、1回300円で、小中学生、障がいのある方、免許返納者につきましては200円であります。

私の住んでおります朝日ヶ丘子団地も、比較的近い目的地に行っても300円です。八

久保団地の方も、この前、これまでは巡回バスで150円で行けたんですけど、やっぱり300円になりました。

一方で、反面、遠距離利用も300円でございます。一番遠距離で利用された場合、近いバス停から目的地までの距離は何キロぐらいの乗車が可能なのか、伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

距離に関係なく運行エリアの中の停留所間であれば、移動が可能です。

停留所間の最大のキロ数を把握しているわけではございませんが、これまでの一番長い距離の乗車は14キロで、坊野地区から伊集院の医療機関に行くために利用したケースがございました。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

一番遠距離で利用した場合は、坊野から伊集院の目的地までというご答弁をいただいたところでございます。

一方では、近いところも300円、かなり遠いところも300円ということで、市民から見れば経済的に負担は少ないことにはこしたことはありませんけれども、近い中心部間の移動距離でも300円、郊外から中心部までの遠距離でも300円であります。

持続可能な運行を可能にするためにも、利用距離に応じた料金体系も、今後市として考えていくべきではないかと私は思っておりますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、現在、利用料金についても検討をしているところです。日置市内を運行する路線バスとの料金のバランスも検討しなければならず、現在、あらゆる経費が高騰する中で、持続可能な公共交通機関と

してのひお吉号の定着を図る上では、距離に応じた料金設定は必要であると考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

一方、先ほどもご答弁がありますけれども、無断予約で、タクシー業者の方が停留場に行っても誰もいない、そういった事例が意外とありますよというご答弁をいただきました。

やむを得ず乗車できない場合でキャンセルされて、連絡さえあればそれなりの対応は当然すべきだと思っておりますけれども、全く連絡をされずに、目的地まで行って誰もいないという事例を考えた場合、例えば無断キャンセルがあった場合の対応についてのお考えを伺います。

また、そこまで行った運行コストは市が見るのか、事業者が見るのか、そこについての考え方を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

現在、無断キャンセルや常習的な直前のキャンセルは問題となっており、事務局もタクシー連絡会等において現状の把握を行っており、注意喚起も含めて個別対応しているところ です。

広報紙においても、キャンセルや変更される場合は早めに連絡するようにお願いしているところ です。

それから、そこまでにいった経費につきましては、利用料金といいますか、タクシー業者に払う時間の枠で見えておりますので、こちらのほうで負担しているということになります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私も乗ってみました。定員が6名です。実際は5人ぐらいがちょうどいいのかなと思っておりますけれども、場合によっては満員で乗れない場合もあります。

しかし、満員でも、キャンセルされて連絡もない方もいらっしゃいます。当然、そういった場合は希望しても乗れない場合がありますので、キャンセルについてもやっぱりしっかりと約束事を考えていただきたいと思います。

次に、再度伺います。令和7年度の乗合送迎サービスひお吉号における、現時点での予算の内訳を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

予算額は4,909万9,984円で、内訳としましては、タクシー事業者運行委託料が3,332万3,560円、システム利用及び印刷物発行費用が1,518万2,424円、ウェブサイト改修及び保守費用が59万4,000円となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今後とも、乗合タクシーひお吉号につきましては、利用者も増えるかもしれませんので、費用、経費としては増えていくのではないかと考えております。

しかし、一方ではやっぱり収入もしっかりとした形で確保することも大事ではないかと思っております。

私も、この乗合タクシーのいろんな意味でも収入を増やす取組について、県内の状況とか県外も含めて調べてみました。出水市の取組についてちょっと紹介させていただきたいと思います。

出水市では、予約型乗合タクシーチョイソコいずんを運行されております。少しでも収入を増やすために、エリアスポンサー制度を導入し、その趣旨は、地域の移動は地域で支えるという趣旨で、協賛金を事業者、法人、個人事業主、協会、組織等を募る取組をしております。金額に応じて、企業名のついたバス停の設置、バス停の命名権等であります。

今後、日置市としても、地域の移動を地域で支える、そんな趣旨で出水市のようなエリアスポンサー制度などの導入が検討できないでしょうか、本市としての見解を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

出水市のようにエリアスポンサー制度を導入し、協賛金を負担していただいた事業者等に停留所を設置している自治体がありますが、本市としましては、エリアスポンサー制度の導入の予定はなく、自治会長などの要望を踏まえながら、医療機関、商業施設等、必要な箇所に設置をしていく予定です。

ただし、現在、運行費用が膨らんでおりますので、地域企業の協力もいただきながら支える仕組みは必要だと考えています。

今後は、地域公共交通会議を中心に、このような取組を調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

現在、運行車両につきましては、７台だということです。今後、まだ新車ですので、すぐに次の新車ということは分かりませんが、もし今後車両を導入される場合がありますたら、例えば救急車を企業や個人が寄附するように、乗合タクシーの新型車導入に際して寄附を募るとか、企業版ふるさと納税による寄附の対象と、現在、今なっておりますけれども、購入から維持管理費を含めた企業、個人の寄附をもっとアピールしていただきたいと思いますが、本市の見解を伺います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

現在、車両の購入の予定はないところですが、今後、ひお吉号の運営を含めた費用の確保に、個人や企業の支援も視野に検討していければと考えております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

次に、ひお吉号の申込みについて伺いたいと思います。

ひお吉号につきましては、電話予約が取りづらいということをお聞きしておりますけれども、現時点で改善されていると理解しているのでしょうか、伺います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

現在、コールセンターは約２０人体制となっており、電話がつながりにくいという点については改善されていると思います。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

先ほど調べてみましたら、利用される方の８割の方が電話申込みされております。コールセンターが、愛知県と沖縄と理解しております。利用される方が高齢者であり、鹿児島弁で話をされるので、言葉が理解されにくい場合があるかもしれません。

実は私、３年前に秋田県大館市の予約型乗合タクシーに乗りましたけれども、大館市もコールセンターが大阪市にあり、場所の特定、秋田弁で高齢者が申込みをされ、戸惑う場面も見られました。

本市において、コールセンタートラブル等はこれまで発生しなかったのか伺います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えします。

議員のご指摘のとおり、他の県にコールセンターがあるため、地理的なことや方言が分からずにお怒りになられ、地域づくり課に苦情として寄せられたケースはございます。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

坂口洋之議員、残り時間１分です。

○１７番（坂口洋之君）

運営事業者につきましては、県外の事業者

だと理解しておりますけれども、コールセンターだけでも市独自で実施できないのか、本市の見解を伺います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

先ほど予算の内訳のところでお答えしましたが、外部委託のコールセンターを含むシステム経費が約1,500万円で、うちコールセンターには約20名が在籍し、他の町の予約も取り扱いますが、本市の経費は約500万円です。

一方、本市で独自のコールセンターを設置した場合、人件費として1人年間約300万円と算定した場合、3名を雇用するとなると年間900万円かかります。

市内の地理に明るいこと、方言にも対応できるなどの利点は挙げられますが、費用対効果を考えますと、独自のコールセンターの設置は難しいと考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

県外の業者に委託するほうがかなりの格安ということで、理解いたしました。

そこで、私も今回ひお吉号に乗りまして、一つ提案したいことがございます。

タクシーの運転手の方から、タブレットをうまく使いこなせなくて苦勞されている方もいらっしゃいます。

また、利用者の方からの意見、タクシー運転手の方の意見、様々な意見がございます。

ひお吉号が、市民が乗りたい、乗ってみたいと思えるような、市として事業者、運転手等を含めた市民が乗りたくする運転手の方を対象とした、スキルアップを含めた講習会等は開催できないのか、本市の見解を伺いたいと思います。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

タクシー事業者の一部のドライバーからは、

タブレット操作に慣れないといった話を伺っております。

今後、タブレットの使い方を含めたドライバーの講習会を行い、ひお吉号の利便性の向上に努めたいと考えます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後に、市長に見解を伺います。

公共交通は、今、深刻な人手不足です。中心部から移動手段の必要な地域ほど人口減少、利用者の低下、縮小・撤退が続きます。市民の移動手段の確保、選択肢の必要性、最後に市長に持続可能な公共交通に向けた考え、決意をお聞きし質問を終わります。

○市長（永山由高君）

公共交通、特に乗合送迎サービスについては、昨日もお話をさせていただいたところがございますが、そこでも申し上げたとおり、10年後団塊世代の方々が85歳に到達する、そこまでに持続可能な仕組みをつくってまいりたいと考えております。

乗合送迎サービスについて、今、様々なご意見をいただいているところですが、これは昨日もお話申し上げたとおり、まずは観光でいらっしゃる方も含めた利用ということで立ち上げたものでございますが、今の状況を見ますと、本当に必要な方がなかなか使えない状況にある。ここを至急対応する必要があると考えておりまして、その意味では、自家用車をお持ちの方々には、基本自家用車で移動していただく。もしくは、いきいきサロンや筋ちゃん広場のようなご年配の方々の集まりの場においては、各自において乗り合わせでお集まりいただくといったような運用も必要なのではないかというふうに考えているところです。

その点において、現在、地域づくり課と福祉部門の各部署を連携した研究チームも立ち上げておりまして、適正な利用の在り方とい

うものについてしっかり、これは研究と検討及び実践を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、16番、下御領昭博議員の質問を許可します。

〔16番下御領昭博君登壇〕

○16番（下御領昭博君）

最後の質問になりました。私は五、六年ぶりに一般質問で、また、永山市長になられてからは初めての質問でございます。大変緊張しております。（笑声）

通告書に従いまして、2項目の10点について質問いたします。

まず、1点目に喫煙についてです。

私も数年前まで喫煙しておりましたが、今たばこをやめたことで、喫煙する人と喫煙しない人の気持ちが分かり、この質問ができます。

喫煙率は現在減少傾向にありますが、喫煙する人は健康への影響が大きく、様々な疾病のリスクを高めます。

また、受動喫煙も健康に悪影響を及ぼす可能性が高く、本庁では屋外に喫煙所が設置されています。

たばこは、本市でも多額の金額をもらい受けています。たばこ税は、吸う人も吸わない人も恩恵を受けているようです。

以上のようなことを申し上げ、3点について市長に質問いたします。

まず1点目に、たばこは、健康上人体に悪い影響があるとされているが、同時にたばこ税については大きな収入源でもあります。この現状をどのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせください。

2点目に、たばこ税の収入は令和元年当初からどのように推移しているのか伺います。

3点目に、商業施設などは排煙設備を備え

た喫煙ルームがあるが、日置市役所本庁・支所の喫煙所の状況を伺います。

2番目に、今年1年、米問題で騒がれた1年、年であったようです。普通米が6月に作付した稲も、あと1か月ほどで収穫が始まり、今ではだんだんと黄金色になっております。

この質問については、10番議員との重なる部分がございますが、私なりに質問いたしますので、よろしくお願いします。

2番目に、稲作農業について。

今年は、テレビ、新聞などで米問題が世間をにぎわせました。備蓄米放出、政府の米に対する政策減反から増産へと展開されようとしています。

そのような中、我が地域では、農業従事者は高齢者が目立ちます。若い人は、農業では所得が上がらず、生活が厳しいため、農業離れしています。

稲作農業を個人でされる方は60歳以上の方が多く、最高齢者は80歳後半であります。このことは、他の地域でも言えることではないでしょうか。あと5年後、10年後を考えますと、心配でなりません。

以上申し上げ、7点について市長に質問いたします。

まず1点目に、本市の稲作面積は、令和元年当初からどのように推移しているのか伺います。

2点目に、本市の稲作農業の平均年齢は何歳なのか伺います。

3点目に、稲作面積で1ヘクタール以上5ヘクタール未満、5ヘクタール以上10ヘクタール未満、10ヘクタール以上の耕作者はそれぞれどの程度いるのか伺います。

4点目に、中山間地域での水田は、地理的条件から効率的な農業経営が難しいが、今後、補助金などの支援をどのように取り組むか伺います。

5点目に、稲作における圃場の拡大、集約はどのような状況か、またパイプラインの整備状況はどのような状況か伺います。

6点目に、新規就農者が農業機械を購入するための補助金の受給条件はあるのか、どの程度支給されるのか伺います。

最後、7点目について、市長のマニフェストに「1次産業を続けられるように」の中で、「後継者確保に向けた情報発信強化」とあるが、具体的にどのようなことをするのか、また、これまで情報発信の実施状況や効果はどうか。

以上をもちまして、1回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、喫煙についてのその1、現状の受け止めについて回答します。

たばこが健康に与える悪影響については、喫煙者本人のみならず、受動喫煙による周囲の方々の健康にも深刻な影響を及ぼすことから、市としても普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいます。

一方で、市たばこ税の税収は約2億7,000万円と、税収の約5%を占め、貴重な財源となっています。

市民の健康を守ることは行政の責務であり、最優先で取り組む課題です。市たばこ税の税収を有効に活用しながら、市民の福祉向上と安定的な財政運営の双方を両立させるよう努めてまいります。

その2、たばこ税収入の推移について回答します。

市たばこ税の税収の推移につきましては、令和元年度の2億4,040万円から、税率改定などの影響で、令和3年度、令和4年度は増加に転じております。令和6年度は2億6,900万円となっており、直近3年間は2億7,000万円前後で推移しています。

その3、日置市役所本庁、支所の喫煙所の状況について回答します。

市役所庁舎については、不特定多数が利用する公共性の高い施設であることから、健康増進法では第一種施設とされており、原則として敷地内禁煙となります。

ただし、例外措置として屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置を講じることで、特定屋外喫煙場所を設置することができることから、喫煙者の利便性も考慮し、本庁、支所にそれぞれ設置しています。

続いて、質問事項の2つ目、稲作農業についてのその1、稲作面積の推移について回答します。

主食用米、WCS用稲、加工用米、飼料用米を合わせた作付面積は、令和元年度、1,032.3ヘクタール、令和2年度、1,019.7ヘクタール、令和3年度、989.7ヘクタール、令和4年度、990.5ヘクタール、令和5年度、981.9ヘクタール、令和6年度、986.2ヘクタールの実績で、令和7年度は972.2ヘクタールの見込みで、減少傾向にあります。

その2、稲作農家の平均年齢について回答します。

営農計画書から抽出した本市の稲作農家の平均年齢は、令和7年9月1日現在で72.5歳です。

その3、稲作面積ごとの耕作者について回答します。

1ヘクタール以上5ヘクタール未満は、149人と3法人で、計152、5ヘクタール以上10ヘクタール未満は、11人と5法人で、計16、10ヘクタール以上は、10人と4法人で、計14です。

その4、中山間地域の水田の支援策について回答します。

中山間地域等直接支払制度と多面的機能支

払交付金により、農地の保全、農業施設の維持を図っていただき、労働力不足に対しては、スマート農業の導入の推進をしていきます。

担い手としての認定農業者には、補助事業を活用した機械導入の支援を行っています。

さらには、集落営農や農地中間管理事業などの制度を活用した農業の継続と地域の維持を図ることを支援していきたいと考えています。

その5、圃場の拡大、集積状況及びパイプラインの整備状況、今後の整備計画の状況につき回答します。

稲作をやめる兼業農家が出てきているため、規模拡大ができる方に耕作を委託する傾向にあります。耕作地が点在しているため集約が進みにくい状況です。

水田のパイプライン化については、令和6年度までに9地区、約160ヘクタールの整備が完了し、現在は県営事業の皆田地区など7地区、約75ヘクタールの整備を推進しています。

今後の整備計画は、吹上地域の和田地区において、約30ヘクタールの水田で事業化に向けた取組を進めており、地域の実情を踏まえ、管理作業の省力化に努めてまいります。

その6、新規就農者が農業機械を購入するための補助金の受給条件及び支給金額について回答します。

国の新規就農者育成総合対策事業の中に、経営発展支援事業があります。この事業は、新規就農者の経営発展を支援するために、機械・施設等の導入費用を補助するものです。

条件として、認定新規就農者、地域計画での中心的担い手での位置づけ、計画の実現性、資金の確保などがあります。

内容は、最大1,000万円までの設備投資に対し、4分の3以内を補助します。

その他、産地生産基盤パワーアップ事業や担い手確保経営強化支援事業もありますが、

認定農業者などの要件を満たした経営体や面積、成果目標などの条件が必要となります。

その7、マニフェストにおける「1次産業を続けられるように」の枠内の「後継者確保に向けた情報発信について」及びこれまでの情報発信の実施状況と効果について回答します。

ホームページで、新規就農者への情報発信や就農相談会への参加を行っています。

令和6年度は、農業相談を8件受け、3名の就農につながっています。

今後は、空き農地やハウスを紹介できる体制、ホームページでの新規就農者情報の強化、SNSを活用した日置市の農作物を紹介してまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時04分休憩

午後2時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（下御領昭博君）

今、市長から答弁をいただいたんですが、2回目の質問をしていきます。

「市民の福祉向上と安定的な財政運営の双方を両立させるよう努めてまいります」と答弁されましたが、喫煙する人は合法には何にも問題はないと私は思っております。喫煙は、受動喫煙の観点から大変厳しい状況に置かれています。また喫煙する人は、健康に影響が大きく、様々な疾病のリスクを高めることから、喫煙者数の減少を図るため、また財源を確保するため政府は、たばこ税を段階的に上げようとしています。

その件について、どのように思っているのでしょうか、伺います。

○市長（永山由高君）

議員のおっしゃるように、これは国の政府としても、その健康増進と税収とのバランスを取りながら意思決定をしているものであろうというふうに受け止めています。

○16番（下御領昭博君）

今、市長が答弁されたことのように私も思います。

2点目に入っていきます。

2点目に、たばこの収入の件で令和元年度から、どのように推移しているかということで、お聞きしたんですが。令和元年度2億4,040万円、令和3年度、4年度は増加に転じておりますとだけ答弁されましたので、この3年、4年度はどれだけの税収があったのかお伺いします。

○税務課長（有島純一君）

お答えします。

令和3年度の市たばこ税税収は2億5,665万9,467円、令和4年度のたばこ税収は2億7,097万9,202円でございます。

以上でございます。

○16番（下御領昭博君）

今、たばこ税のことを聞いたんですが、結局、たばこ税は人口が減少してきていますよね、だんだんと。減少している中で、税収はあまり変わっていないということは、やはり1個当たりのたばこ税が上がったんですかね、その件についてお伺いします。

○税務課長（有島純一君）

お答えします。

たばこ税の税率改正を令和3年度、4年度、そしてまた令和7年度の税制改正におきまして、令和8年度からたばこ税の値上げをしております。

以上でございます。

○16番（下御領昭博君）

たばこ税が2027年4月から段階的に

1本当たり0,5円ずつ増税が予定されています。具体的に3年間で1箱当たり30円の値上がりが見込まれます。このたばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向けて税率を上げていく必要があるとのことです。この増税は、防衛財源の確保を目的としています。

それと、加熱式たばこは2026年4月から増税されますが、この税金は自治体にも還元されるのかを伺います。

○税務課長（有島純一君）

お答えします。

令和7年度の税制改正で、加熱式たばこについては国たばこ税において、紙たばこの税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われました。これに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しが行われたところでございます。

この税負担差解消以外で防衛力強化に係る財源確保のために、国たばこ税においては、税率引上げが行われましたが、地方たばこ税においては、税率引上げを行っておりません。

たばこ税は、国の財源となる国たばこ税、たばこ特別税と地方の財源となる都道府県たばこ税、市町村たばこ税に区分されておりまして、それぞれ税率も異なっているところでございます。

国と地方の双方でたばこの消費に対する課税を通じて財源を確保していますので、国から地方への還元等につきましては、特に確認されておりません。

以上でございます。

○16番（下御領昭博君）

分かりました。3点目に入ります。

喫煙者の利便性を考慮し、設置していますとのことですが、本庁は分かるんですが、支所についてはどのような場所に、どのような設備をされているのか、吹上支所、日吉支所、東市来支所のたばこを吸う場所と設備をお伺

いします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

まず、東市来支所につきましては、1階の駐車場スペースの一角に設置しております。

それから、日吉支所については、日吉支所庁舎から南側といいますか、南側の場所に設置しているところでございます。

それから、吹上支所につきましては、庁舎の2階のベランダのところに設置しているところでございます。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

今お聞きしましたが、そのタバコを吸うところは、屋根は設置してあるわけですかね、どうなんですか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

屋根が設置してあるところにつきましては、東市来支所、それから日吉支所の2か所になります。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

私もタバコを吸う場所が実際は官公庁とか、そういうところではタバコを吸ってはいけないということで、特例でタバコを吸うようになっているわけですが、気になったものですかから9月4日の日に鹿児島市役所の別館のところに屋外の喫煙場所を視察に行っていました。

今建物のリフォーム中でありまして、屋外に喫煙場所は屋根がガルバリウムの鉄板みたいなのでしてあって、壁はタキロンでした。そしてまた椅子も準備してありまして、タバコを吸う人のことをよく考慮しているんだと感心しました。

それと隣のいちき串木野市では、ちょっと行くことができずに、いちき串木野市の職員に聞いたところ、市来支所は雨が降るときは

タバコを吸うところまでは傘をさして行くけど、タバコを吸う場所ではちゃんと屋根があるから傘はささなくてよいということです。本庁の串木野については、屋上のほうにタバコを吸うところがございます、そこはちゃんと屋根がついていると。

そういうことを考えますと日置市の本庁は、タバコを吸うところを見ると普通の何も、よい天気の日はいいんですが雨が降るときとか、雪が降るときとか、そういったことを考えますと、かわいそうでどうしようもないんですが、その辺を市長はどのように捉えていらっしゃるのか、再度伺います。

○市長（永山由高君）

喫煙の場所というのは、この健康増進法の趣旨に基づいて受動喫煙防止対策を推進するという観点から設定されるというのが、まず一つございます。

それからたばこ税が貴重な財源になっているという点はございますけれども、現時点では市民生活に直結する行政サービスなど、より優先度の高い事業にたばこ税などの一般財源を活用する必要があるというふうを考えておりまして、屋外喫煙所に屋根を設置することは難しいと判断をしています。

○16番（下御領昭博君）

たばこ税について再度市長に質問いたします。

役所の建物内や敷地内での喫煙は、健康増進法改正により原則として禁止されています。ただし、敷地内に受動喫煙を防止するための状況を満たした「特定屋外喫煙場所」が設置されている場合は、その場所でのみ喫煙が可能です。喫煙場所を設置するかどうかは、各自治体の管理権限者の判断に委ねられています。

我が市の本庁では喫煙場所が設置されていますが、屋根もなく雨が降る日は傘をさして喫煙している方を見受けます。たばこ税を受

け取っているわけですので喫煙所の整備をする予算は確保できないのか、再度市長に伺います。

○市長（永山由高君）

雨天時に傘をさして喫煙されている方がいらっしゃるという現状については、ご不便をおかけしており大変心苦しく感じております。

一方で、これは先ほども申し上げたところと重なりますけれども、たばこ税が税収として入ってきているわけですが、これは使途が特定されていない一般財源でありますので、学校や道路、公共施設の維持補修など幅広い行政サービスに活用をさせていただいているということです。

○16番（下御領昭博君）

2番目の稲作農業について再度質問していきます。先ほど市長のほうから答弁があったんですが、市長の答弁で作付面積が令和元年からすると約60.1ヘクタール減少しているようですが、減反の最大の理由は何ですか、お伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

中山間地域の耕作に不利な条件の場所で耕作しなくなったことが、多くの理由と考えております。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

条件の厳しいところが作らなくなるのはよく分かります。結局、この面積は主食米とWCSと加工用米、飼料米の合計した面積を言われたわけですが、今年は主食米が不足で大変な時期を迎えたと思いますが、その主食米について令和5年度から令和7年度に、どれだけ作付けされたのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

主食用米につきましては、令和5年度731.3ヘクタール、令和6年度716.5ヘクタール、令和7年度781.3ヘクタール

であります。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

令和6年度が716.5ヘクタールで、少なくなっているわけですから今年米が足らなかったんじゃないかなと思います。その反面、今年は781.3ヘクタール植えていますので、来年は大丈夫じゃないかなと思います。そういうことで、今厳しいのはやはり耕作する人が少なくなってきたのが一番の原因じゃなかろうかと思います。

続きまして、3問目の質問に入ります。

先ほど10ヘクタール以上耕作している人は個人の場合で10人、法人の場合で4人いるとおっしゃいましたが、私は10ヘクタール以上耕作しないと稲作農業では生計維持が難しいと思っています。個人で10ヘクタール以上耕作している人は、本市では10人いるようですが、何歳ぐらいの方が耕作しているのかを伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

平均年齢で59.8歳になります。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

今59.8歳でしたかね、10ヘクタール以上作っていらっしゃる方というのは、平均年齢が割と若いわけですね。若い人が作ってくだされば安心なんですけど、これが高齢者だと先が短いから厳しいのかなと思いますけど、この10ヘクタール以上耕作している方で、水田は1か所に集中しているのか、それとも点在しているのか、その辺はどうなんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

ある一定のところは集約されていると思いますが、やはり点在している状況でございます。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

今の答弁である程度集約されているということですので、作業効率は大変いいと思います。10ヘクタール以上耕作しているわけですから、若い衆、まだもっともっとたくさん作っていただいて日置市の水田を活用していただけたら、ありがたいと思っております。

次に、水田農業する人は全国で2015年では約93万9,000人いまして2024年8月時点では約70万から80万人のようです。我が市においては、現在どれぐらいの方が水田農業に携わっているのか伺います。また5年後、10年後はどのように推移していくと予想されますか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

水田の営農計画書では1,452人が耕作者として申請されております。直近3年では、年間5%程度耕作者が減少しておりますので、今後も同様に推移すると思われれます。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

今の答弁で、やはりだんだんと耕作していく人が少なくなってくるというのはよく分かります。人口減少もあるし、一番の問題は、うちげんたいもですけど、親から譲り受けた農機具があるから、それがあの間は作るけど、もうそれが壊れたら作らないと。なぜかという農機具をそろえるとなると、やっぱり多額のお金が必要だし、少々作る人では採算がどうしても合わないからそのようになってくるんじゃないかなと思います。そういうことで、農業をする人はだんだん少なくなってくるかと思えます。

では次に、4番目の中山間のことについてお尋ねします。

先ほど答弁の中で、「スマート農業の導入の推進をしています」とありますが、日置市

では、どのようなものをどこで採用しているのかを伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

ドローンの自動航行やトラクター、田植機などの農業機械の自動操舵システムの導入があります。ドローンにつきましては日置市内全域で、またトラクター、田植機などの農業機械については、東市来、日吉、吹上地域で採用されている状況であります。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

今の答弁の中で、ドローンは乳剤散布とかするようないうことがということでよく分かるんですが、それと田植機械、田植機械はそんなに大きくないから、今稼働はパソコンに入れて自動で植えるのは、私見たことがあるから分かるんですけど、この自動トラクターというのは水田でも使っているわけですかね、日置市でも、その件についてお伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

トラクターにつきましては、田植前の耕運、また代かき等のところで先ほど議員がありましたとおり、各補助の地点を登録しまして、それで自動的に走行するシステムとなっております。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

トラクターについては、その水田の面積というのは大体何反ぐらいの田んぼからはそうして利用できるわけですかね。小さい田んぼでリモコンですと、自動トラクターというのは大変危険なような気がしますけど、何ヘクタール以上だったら大丈夫なんですかね、お伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

トラクターの機能としましては、特に面積

は地点で測りますので、小さい面積でも可能かと思いますが、効率性を考えると、それ一定の面積が必要かと思いますが、どのくらいの面積が適正かというのはここでちょっと把握しておりません。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

認定農業者には補助事業を活用した機械導入の支援とありますが、例えばどのような機械をされるのか、1件当たりの予算はどの程度なのかお伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

機械のほうにつきましては、米のほうであればコンバイン、また田植機などの導入に支援がございます。金額につきましては、すみません、今ちょっと把握していないところでございます。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

中山間事業についてもう1点お伺いします。

中山間地域で両サイドが山に囲まれた谷間、自分たちはよく迫田と言っているんですが、その水田は1枚当たりの面積が小さく、不整形で高低差もあり、日当たりも悪く収穫も少ないです。

大雨が降った場合の土砂流出防止や水源涵養など多面的な機能を持っており、減災の役目をしています。耕運作業や田植え稲刈りなどの作業の効率も悪く、その上、鳥獣被害も多い、最近では高齢化と人手不足で耕作する人がだんだん少なくなり、荒廃地が目立つようになってきています。

そのような状況なので、用水路の管理や田原へ泥上げなどする人も少なく、作業する負担が大きいです。今では、中山間事業や水土里サークルなどの事業で管理をしていますが、対応できない状況です。荒廃すると災害を起こす原因ともなりますので、何か対応策はで

きないのか見解を伺います。

○農地整備課長（上 勇人君）

お答えいたします。

将来にわたって地域の水田農業を維持していくためには、水田のパイプライン化など水利用の効率化、それから水管理の省力化などを図っていく必要があると認識しております。

現在は水土里サークル活動等で地域の維持活動を進めていただいておりますが、仮にこういったパイプライン化の整備を進めるに当たりましては、農家の合意形成などの一定の期間を要することがございます。

市といたしましては、県や関係機関と連携を図りながら、また地域おこしを踏まえて、地域の移行を踏まえつつ国の補助事業を活用しながら、事業の推進を進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○ 1 6 番（下御領昭博君）

分かりました。次の質問に移ります。

耕作地が点在しているため集約が進みにくい状況であると答弁されましたが、農地の集約が厳しいのは、地域への機運の欠如、関係機関の積極性の不足、農地転用の期待、所有者の意向と権利問題、高齢者と人手不足、経営規模の拡大、以上のようなことがあります。農地の集約につながらない状況ではありますが、今後のことを考慮しますと、話し合いや説明会などを開催して進めていくことが重要と考えますがどうでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

集約が進まないのは、議員がご指摘のとおり、様々な要因があると思っております。先ほど、別の議員でもお答えいたしましたが、地域計画を見直すため、関係者が集まり担い手への集積や、農地の在り方などを見直した計画を立てて、集約を進めていければと思っております。

以上です。

○ 16 番（下御領昭博君）

水田のパイプラインについて、先ほど答弁があったのですが、今、結局整備済みのパイプラインというのは 159.8、事業中のパイプラインが 75.0 ヘクタール、計画中のパイプラインが 31.2 ヘクタールでございます。これを整備済みと事業中と計画中を足し込みますと、東市来地域で 62.8 ヘクタール、伊集院地域で 31.4 ヘクタール、日吉で 50 ヘクタール、吹上で 121.8 ヘクタールで、全て入れますと 266 ヘクタールでございます。補助が 1,271 ヘクタールでございますが、各地域の水田面積はそれぞれ何ヘクタールなのか、分かっていたら教えてください。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩しますか。（発言する者あり）いいですか。

なら、答弁を。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

ただいまのご質問については、今資料で数字が分かりませんので、改めて報告させていただきます。

以上です。

○ 16 番（下御領昭博君）

新規就農者が農業機械を購入することについて、再度質問いたします。

経営発展支援事業の中で農業機械を購入する際、最大 1,000 万円まで設備投資分に対し 4 分の 3 補助すると答弁されましたが、農業機械は高額なため、新規就農者にとっては、ありがたいことだと思います。これまで、どれぐらいの方がこの事業を利用したのかお伺いします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

この制度につきましては令和 4 年度に 4 人、

令和 5 年度 1 人、令和 6 年度に 1 人が利用しております。

以上です。

○ 16 番（下御領昭博君）

令和 7 年度についてはまだ誰もいらっしゃらないわけですね。では、次の質問に移ります。

市長のマニフェストの件について、農業相談を 8 件受け、結果として今年度 3 名の就農につながったと答弁されましたが、その中で稲作農業をする人はいなかったのかお伺いします。もし、いるとしたらどのような方だったのか、併せて伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

稲作の農家の方、お一人でした。40 代で就農するという方で、親が作っていたらしいです耕作地以外に規模拡大をしながら稲作を作る予定でございます。

以上です。

○ 16 番（下御領昭博君）

40 歳の方がつくるというわけですが、この新規就農者につきましては就農した場合、水田農地や農業機械などはどのようにされるのか伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

水田の場所につきましては幹旋等ございますので、今作られているところ以外に、今後、後継者を探していらっしゃるようなところを含めて、この方が希望する場所等を含めて、利用できる水田を探したり、もしくは見つけていただいて契約をしていくという流れになっております。

以上です。

○ 16 番（下御領昭博君）

機械はどうされるんですか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

機械につきましては、今、親の方が使っていらっしゃる機械がございますので、そちらのほうを活用して耕作をするということになっております。

以上です。

○16番（下御領昭博君）

分かりました。最後に市長にお尋ねします。

お米は私たちの主食として欠かせないものであります。担い手や後継者の確保のために農地の拡大、集約、パイプラインの設置、そして農業機械の助成金制度など、今回の質問でいろいろお聞きしました。稲作農業で生計を立てられるよう所得が上がる仕組みづくりを急ぐことが求められます。このことについて、市長はどのようなお考えをお持ちか伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、今後の農業者の高齢化や担い手への農地の集積・集約化など、将来にわたって地域の水田農業を維持していくためには、用水のパイプライン化など、水利利用の効率化や水管理の省力化を図る必要があります。

国の補助事業を活用しながら、地域の実情を踏まえた一層の事業推進が必要であると同時に、やはり農地というのはそれぞれ所有される方々がいらっしゃいますので、地域計画をしっかりと見直しながら、関係者の方にお集まりいただいて担い手への集約・農地の在り方などもしっかりと見直しを進めてまいり、そのあと押しをさせていただければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

以上で一般質問を終わります。ここで先ほどの10番議員の一般質問に対して、農林水産課長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○農林水産課長（成田 郷君）

午前中の一般質問の中で、10番議員から米の流通過程についてご質問があり、その中で「2022年の卸売市場法の改正」とお答えしておりました。実際は「2020年の卸売市場法の施行」の間違いでありました。訂正させてください。

あと併せまして、先ほど16番議員の質問でお答えできなかった部分がありましたので、そちらについてご回答させていただきたいと思います。

まず、認定農家さんのコンバインと田植機の金額等についてのご質問でしたが、コンバインについては約1,300万円、田植機については450万円という金額で購入してございます。

続きまして、すみません。耕作面積を先ほどお答えできなかったんですが、各地域の耕作面積というのは、東市来が219ヘクタール、伊集院402ヘクタール、日吉222ヘクタール、吹上436ヘクタールでございます。

以上です。

△日程第2 議案第61号日置市長等の
給与等に関する条例の一部
改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第2、議案第61号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第61号は、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

職員の飲酒後の自動車運転及び自動車検査証の有効期間が満了していた自家用車の使用という不祥事について、特別職としての監督責任を重く受け止め、自らを処するため、給

料を減額することについて、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

議案第61号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、職員の不祥事を受けて市長等の給与を減額するものでございます。

それでは2ページの別紙をご覧ください。

附則に1項追加し、令和7年9月1日から11月30日までにおける給料月額を市長は100分の80、副市長及び教育長は100分の90とするものであります。

この条例の附則としまして、交付の日から施行し改正後の規定は、令和7年9月1日から適用することとしております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正については、承認することに決定しました。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、10月8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時57分散会

第 4 号 (1 0 月 8 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第50号 日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について
日程第 2	議案第54号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	議案第55号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第56号 令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第57号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第58号 令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第59号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第60号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9	認定第 1号 令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第 2号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第 3号 令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 4号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 5号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 6号 令和6年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 7号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 8号 令和6年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第17	認定第 9号 令和6年度日置市下水道事業会計決算認定について
日程第18	議案第62号 損害賠償の額を定め和解を成立させることについて
日程第19	議案第63号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第20	議案第64号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21	閉会中の継続調査の申し出について
日程第22	所管事務調査結果報告について
日程第23	議員派遣の件について

本会議（１０月８日）（水曜）

出席議員 ２０名

１番 阿多聖弥君
３番 山口秀人君
５番 福田晋拓君
７番 下園和己君
９番 是枝みゆきさん
１１番 福元悟君
１３番 中村尉司君
１５番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 大川畑宏一君
４番 中村清栄君
６番 長倉浩二君
８番 佐多申至君
１０番 重留健朗君
１２番 山口政夫君
１４番 留盛浩一郎君
１６番 下御領昭博君
１８番 並松安文君
２０番 富迫克彦君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局 長 濱崎慎一郎君
議事調査係 野崎元気君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼こども未来課長 馬場口美宗香さん
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 内山良弘君
吹上支所長 田代誠治君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 神之門英樹君
商工観光課長 上村裕文君
福祉課長 宮前美紀さん
介護保険課長 奥田美穂さん
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 段原修司君

副市長 上秀人君
総務企画部長兼総務課長 瀬戸口亮君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有馬純一君
市民生活課長 瀬戸口和彦君
健康保険課長 宇都敏君
農林水産課長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 入佐好彦君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん
消防本部総務課長 藏 蘭 健一郎 君

農業委員会事務局長 有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第50号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止について

○議長（富迫克彦君）

日程第1、議案第50号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第50号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本議案は、9月2日の本会議において、本委員会に付託され、9月12日に委員会を開催。市民福祉部長、東市来支所長、福祉課長など当局の出席と議案の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

東市来総合福祉センターのこれまでの経緯につきましては、平成4年旧東市来町におきまして、当時の社会情勢などを踏まえ、東市来町内にデイサービス事業を行う事業者がなかったことなどから、町において施設を設置し、平成17年の合併により日置市へ引き継がれたものであります。

なお、当施設の運営につきましては、設置当初（平成4年4月）から旧東市来町社会福祉協議会へ委託し、その後、日置市社会福祉協議会へと引き継がれ、平成19年度から日置市の指定管理者制度導入に伴い、同協議会が指定管理者として引き続き運営を行ってお

ります。

設置から34年間、高齢者などの心身機能の維持向上を図るとともに、地域の福祉向上に努めてまいりました。

デイサービス事業の現状といたしましては、施設の老朽化に伴う施設維持管理費の増加や利用者の減少など今後の事業継続が難しくなっていることから、今年の2月をもって事業を終了する予定であります。

既に地域や施設利用者につきましては、昨年度から今年度にかけて運営を終了することを周知し、それぞれ理解を得られており、利用者には次の利用施設の受皿も調整済みであります。

また、この事業は、東市来地域内をはじめ、市内全域でサービス利用が可能であるということです。

以上のようなことから、今回、日置市東市来総合福祉センター条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は、令和8年4月1日であります。

次に、主な質疑を申し上げます。

委員より、今後の施設の公募については、どのような形態を考えているのかとの問いに、民間譲渡を含めた活用を検討しており、令和7年度末までにサウンディング調査を実施し、令和8年中に公募予定であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑は終了。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

1点だけ訂正をさせていただきます。

先ほど「今年の2月をもって事業を終了す

る」という報告いたしましたけど、訂正であります、「今年の１２月をもって事業を終了する」予定であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第５０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第５０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第５０号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第５０号日置市東市来総合福祉センター条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第２ 議案第５４号令和７年度日置市一般会計補正予算（第６号）

△日程第３ 議案第５５号令和７年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

△日程第４ 議案第５６号令和７年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第２号）

△日程第５ 議案第５７号令和７年度日置市介護保険特別会計補正予算（第２号）

△日程第６ 議案第５８号令和７年度日

置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

△日程第７ 議案第５９号令和７年度日置市水道事業会計補正予算（第１号）

△日程第８ 議案第６０号令和７年度日置市下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（富迫克彦君）

日程第２、議案第５４号令和７年度日置市一般会計補正予算（第６号）から日程第８、議案第６０号令和７年度日置市下水道事業会計補正予算（第１号）までの７件を一括議題とします。

７件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

○予算審査特別委員長（下園和己君）

ただいま議題となっております議案第５４号令和７年度日置市一般会計補正予算（第６号）から議案第６０号令和７年度日置市下水道事業会計補正予算（第１号）の７件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る９月２日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、９月１２日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、９月３０日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第５４号令和７年度日置市一般会計補正予算（第６号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億５，１８９万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１８億５，４６０万４，０００円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金

及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、介護施設の整備等に係る経費、狹隘道路等の社会基盤整備、災害復旧費などの予算措置のほか、債務負担行為の設定など所要の予算を編成しております。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。

総務課、選挙管理委員会所管分では、市制施行20周年記念式典として関ヶ原鉄砲隊を招聘するための旅費が計上されているが、関ヶ原鉄砲隊を招聘することになった経緯はどの問いに、薩摩日置鉄砲隊との交流が今年で10年となり、市制施行20周年記念式典のオープニングで薩摩日置鉄砲隊と共同演武により、祝砲を上げて式典を盛り上げていただき、引き続き親善交流を図っていただくため、招聘することになったとの答弁。

財政管財課所管分では、委託料で公共施設あり方検討委員会とあるが、人数、メンバー構成、年齢層はどうなっているのか。また、会合は何回ぐらい開催予定かとの問いに、委員構成としては、学識経験者などで6人以内を想定している。年齢層については、若年層も入れたいという考えである。開催回数については、4回程度を考えているとの答弁。

企画課所管分では、官民連携コンソーシアムに関する関連事業は、ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用して実施するとの説明であったが、参加企業をどれぐらい見込んでいるのか。また参加企業には、参加費などが発生するのかとの問いに、今、10月に実施するコンソーシアムの導入セミナーについて、50社程度に開催案内を送付しており、参加企業を集めている状況である。費用負担については、運営やセミナーに係る費用については、市で負担していきたいと考えているが、例えば、一部の関連する事業など任意で参加を希望する場合は、費用負担が発生する場合もあるが、強制的に

費用が発生するということはないとの答弁。

地域づくり課所管分では、地区公民館の修繕料について、各地域から要望が出ていると思うが、何千万円とかの急な修繕が来たときは、金額の上限を決めて対応しているのかとの問いに、基本的には、公共施設の活用計画及び個別施設計画があり、それらに沿って対応している。例えば、皆田地区であれば10年の間に規模縮小を検討する計画になっていて、そういう施設は基本的に100万円以上の大規模な修繕はしないと内部では基準を設けているところである。予防保全型の計画であれば、別途予算で設計をして、大規模な改修をする形で対応しているとの答弁。

商工観光課所管分では、歳入で官民連携コンソーシアム設立に関連する実証実験に係るふるさと納税の活用ということで387万5,000円計上されていて、これはガバメントクラウドファンディングで集める金額となるが、いつから募集するのか。また目標額に達しなかった場合は、官民連携事業はどうなるのかとの問いに、募集は10月9日からを予定しており、終期は12月31日までとしている。また、目標額に達しなかった場合は、寄附額に応じた形で事業縮小をして行うとの答弁。

消防本部所管分では、NET119の契約変更と映像システムの変更とあるが、映像システムはスマホでのやり取りがどのようになるのかとの問いに、映像通報システムの内容は、119番通報者のスマホを利用することにより、通常の119番通報に映像を加えることで、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができる新しいサービスである。通報者にURLをショートメールで送り、そのURLを開いていただくことで、映像で現場の情報を消防本部が見て、救急であれば心臓マッサージの指導等、火事であればどのくらい燃えているかが分かるシステムであるとの

答弁。

福祉課所管分では、日吉高齢者共同生活住宅の電磁調理器購入費について、個人ではなく、市で購入する理由は何かとの問いに、大型家電など、当初、市が設置したもので、修繕不能となったものについては、市が負担しているとの答弁。

こども未来課所管分では、子育て短期事業費、短期入所支援について、児童入所施設措置費の子育て短期事業の現在の対象人数は何名かとの問いに、今年度途中の状況では、児童入所施設措置が2件であるとの答弁。

健康保険課所管分では、感染症予防接種費について、予防接種健康被害の件数が2名との説明であったが、そのほかにはいないのかとの問いに、国の予防接種健康被害の認定を受けている方が2名である。その他2名の方は現在国へ申請中であるとの答弁。

介護保険課所管分では、地域介護基盤整備事業費の計上について、その内容を伺うとの問いに、建物の整備や設備の設置、求人に係る準備経費などであるとの答弁。また、この中に新規事業は入っていないのかとの問いに、日吉地域の医療法人みゆき会が運営するグループホームの増築や介護サービス種別の変更に伴う新築工事の予定であるとの答弁。

社会教育課所管分では、保健体育総務管理費のトラック購入費について、今回購入するトラックは普通免許で乗れるのかとの問いに、トラックは最大積載量1.3トンなので、普通免許で乗れるとの答弁。

農林水産課所管分では、飯牟礼農産物加工センター打栓機更新について、飯牟礼地区以外の加工センターにも同様の機械があるが、麺つゆや焼き肉のたれは、一般的にペットボトルが主流となっている中で、今後も更新を続けていくのか。今後、ペットボトルでつくることを検討できないかとの問いに、今後、他の加工センターで打栓機の更新が必要とな

った際には、地域の利用者等とも協議し、ペットボトルでつくることができないか検討していくとの答弁。

農地整備課所管分では、農地農業用施設災害復旧費の普通旅費について、熊本農政局との工法協議とあるが、どのような協議を行うのか。また、近年ではどのようなときに協議を行ったのかとの問いに、農道や水路のり面が大規模に崩壊した場合には、補強土壁工法など特殊な工法で工事を行うことになる。その際には、国と工法等について事前協議が必要となるため、九州農政局のある熊本市に職員を出張させる必要があることから、予算を計上したものである。また、令和元年度に飯牟礼地区の農道災害で同様の工法を採用した実績があるとの答弁。

建設課所管分では、住宅管理費の補償金について、住宅移転に係る移転費、協力費に伴う補正とあるが、八久保上住宅と朝日ヶ丘住宅は4世帯転居となっているが、それぞれ何世帯ずつが入居しているのかとの問いに、朝日ヶ丘住宅は23戸中12世帯、八久保上住宅は24戸中7世帯が入居中であるとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、子育て短期事業費の児童入所施設措置2件の内容について、質疑はなかったのかとの問いに、質疑はなかったが、母子家庭が子育てをしながら学ぶことができる環境を整備するため、児童養護施設等でかかる短期入所生活援助、ショートステイ事業等を実施したとの説明があったとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第54号令和7年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきましては、全会一

致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ434万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,289万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、基金積立金や県支出金精算返納金の増額になります。

質疑を行ったところ質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、臓器等の移送に係る補正が計上されているが、どのような説明があったかとの問いに、療養に必要な臓器等の移送に係る執行見込みに伴う増額で、負傷疾病等により、移動が困難な被保険者が医師の指示により移送される場合や、被保険者の療養に必要な臓器等の移送に係る経費を補填するための費用であるとの説明があったとの答弁。

ほかに質疑はなく、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第55号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に

伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、光熱水費や施設維持修繕料の増額になります。

質疑を行ったところ質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号令和7年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

歳入歳出それぞれ2億4,900万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億200万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う介護給付費繰越金の増額で、歳出の主なものは、前年度精算に伴う基金積立金、国県支出金精算返納金の増額になります。

質疑を行ったところ質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第57号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,867万円とするものであります。

歳入の主なものは、滞納繰越額確定に伴う後期高齢者医療保険料の減額、前年度保険料収納額の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金

の減額であります。

質疑を行ったところ質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第58号令和7年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は総額から60万2,000円を追加し、総額を10億1,201万円に、支出は総額に907万9,000円を減額し、総額を9億8,459万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額などです。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億4,820万円と、支出は総額から1,092万7,000円を追加し、総額を7億1,011万円とするもので、人事異動等による人件費の増額などになります。

質疑の主なものを申し上げます。

人事異動等に伴う補正とあるが、異動後の人員配置はとの問いに、機構改革に伴い管理係が新設され、5名配置となったとの答弁。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第59号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第60号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は既

定の予算のとおりとし、総額を8億3,125万1,000円に、支出は総額に1,172万1,000円を追加し、総額を6億7,756万1,000円とするもので、人事異動等による人件費、施設維持修繕料の増額など。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を2億2,650万円に、支出は総額に18万円を追加し、総額を4億4,689万5,000円とするもので、備品購入費の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

企業債利息について、利率見直し等に伴う補正として237万1,000円を計上しているが、利率は何%の見直しとなったのかとの問いに、0.51%から1.71%に改定されたとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第60号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

1か所訂正をいたします。企業債利息についてので、利率は何%に見直しとなったのかのところを、「見直しとなったのか」と言いましたので、「見直しとなったのか」に修正いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、7件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第54号から議案第60号までの7件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号から議案第60号までの7件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

採決順位第1の議案第54号から議案第60号までの7件を採決いたします。

お諮りします。7件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第54号から議案第60号までの7件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第9 認定第1号令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第2号令和6年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第3号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第4号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第5号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第6号令和6年度日置市介護保険特別会計歳

入歳出決算認定について

△日程第15 認定第7号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第8号令和6年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第17 認定第9号令和6年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（富迫克彦君）

日程第9、認定第1号令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第9号令和6年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長黒田澄子さん登壇〕

○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております認定第1号令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号令和6年度日置市下水道事業会計決算認定についての9件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本件は、去る9月2日の本会議において、決算審査特別委員会に付託され、9月17日、18日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、9月30日に議選監査委員を除く19名の委員全員出席の下、決算審査特別委員会において分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、認定第1号令和6年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

国は、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却

と民需主導の持続的な成長の実現に向け、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速、防災・減災、国土強靱化などの国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りの利いた予算編成を行おうとしています。

このような中、本市においては、財政規律の維持を念頭に令和6年度も引き続き、人口減少の克服と地方創生の取組である、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を第2次日置市総合計画後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としています。

以上のことを前提として、決算審査特別委員会分科会の審査におきましては、まず、議決した予算は、当初の趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたのか、また、行財政運営にどのような創意工夫がなされるべきかということも含めて、審査を行いました。

歳入総額においては、対前年度比6億8,138万2,000円減の320億1,746万3,000円、歳出総額においては、対前年度比6億9,829万7,000円減の307億8,633万円となっております。

自主財源と依存財源の比率においては、地方税や分担金・負担金などの自主財源が全体の28.3%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が71.7%となっており、依然として自主財源率の低い財政構造となっています。

財政調整基金残高については、令和7年5月31日現在で46億7,685万4,053円であり、市債残高は対前年度比

8億620万3,000円減の305億1,164万8,000円であります。

分科会での質疑において主なものをご報告いたします。

総務企画分科会の総務課所管では、UUUM株式会社と包括的連携協定を締結し、ユーチューブなどのSNS活用セミナーを実施したとあるが、広報の仕方や企画のアイデアなど、どのような内容で効果が上がったのかとの問いに、SNSごとの強みや年代層や利用者などを、例えばフェイスブックは40代以上の方が多く活用していることや、10代、20代に対して発信するのであればInstagramを活用すべきなど、そういった基礎的なことから研修をしていただいた。

こども未来課では、年代に合ったSNS発信をしていただいております、研修効果が出てきていると感じていると答弁。

財政管財課所管では、さつま湖のボート処分だが、さつま湖の所有管理はどこになるのか。また、どういった経緯で市が処分したのかとの問いに、経過としては、さつま湖に半分沈んだ無人のボートがあるとの近隣住民からの通報が日置警察署にあり、警察より吹上支所へ状況の確認の連絡を受け、警察、消防及び吹上支所地域振興課でボートの確認を行った。確認の結果、長期間放置されていたものが、水位の変化で浮き上がってきた可能性が高いと判断され、事件性はないとの結論に至った。これを受け、警察よりボートの所有者が不明であるということから、処分について依頼があり、字図、地積図を確認し、さつま湖の所有管理が日置市であることが確認できたため、ボートの処分をしたものであるとの答弁。

企画課所管では、脱炭素先行地域づくり事業で、戸建て住宅や事業所への太陽光発電設備設置を展開されているが、6年度末の進捗率は幾らで、今後の課題は何かとの問いに、

進捗率については、計画全体の導入量として 1 万 9 0 0 キロワット程度で提案していただいていた。令和 6 年度までに導入した設備は、2, 6 0 0 キロワットを超える導入量があり、約 1 5 % 導入がされた。今後の課題については、地域おこし協力隊、ひおき地域エネルギー、自治会長の協力も得ながら、吹上地域の戸建て住宅や事業所などへの太陽光発電設備設置について声かけをさせていただいているが、年度が進んで興味がある方が少なくなることも想定されるので、戸建て住宅や事業所をいかに確保していくかが課題であるとの答弁。

地域づくり課所管では、補助金交付金で、各自治会長連絡協議会は、繰越金によって金額が違うとの説明があったが、地区公民館への金額の基準は人口や世帯数だけなのかとの問いに、繰越金で補助金額が増減するのは、それぞれの地域自治会長連絡協議会運営事業補助金だけである。地区自治公民館活性化事業交付金は繰越金での増減等はないが、積算内容として、まず運営費があり、世帯の規模、地区自治の規模によって異なる。また、専門部費、事務費、施設管理費、人件費、事業費と幾つもの積算根拠により、活性化事業交付金を交付しているとの答弁。

商工観光課所管では、よしとし軍議場で行っていた甲冑着つけ等の体験を 9 月以降は観光案内所で行ったとあるが、体験者数はとの問いに、6 年度の甲冑着つけ等の体験者数は 2 5 8 名で、観光案内所に移動してからはそのうち 7 3 名となっているとの答弁。

また、6 年度の甲冑着つけ等の体験者数が 2 5 8 名ということだが、着つけ体験だけではなくて、ほかの活用方法とかを検討しなかったのかとの問いに、甲冑は 5 5 領ある。活用しているのは P R 武将隊に 1 0 領で、着つけ体験にもその都度、出してはいるが、使っていない甲冑も多い。今後、より多くの人た

ちに活用してもらえるように貸出しができればと、検討を進めているところである。よりいろんなところでいろんな方に甲冑に触れて、戦国島津ゆかりの日置市を知っていただけるように手を打って行こうと考えているとの答弁。

税務課所管では、税の収納状況で現年課税分の市民税と軽自動車税に不納欠損があるが、これまで現年分の不納欠損はあまりなかったと思うが、理由はとの問いに、現年分はあまりないところではあるが、課税が成立して、納税義務者であるお父様が亡くなり、奥さんも子どもさんも全ての親族が相続放棄した場合は、請求するところなくなるので、現年課税について、法律上、執行停止をかけた上で、即時消滅となり、不納欠損となったケースなどであるとの答弁。

会計課所管では、組戻手数料が 6 4 件と多いが、これらを減らす手だて、職員への喚起をされたのかとの問いに、内訳としては、振込の依頼をかけた後に、婚姻や離婚によって氏に変更されていたり、振込依頼をかけた間に亡くなられて口座凍結されていたりで、振込ができなかったものが件数としては多い状況で、防御できないケースが多い。審査や相手方の登録の段階では、入念に確認するように職員への周知、審査をするよう心がけているとの答弁。

消防本部所管では、高規格救急自動車 2 台を更新したとあるが、更新だけで増車はしていないのかとの問いに、高規格救急自動車は、消防本部に現在 4 台あり、伊集院の消防署、東市来の北分遣所、吹上の南分遣所に常時稼働する車 3 台、プラス非常用救急車ということで 4 台になる。救急車の数は、消防力の整備方針において、人口 1 0 万人以下の市は 2 万人に 1 台という基準があり、日置市は今 4 万 6, 0 0 0 人で、3 台プラス非常用救急車で 4 台となるが、これに 1 台増車すると、

それを運用する隊員の数、人員増も含めてとなる。今のところは、予備の救急車を使って転院搬送の対応を行っているとの答弁。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、衛生処理組合負担金について、なんさつＥＣＯの杜稼働により、ごみ収集車の運行距離が延びたが、運行コストはどのくらい増加したのかとの問いに、毎月の業務報告書によると前年と比べて約１．３倍増加している。また、１２時から１３時まではごみの搬入ができないので、収集業者は、時間的なスケジュールを立て、スムーズに滞りなく業務を遂行していただいているとの答弁。

福祉課所管では、ひおき健やか憩いの湯事業について、交付枚数が年々減ってきていることについて、利用者からご意見等はなかったのかとの問いに、入浴券は令和３年度が２０枚、令和４年度が１５枚、令和５年度以降が１０枚となり、予算の関係で枚数を減らして事業を実施していることから、利用者から不満の声はあるが、ご理解いただいているものと考えている。また、令和７年度はまちのコインを利用して追加交付を考えているとの答弁。

こども未来課所管では、医療的ケア児保育支援事業について、受け入れた保育事業者、また保護者からの意見はどのようなものがあったのかとの問いに、保護者からは、毎日預かれるようにしてほしいという要望があった。事業者からは、対応できる看護師を配置しているが、利用者が卒園することにより将来的な処遇に先行き不安を感じることがあるなどの意見をいただいているとの答弁。

健康保険課所管では、感染症予防接種の子宮頸がんワクチン定期接種の受診勧奨を行った対象者と受診者数の状況について伺うとの問いに、受診勧奨を行った対象者は、中学２年生が２３３人、中学３年生が２２５人、高校１年生が２２６人である。１回目を接種

済みの対象者が、中学２年生が６９人、中学３年生が７３人、高校１年生が９０人となっており、１回目の接種率としては、高校１年生までの定期接種率が約２５％、キャッチアップ対象者の接種率が約４６％であり、全国平均を上回っているとの答弁。

介護保険課所管では、介護人材確保ポイント事業登録者数が４６人で、予算に対して執行率が５７．０４％であり、事業の成果としては執行率が低いと思われるが、このことをどう分析されているのかとの問いに、コロナ禍で活動が自粛となり、コロナ禍以降も活動が減少していることから、介護施設へ事業の啓発を行いボランティア活動の活性化を促している。また、今年度から在宅高齢者等の生活支援に係るボランティアポイント事業を開始しており、ボランティアの人数が増えている状況であるとの答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、学校給食の食物アレルギー対応について、市内の小・中・義務教育学校及び幼稚園で統一した手順により除去、代替食を提供したとのことだが、対象者は何人くらいなのか。また、事故・トラブル等はなかったのかとの問いに、小学校２２名、中学校１６名の合計３８名の管理対応を行った。これまで事故・トラブル等の報告はないとの答弁。

社会教育課所管では、日置市高等学校運動部全国大会補助金について、鹿児島城西高校サッカー部に１００万円助成しているが、先日的一般質問にもあったように、文化系の部活動に対しての補助金の在り方についてどのように考えているのかとの問いに、小中学校、高校の体育系・文化系を問わず助成できるような制度を考えており、令和８年度までには実施したいとの答弁。

次に、産業建設分科会の農業委員会所管では、農地利用集積決定件数について、新規件数が４４１件となっているが、前年度と比べ

て多かったのかとの問いに、前年度は新規件数が４７４件となっており、若干の減少となっているとの答弁。

農林水産課所管では、農村センターと地区公民館が併設されているところがあるが、加工センターの建物を地区公民館の用途として使用するの、目的外使用にはならないのかとの問いに、地区公民館と農村センターが併設されている建物は、建物としては１つの建物だが、それぞれ農村センター条例と地区公民館条例に沿って活用されている。それぞれの条例に建物は明記されているが、併用できるといった表現にはなっていないため、関係例規を確認していきたいとの答弁。

農地整備課所管では、全体として多くの事業を実施しており、例年と比べ多く感じるが、その要因はとの問いに、県に対して要望していた基盤整備事業などが順次採択され、本格的に事業が実施段階へ移行したことや、近年の頻発する豪雨災害などの増加が上げられるとの答弁。

建設課所管では、市道愛護作業、河川愛護作業のいずれでも、対象自治会数より実施自治会数が少ないと理解しているが、実施していない要因として高齢化が理由に上げられるのかとの問いに、いずれの作業に関しても、高齢化を要因として実施できていない自治会はある。河川愛護作業については、のり面の崩落など、異常を早期発見できる側面もあるため、自治会の協力を得られるよう努めていくとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、脱炭素先行地域づくり事業で、令和６年度の導入量が１５％であったとのことだが、目標は何％だったのかの質疑はなかったのかとの問いに、令和６年度の目標についての質疑や説明はなかったが、事業期間として

はまだあるので、今後、戸建て住宅や事業所などの導入先を確保していきたいとの答弁があったとの答弁。

ほかにも質疑もありましたが、分科会長の説明で了承し、質疑を終了。

休憩に入り自由討議を行ったところ、補足説明資料について、毎年、主要施策説明及び懸案事項の文言が同じになっている課があり、その年その年の事業の概要及び目的を的確に調書に反映すべきではとの意見がありました。また、説明資料の変更があったので十分な確認をお願いしたいとの意見や、決算不用額調書の理由説明において、確定による執行残との文言だけでなく、具体的な理由について、もう少し詳細な説明が必要との意見が出されました。

その後、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、認定第１号令和６年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第２号令和６年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額５８億６，７２３万３，０００円に対して、歳出総額５８億６，２８８万６，０００円でありました。また、基金積立金の令和６年５月末現在の基金残高は約３億６，０００万円であり、決算収支不足により４，０００万円取り崩している状況であります。

国民健康保険税の収納率は、現年分９５．６３％、滞納繰越分２０．８７％で、前年度比率にして現年分０．０６ポイント減、滞納繰越分５．７６ポイント減となっています。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保ヘルスアップ事業の令和６年度新規事業の特定健診受診率向上事業について、どのような取組がなされたのかとの問いに、これ

まで、特定健診の未受診者に対して文書で受診勧奨を促していたが、新規事業では、前年度の受診状況やレセプトを分析し対象者の健康意識に合わせた内容の通知を送付し、受診勧奨を促す試みを行った。その結果、受診勧奨後の未受診者の受診率が令和5年度の18.6%から令和6年度29.1%になり、前年度比1割程度改善したとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第2号令和6年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額は1億3,649万7,000円で、うち事業収入が6,227万9,000円、繰入金が7,421万7,000円、歳出総額は1億3,649万7,000円でありました。

利用客の内訳は、前年度に比べて1万6,249人の減となり、内訳は宿泊者が5,947人、休憩利用者が4,637人でありました。

前年度は、国体の関係で宿泊利用者が多かったことと、閉館が決定した中での運営となり、また、報道等の影響もあり、全体的に大幅な利用者減となりました。

なお、レストランは令和6年12月22日、宿泊は令和7年3月1日で終了となり、最終的な営業収入は、前年度比6,897万65円の減収となっています。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、決算不用額で委託料の閉館イベント用に500万円計上していたが、6万5,000円

しか使わなかったとあるが、具体的な説明などなかったのかとの問いに、決算不用額については、まとめて実績に伴う執行残との説明で、委託料について特別な説明はなかったとの答弁。

ほかにも質疑はなく、分科会長の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号令和6年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額は9,895万8,000円で、うち事業収入が3,614万1,000円、繰入金6,281万6,000円、歳出総額は9,895万7,000円であります。

利用者数は、入浴2万3,469人、プール延べ1万1,853人、飲食2,707人、宿泊195人などで、前年度より10人増でありました。

令和5年度から吹上砂丘荘の別館として経営改善に取り組んでおり、食堂の軽食への変更、売店の廃止、予約受付の吹上砂丘荘への移行など、規模を縮小した形で営業しております。

質疑の主なものは、工事費支出状況で令和5年度に1,127万5,000円でプールろ過機の更新を計画して、令和6年度に繰り越して事業をしているが、当初に比べて金額が420万円ほど上昇している。変更理由に、仕様変更、作業追加、そのための期間延長とあるがどういう変更があったのかとの問いに、当初、金属製の素材で導入する予定であったが、打合せの中で、設置場所が建物の中ということで変更をしたところで、それに合わせて、作業等を検討する時間も必要になった

ことから、期間についても変更したところであると答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、耐用年数は金属製とFRP製でどのくらい違うのかの質疑はあったのかとの問いに、耐用年数についての説明はなかったが、10年から15年で更新しているとの説明があったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額599万7,000円に対して、歳出総額は496万6,000円であります。令和7年3月末現在の基金残高は377万5,681円であり、前年度から81万7,972円の増額となっております。

また、温泉旅館等9か所に配湯しており、有償分の使用料金として、244万2,000円を徴収しております。

質疑の主なものをご報告いたします。

温泉給湯事業の今後の運営方針について伺うとの問いに、吹上砂丘荘への配湯が終了したことや施設の老朽化、温泉組合経営者の多様化した事業形態の変化、また、これまでの事業継続の経緯、背景など様々な要因を踏まえ、市として方向性を決めていく必要があるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、砂丘荘への配湯は終了したが、そこま

での配湯管は撤去するのかとの質疑はあったのかとの問いに、砂丘荘までの配湯管については、質疑も説明もなかったが、配湯管を含め、施設の老朽化がかなり進んでいることから、これまでの温泉給湯事業の背景や経緯を踏まえ、市としての方向性を決定した上で、温泉旅館組合等と協議を重ねていかなければならないと考えているとの答弁があったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号令和6年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額58億3,000円に対して、歳出総額55億2,761万円であります。なお、基金積立金では1億3,111万6,559円を積み立てて、当年度末・出納整理期間における基金積立金の残高は、7億9,872万4,379円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

福祉用具購入費について、令和6年度から介護事業者への受領委任払いが実施されたが、その現状について伺うとの問いに、福祉用具購入費も住宅改修費も9割以上が受領委任払い方式であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第6号令和6年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号令和6年度日置市後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額 9 億 3,089 万 2,000 円に対して、歳出総額 9 億 2,732 万 9,000 円でありました。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保は、短期保険者証を発行しているが、後期高齢者医療では発行されているのかとの問いに、令和 6 年 12 月までは 13 名に発行していたが、マイナンバー法改正後は発行していないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第 7 号令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第 8 号令和 6 年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の部では、収入におきまして、水道事業収益で 10 億 5,287 万 7,000 円の予算額に対して、一般会計繰入金 6,307 万 9,283 円を含む 10 億 6,512 万 6,829 円の決算額となっております。

一方、支出におきましては、水道事業費用に係る予算額 10 億 3,382 万 1,000 円に対し、9 億 1,284 万 9,178 円の決算額となっております。

令和 6 年度末の給水人口は 4 万 3,935 人で、前年度比較で 596 人減となっており、普及率が 96.3% で、前年度と比較して 0.1 ポイントの減となっております。また、有収率は前年度比 0.1 ポイントの増となっております。

次に、資本的収入及び支出の部では、収入において、予算額 1 億 5,833 万 1,000 円に対しまして、一般会計繰入金 1 億 335 万

円を含む決算額 1 億 5,920 万円となっております。

支出においては、資本的支出に係る予算額 10 億 3,378 万 7,000 円に対して、決算額 8 億 4,530 万 3,378 円、翌年度繰越額 1 億 6,346 万 7,000 円となっております。

収入に対する支出決算額の不足額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金で補填されております。

質疑の主なものをご報告いたします。

官民連携基本検討業務について、委託事業者から調査結果は出ているのかとの問いに、包括的に委託する方向で調査を依頼し、委託内容についてはスモールスタートで始めたほうがよいという報告を受けている。令和 7 年度にサウンディング調査を行い、官民連携の可能性を調査していく予定であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、認定第 8 号令和 6 年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に、認定第 9 号令和 6 年度日置市下水道事業会計決算認定についてご報告します。

収益的収入及び支出の部では、収入におきまして、下水道事業収益で 8 億 2,385 万 5,000 円の予算額に対して、一般会計繰入金 3 億 429 万 8,000 円を含む 8 億 3,849 万 1,794 円の決算額となっております。

一方、支出におきましては、下水道事業費用に係る予算額 6 億 1,721 万円に対して、5 億 8,191 万 1,580 円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入において、予算額2億8,746万2,000円に對しまして、2億2,842万860円の決算額となっております。

支出においては、下水道事業資本的支出に係る予算額5億840万4,000円に對して、決算額4億4,358万6,505円、翌年度繰越額6,050万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び引継金で補填された決算となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

農業集落排水事業の処理区域内における下水道使用件数は254件で令和5年度と比べ5件の減少となっている。これからも人口は減っていくが、今後の農業集落排水事業の運営はいつ頃まで予定しているのかとの問いに、いつ頃までとは決めてはいないが、管路等については耐用年数に對して経過年数が短いため、大型合併浄化槽の導入や、処理方式のダウンサイジング化、使用料も含め審議会等を開いて検討していきたいとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、認定第9号令和6年度日置市下水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終了します。

○議長（富迫克彦君）

ここですばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時19分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、9件の委員長報告に對する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第9号までの9件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

採決順位第2の認定第1号から認定第9号までの9件を採決いたします。

お諮りします。9件に對する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第2の認定第1号から認定第9号までの9件は、委員長の報告のとおり認定されました。

△日程第18 議案第62号損害賠償の額を定め和解を成立させることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第18、議案第62号損害賠償の額を定め和解を成立させることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第62号は、損害賠償の額を定め和解

を成立させることについてであります。

令和7年8月8日に日置市伊集院町地内で発生した、職員の公用車の運転による自動車事故について、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第62号損害賠償の額を定め和解を成立させることについて補足説明を申し上げます。

2ページの別紙を御覧ください。

事故の概要について、1、発生日時は令和7年8月8日午後6時30分頃、2、発生場所は日置市伊集院町地内、3、発生状況は外郭団体の会議に出席するため、職員が公用車を運転し、4、概略図に記載のとおり会場の駐車場で公用車を駐車区画に入れるため後退操作を行った際、公用車左後部が駐車中の相手方車両の車両右前部に接触し、同車両の一部を損傷させたものであります。

なお、事故発生時に相手方所有の車両に乗車している者はいなかったため、人的被害はありませんでした。

3ページの示談書を御覧ください。

和解の内容について、日置市の事故の責任割合を100%として損害賠償の額を120万円と定め、今後、本件に関して双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号損害賠償の額を定め和解を成立させることについては、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第63号令和7年度
日置市一般会計補正予算
(第7号)

△日程第20 議案第64号令和7年度
日置市水道事業会計補正
予算(第2号)

○議長（富迫克彦君）

日程第19、議案第63号令和7年度日置市一般会計補正予算(第7号)及び日程第20、議案第64号令和7年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)の2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第63号は、令和7年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億7,655万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を327億3,115万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、台風12号による消防費や災害復旧費などについて、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、分担金及び負担金につきまして、農地災害復旧費分担金の増額により709万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金及び現年補助林道災害復旧事業費国庫補助金の増額により、2億1,815万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額により、1億8,437万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により、2億3,323万5,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や現年補助公共土木施設災害復旧事業債などの増額により、2億3,370万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費につきまして、水道事業会計事業費で、水道事業の災害復旧に伴う補助金の増額により735万円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、災害対策費で、避難所設置に伴う職員手当の増額により282万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、農道・水路・林道などに係る農林水産施設災害復旧費の増額、

道路・河川などに係る公共土木施設災害復旧費の増額、地区公民館などに係るその他公共施設・公用施設災害復旧費の増額により、8億6,638万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第64号は、令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、総額に一般会計からの災害復旧に伴う補助金135万円を追加し、総額を10億1,336万円と、支出は、総額に水道管破損等修繕費135万円を追加し、総額を9億8,594万8,000円とするものであります。

資本的収入及び支出については、収入は、総額に一般会計からの災害復旧に伴う補助金600万円を追加し、総額を1億5,420万円と、支出は、総額に路肩決壊に伴う水道管破損等工事請負費600万円を追加し、総額を7億1,611万円とするものであります。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

○8番（佐多申至君）

議案第63号日置市一般会計補正予算（第7号）、予算説明資料では8ページ、11款05項目01目10節において、その他公共施設・公用施設災害復旧費、需用費、施設維持修繕料として、旧青松園跡地のり面決壊修繕の予算が53万9,000円計上されております。

これについて、幸いに建物倒壊、人的災害はないとの報告でした。今回のり面の修繕予算は決壊した原因を検討し、再発防止対策を講じた上での予算なのかという質疑でござ

います。

補足ですが、2年前に妙円寺団地において小学校ののり面が大雨により崩落した災害があり、のり面上部の集水、排水に問題があったと聞いております。

同じ災害を繰り返さないことを思い、質疑したものであります。ご回答お願いします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

決壊原因については、大雨の際に、敷地内の側溝で処理し切れなかった雨水が敷地の低いほうへと流れ出たことが、のり面の決壊につながったものと認識しております。

決壊箇所の修繕については、流出した表土の復旧と生コンクリートによる表面処理により、雨水による浸食を防ぎ、容易に決壊することがないように再発防止策を講じるものでございます。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号及び議案第64号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号及び議案第64号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号令和7年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第21、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに決定しました。

△日程第２２ 所管事務調査結果報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第２２、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会から、所管事務調査結果報告がありました。委員会からの報告書は市長へ送付いたします。

△日程第２３ 議員派遣の件について

○議長（富迫克彦君）

日程第２３、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第１６７条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、９月２日の招集から本日の最終本会議まで３７日間にわたり、令和７年度一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、人権擁護委員候補者の同意、補正予算専決処分の承認、日置市クリーン・リサイクルセンター施設解体撤去工事請負契約

の締結、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正、日置市東市来総合福祉センター条例の廃止、令和６年度日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（富迫克彦君）

これで、令和７年第５回日置市議会定例会を閉会します。

皆さんご苦労さまでした。

午前１１時３８分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 富迫克彦

日置市議会議員 福田晋拓

日置市議会議員 長倉浩二